

有 価 証 券 報 告 書

事業年度 自 2018年 4 月 1 日
(第 8 期) 至 2019年 3 月 31 日

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社

有価証券報告書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と同時に提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

第8期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	6
3 【事業の内容】	7
4 【関係会社の状況】	9
5 【従業員の状況】	11
第2 【事業の状況】	12
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	12
2 【事業等のリスク】	14
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	19
4 【経営上の重要な契約等】	47
5 【研究開発活動】	47
第3 【設備の状況】	48
1 【設備投資等の概要】	48
2 【主要な設備の状況】	49
3 【設備の新設、除却等の計画】	51
第4 【提出会社の状況】	52
1 【株式等の状況】	52
(1) 【株式の総数等】	52
(2) 【新株予約権等の状況】	54
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	70
(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	71
(5) 【所有者別状況】	71
(6) 【大株主の状況】	72
(7) 【議決権の状況】	73
2 【自己株式の取得等の状況】	74
(1) 【株主総会決議による取得の状況】	74
(2) 【取締役会決議による取得の状況】	74
(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】	74
(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】	75
3 【配当政策】	76
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	77
第5 【経理の状況】	113
1 【連結財務諸表等】	114
(1) 【連結財務諸表】	114
① 【連結貸借対照表】	114
② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】	116
③ 【連結株主資本等変動計算書】	119
④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】	121

⑤ 【連結附属明細表】	194
(2) 【その他】	198
2 【財務諸表等】	199
(1) 【財務諸表】	199
① 【貸借対照表】	199
② 【損益計算書】	201
③ 【株主資本等変動計算書】	202
④ 【附属明細表】	208
(2) 【主な資産及び負債の内容】	208
(3) 【その他】	208
第6 【提出会社の株式事務の概要】	209
第7 【提出会社の参考情報】	210
1 【提出会社の親会社等の情報】	210
2 【その他の参考情報】	210
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	212

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年6月28日
【事業年度】	第8期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
【会社名】	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
【英訳名】	Sumitomo Mitsui Trust Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役執行役社長 大 久 保 哲 夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
【電話番号】	03(6256)6000 (大代表)
【事務連絡者氏名】	総務部文書チーム長 後 藤 善 之
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
【電話番号】	03(6256)6000 (大代表)
【事務連絡者氏名】	総務部文書チーム長 後 藤 善 之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前 4 連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
		(自 2014年 4 月 1 日 至 2015年 3 月 31 日)	(自 2015年 4 月 1 日 至 2016年 3 月 31 日)	(自 2016年 4 月 1 日 至 2017年 3 月 31 日)	(自 2017年 4 月 1 日 至 2018年 3 月 31 日)	(自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月 31 日)
連結経常収益	百万円	1, 203, 554	1, 198, 904	1, 261, 272	1, 350, 946	1, 467, 916
うち連結信託報酬	百万円	104, 703	105, 537	99, 870	100, 591	103, 911
連結経常利益	百万円	292, 483	278, 061	196, 383	232, 661	256, 411
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	159, 665	166, 909	121, 446	153, 986	173, 889
連結包括利益	百万円	499, 385	59, 359	155, 354	231, 696	93, 925
連結純資産額	百万円	2, 716, 973	2, 704, 511	2, 791, 682	2, 872, 325	2, 730, 356
連結総資産額	百万円	46, 235, 949	58, 229, 948	65, 453, 725	68, 356, 798	57, 029, 113
1 株当たり純資産額	円	618. 63	6, 181. 19	6, 437. 57	6, 897. 36	7, 008. 67
1 株当たり当期純利益	円	40. 38	433. 30	317. 24	403. 91	458. 91
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	円	40. 38	433. 22	317. 15	403. 75	458. 64
自己資本比率	%	5. 16	4. 08	3. 76	3. 83	4. 65
連結自己資本利益率	%	7. 22	7. 00	5. 01	6. 05	6. 58
連結株価収益率	倍	12. 26	7. 60	12. 16	10. 66	8. 66
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	1, 349, 631	9, 752, 429	7, 533, 343	2, 840, 458	374, 318
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	1, 646, 991	△380, 627	△339, 358	△745, 854	△225, 399
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△409, 452	△64, 122	26, 026	△76, 869	△136, 766
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	8, 022, 017	17, 323, 915	24, 531, 391	26, 540, 249	14, 079, 768
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	20, 965 [2, 652]	21, 852 [2, 694]	22, 143 [2, 673]	22, 351 [2, 547]	21, 498 [2, 141]
合算信託財産額	百万円	223, 925, 575	236, 757, 301	261, 127, 280	285, 008, 064	—
信託財産額	百万円	152, 664, 958	174, 908, 223	188, 467, 733	201, 698, 118	211, 350, 067

- (注) 1. 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 2016年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。2015年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算出しております。
3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末非支配株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
4. 連結自己資本利益率は、親会社株主に帰属する当期純利益金額から当期優先株式配当金総額を控除した金額を、優先株式控除後の期中平均連結自己資本額で除して算出しております。
5. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、2018年10月1日付で連結の範囲から除外しております。
- 合算信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む連結子会社ごとの信託財産額を単純合算の上、資産管理を目的として連結子会社間で再信託を行っている金額を控除しております。なお、連結子会社のうち、該当する信託業務を営む会社は三井住友信託銀行株式会社及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社であります。
- 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む連結子会社の信託財産額であります。なお、連結子会社のうち、該当する信託業務を営む会社は三井住友信託銀行株式会社であります。

(2) 当社の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月		2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
営業収益	百万円	59,918	59,926	58,218	57,301	123,149
経常利益	百万円	51,168	50,504	50,378	49,337	116,190
当期純利益	百万円	51,173	50,503	50,376	49,333	127,717
資本金	百万円	261,608	261,608	261,608	261,608	261,608
発行済株式総数	千株					
普通株式		3,903,486	3,903,486	390,348	390,348	390,348
第七種優先株式		—	—	—	—	—
純資産額	百万円	1,503,048	1,493,582	1,487,288	1,479,082	1,548,721
総資産額	百万円	1,654,043	1,824,180	1,968,108	2,076,512	2,203,492
1株当たり純資産額	円	389.02	3,882.88	3,886.44	3,884.77	4,087.87
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	円					
普通株式		12.00 (5.50)	13.00 (6.50)	130.00 (6.50)	130.00 (65.00)	140.00 (65.00)
第七種優先株式		21.15 (21.15)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益	円	12.54	131.10	131.59	129.40	337.06
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	12.54	131.08	131.55	129.35	336.86
自己資本比率	%	90.85	81.85	75.54	71.19	70.23
自己資本利益率	%	3.24	3.37	3.38	3.32	8.44
株価収益率	倍	39.50	25.13	29.33	33.28	11.79
配当性向	%	95.68	99.15	98.78	100.45	41.53
従業員数	人	39	35	39	91	146
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX業 種別(銀行業))	%	108.90 (122.38)	76.09 (90.78)	90.98 (115.48)	103.36 (119.43)	99.27 (101.43)
最高株価	円	526.7	593.8	4,644 (388.6)	4,821	4,865
最低株価	円	383.4	281.5	3,171 (287.7)	3,603	3,876

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

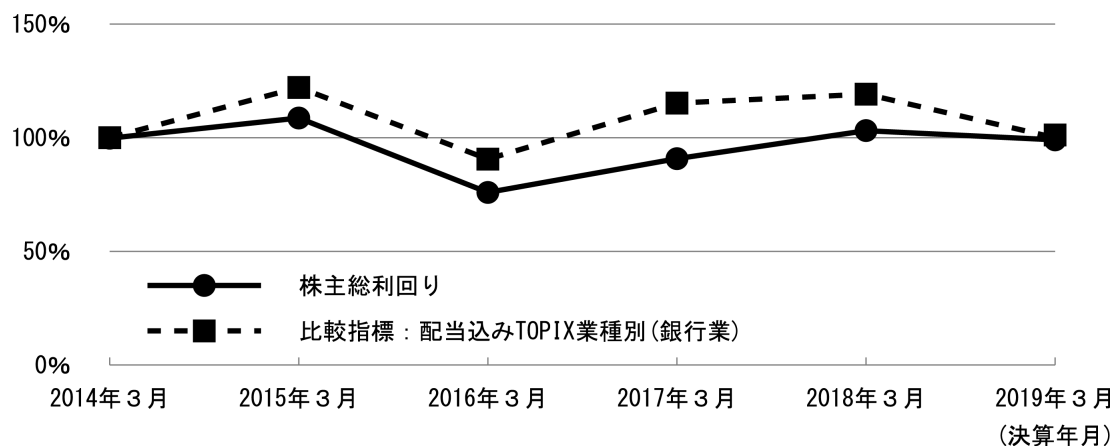
2. 2016年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。第5期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算出しております。

3. 2016年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。1株当たり中間配当額(6.50円)を含め、第6期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり配当額を算出しております。

4. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

5. 自己資本利益率は、当期純利益から当期優先株式配当金総額を控除した金額を、優先株式控除後の期中平均自己資本額で除して算出しております。

6. 株主総利回り及び比較指標の最近5年間の推移は、以下のとおりであります。



7. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。なお、2017年3月期の株価については株式併合後の最高株価及び最低株価を記載しており、株式併合前の最高株価及び最低株価を括弧内に記載しております。

2 【沿革】

2001年10月	中央三井信託銀行株式会社は株主の承認と関係当局の認可を前提に、銀行持株会社を設立し、中央三井信託銀行株式会社及び三井アセット信託銀行株式会社を傘下にもつ新しい金融グループを結成することを決定。
2001年11月	中央三井信託銀行株式会社は、持株会社の設立、株式会社の経営陣・経営執行体制を、新たな銀行持株会社グループ名を「三井トラストフィナンシャルグループ」とすることと併せて公表。
2001年12月	中央三井信託銀行株式会社の臨時株主総会及び種類株主総会において、中央三井信託銀行株式会社が株式移転により銀行持株会社を設立し、中央三井信託銀行株式会社がその完全子会社となることについて承認決議。
2002年 1 月	中央三井信託銀行株式会社は、内閣総理大臣から信託銀行を子会社とする銀行持株会社設立にかかる認可を取得。 当社の普通株式を東京証券取引所、大阪証券取引所及び名古屋証券取引所に上場。
2002年 2 月	中央三井信託銀行株式会社の株式移転により当社を設立。 中央三井信託銀行株式会社から三井アセット信託銀行株式会社株式の譲渡を受け子会社化。
2002年 3 月	中央三井信託銀行株式会社の年金・証券部門を会社分割により、三井アセット信託銀行株式会社へ移管。
2006年11月	三井アセット信託銀行株式会社を株式交換により完全子会社化。
2007年10月	三井トラスト・ホールディングス株式会社を中央三井トラスト・ホールディングス株式会社に、三井アセット信託銀行株式会社を中央三井アセット信託銀行株式会社に商号変更。 中央三井アセットマネジメント株式会社と中央三井キャピタル株式会社を当社の直接出資子会社に変更。
2010年 8 月	住友信託銀行株式会社との間で、経営統合に関する株式交換契約及び経営統合契約を締結。
2010年12月	臨時株主総会において、住友信託銀行株式会社との株式交換契約を承認決議。
2011年 4 月	株式交換により住友信託銀行株式会社と経営統合し、新たな持株会社「三井住友トラスト・ホールディングス株式会社」発足。
2011年12月	完全子会社である中央三井信託銀行株式会社、中央三井アセット信託銀行株式会社及び住友信託銀行株式会社が合併契約を締結。
2012年 4 月	傘下信託銀行 3 社が合併し、新たに「三井住友信託銀行株式会社」発足。
2017年 6 月	指名委員会等設置会社へ移行。
2018年10月	三井住友信託銀行株式会社の資産運用機能を会社分割により、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社と統合。

3 【事業の内容】

2019年3月31日現在、当社及び当社の関係会社は、当社、連結子会社61社及び持分法適用関連会社30社で構成されており、幅広く金融関連業務を行っております。

当グループは、個人・法人のお客様の様々なニーズに対する課題解決策（「トータルソリューション」）の提供を中心とするビジネスモデルを明確化する観点から、前連結会計年度より組織改定を行っておりますが、前連結会計年度においてビジネスモデル変革が着実に進展したことに伴い、当連結会計年度より、サービスを基礎とする構成単位である事業別に報告セグメントを変更しております。

詳細は、「第5 経理の状況 1(1) 連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」をご参照ください。

なお、変更後の報告セグメントごとの事業内容は次のとおりであります。

個人トータルソリューション事業：個人のお客様に対するサービス業務

法人事業（法人トータルソリューション事業及び法人アセットマネジメント事業）

：法人のお客様に対するサービス業務

証券代行業業：証券代行サービス業務

不動産事業：不動産事業サービス業務

受託事業：年金及び資産管理・運用を行う業務

マーケット事業：マーケティング業務・マーケットメイク業務及び投資業務・財務マネージ業務

当社及び当社の関係会社の事業に係る位置付け及び報告セグメントとの関係は次のとおりであり、主要な関係会社を記載しております。なお、事業の区分は「第5 経理の状況 1(1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

なお、当社は特定上場会社等に該当し、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準のうち、上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの計数に基づいて判断することとなります。

2019年3月31日現在

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	個人トータルソリューション事業	○三井住友信託銀行株式会社	○三井住友トラスト保証株式会社 ○三井住友トラスト・ウェルスパートナーズ株式会社 ○三井住友トラストクラブ株式会社 ○三井住友トラスト・カード株式会社 △カーディフ生命保険株式会社
	法人事業 (法人トータルソリューション事業及び法人アセットマネジメント事業)		○三井住友トラスト・ローン&ファイナンス株式会社 ○三井住友トラスト不動産投資顧問株式会社 ○三井住友トラスト・インベストメント株式会社 ○三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 ○Sumitomo Mitsui Trust Bank (Thai) Public Company Limited ○Sumitomo Mitsui Trust (Hong Kong) Limited △紫金信託有限责任公司 △Midwest Railcar Corporation
	証券代行業		○東京証券代行株式会社 ○日本証券代行株式会社
	不動産事業		○株式会社三井住友トラスト基礎研究所 ○三井住友トラスト不動産株式会社
	受託事業		○三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 ○日興アセットマネジメント株式会社 ○Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited ○Sumitomo Mitsui Trust Bank (U.S.A.) Limited ○Sumitomo Mitsui Trust Bank (Luxembourg) S.A. ○Sumitomo Mitsui Trust (UK) Limited △JTCホールディングス株式会社 △日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 △資産管理サービス信託銀行株式会社
	マーケット事業		
	その他		○株式会社投信・保険ビジネス総合研究所 ○CMTH Preferred Capital 7 (Cayman) Limited ○三井住友トラスト総合サービス株式会社 △住信SBIネット銀行株式会社

(注)○は連結子会社、△は持分法適用関連会社であります。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	当社との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社)									
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区	342,037	信託業務 銀行業務	100.00	15 (12)	—	経営管理 業務委託 金銭貸借取引 預金取引	当社に建 物の一部 を賃貸	—
三井住友トラスト・ アセットマネジメント 株式会社	東京都港区	2,000	投資運用業務 投資助言・代理 業務	100.00	4 (1)	—	経営管理	—	—
株式会社三井住友トラスト 基礎研究所	東京都港区	300	調査研究業務 コンサルティング 業務 投資助言業務	100.00	2	—	経営管理	—	—
株式会社投信・保険 ビジネス総合研究所	東京都港区	150	調査研究業務 コンサルティング 業務	88.00	2	—	経営管理	—	—
CMTH Preferred Capital 7 (Cayman) Limited	ケイマン諸島 グランドケイマン	41,600	金融業務	100.00	2	—	金銭貸借取引	—	—
三井住友トラスト・ ローン&ファイナンス 株式会社	東京都港区	6,000	金銭の貸付業務	100.00 (100.00)	1 (1)	—	—	—	—
三井住友トラスト保証 株式会社	東京都港区	301	信用保証業務	100.00 (100.00)	1	—	—	—	—
三井住友トラスト不動産 株式会社	東京都千代田区	300	不動産仲介業務	100.00 (100.00)	—	—	—	—	—
三井住友トラスト不動産 投資顧問株式会社	東京都千代田区	300	投資運用業務 投資助言業務	100.00 (100.00)	1	—	—	—	—
三井住友トラスト・ ウェルスパートナーズ 株式会社	東京都千代田区	155	コンサルティング 業務	100.00 (100.00)	1	—	—	—	—
三井住友トラストクラブ 株式会社	東京都中央区	100	クレジットカード 業務	100.00 (100.00)	—	—	—	—	—
三井住友トラスト・ カード株式会社	東京都港区	100	クレジットカード 業務	100.00 (100.00)	—	—	—	—	—
三井住友トラスト 総合サービス株式会社	東京都港区	100	不動産の賃貸・ 管理業務	100.00 (100.00)	1	—	—	—	—
三井住友トラスト・ インベストメント 株式会社	東京都港区	100	有価証券投資業 務	100.00 (100.00)	1	—	—	—	—
東京証券代行株式会社	東京都千代田区	50	証券代行業務	100.00 (100.00)	1	—	—	—	—
日興アセットマネジメント 株式会社	東京都港区	17,363	投資運用業務 投資助言業務	91.93 (91.93)	3 (1)	—	—	—	—
日本証券代行株式会社	東京都中央区	500	証券代行業務	85.10 (85.10)	1	—	—	—	—
三井住友トラスト・ パナソニックファイナンス 株式会社	東京都港区	25,584	総合リース業務 割賦販売業務 クレジットカード 業務	84.89 (84.89)	3 (1)	—	—	—	—
Sumitomo Mitsui Trust Bank (Thai) Public Company Limited	タイ王国バンコク都	百万 タイバーツ 20,000	銀行業務	100.00 (100.00)	—	—	—	—	—
Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited	アイルランド共和国 ダブリン市	千ユーロ 75,874	信託業務	100.00 (100.00)	1	—	—	—	—

名称	住所	資本金 又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	当社との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
Sumitomo Mitsui Trust Bank (U.S.A.) Limited	アメリカ合衆国 ニュージャージー州 ホーボーケン市	千米ドル 56,000	銀行業務 信託業務	100.00 (100.00)	—	—	—	—	—
Sumitomo Mitsui Trust (Hong Kong) Limited	中華人民共和国 香港特別行政区	千米ドル 45,000	証券業務	100.00 (100.00)	—	—	—	—	—
Sumitomo Mitsui Trust Bank (Luxembourg) S.A.	ルクセンブルグ 大公国ワフルド	千米ドル 30,000	銀行業務 証券業務 信託業務	100.00 (100.00)	1	—	—	—	—
Sumitomo Mitsui Trust (UK) Limited	英国ロンドン市	千英ポンド 1,784	信託業務	100.00 (100.00)	—	—	—	—	—
その他37社	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(持分法適用関連会社)									
JTCホールディングス株式会社	東京都中央区	500	銀行持株会社	33.33	¹ (1)	—	—	—	—
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	東京都中央区	51,000	銀行業務 信託業務	— (—) [100.00]	1	—	—	—	—
資産管理サービス 信託銀行株式会社	東京都中央区	50,000	銀行業務 信託業務	— (—) [100.00]	—	—	—	—	—
住信SBIネット銀行 株式会社	東京都港区	31,000	銀行業務	50.00 (50.00)	1	—	—	—	—
カーディフ生命保険 株式会社	東京都渋谷区	20,600	生命保険業務	20.00 (20.00)	1	—	—	—	—
紫金信託有限責任公司	中華人民共和国 江蘇省南京市	百万中国元 2,453	信託業務	19.98 (19.98)	—	—	—	—	—
Midwest Railcar Corporation	アメリカ合衆国 イリノイ州 エドワーズビル市	千米ドル 474	リース業務	— (—) [100.00]	1	—	—	—	—
その他23社	—	—	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 上記関係会社のうち、特定子会社に該当するのは、三井住友信託銀行株式会社、CMTH Preferred Capital 7 (Cayman) Limited 及び Sumitomo Mitsui Trust Bank (Thai) Public Company Limitedであります。
2. 上記関係会社のうち、有価証券報告書（又は有価証券届出書）を提出している会社は、三井住友信託銀行株式会社及び三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社であります。
3. 上記関係会社のうち、三井住友信託銀行株式会社及び三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社の経常収益(連結会社間の内部取引を除く。)は、連結財務諸表の経常収益の100分の10を超えております。三井住友信託銀行株式会社及び三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社の主な損益情報等は各社の有価証券報告書に記載されております。
4. 上記関係会社のうち、連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況にある会社はありません。
5. 「議決権の所有割合」欄の()内は、子会社による間接所有の割合（内書き）、[]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合（外書き）であります。
6. 「当社との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当社の役員（内書き）であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

2019年3月31日現在

セグメントの名称	合計	個人 トータル ソリューション	法人	証券代行	不動産	受託	マーケット	その他
従業員数(人)	21,498 [2,141]	8,744 [470]	3,878 [289]	417 [49]	1,710 [67]	2,879 [155]	314 [6]	3,556 [1,106]

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であり、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員2,053人を含んでおりません。
 2. 従業員数には、取締役を兼務していない執行役員94人を含んでおります。
 3. 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
 4. 報告セグメントごとの従業員数には連結子会社の従業員数を含んでおります。

(2) 当社の従業員数

2019年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
146	50.1	23.2	13,037

- (注) 1. 当社従業員は、三井住友信託銀行株式会社からの出向者等であり、平均勤続年数は出向元での勤続年数を通算しています。
 2. 従業員数には、取締役を兼務していない執行役員7人を含んでおります。
 3. 当社の従業員はすべて「その他」のセグメントに属しております。
 4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 5. 当社には従業員組合はありません。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 会社の経営の基本方針

当グループは、目指す企業グループ像を明確にするため、次のとおり経営理念（ミッション）、目指す姿（ビジョン）を定めております。

① 経営理念（ミッション）

- ・ 高度な専門性と総合力を駆使して、お客さまにとってトータルなソリューションを迅速に提供してまいります。
- ・ 信託の受託者精神に立脚した高い自己規律に基づく健全な経営を実践し、社会からの揺るぎない信頼を確立してまいります。
- ・ 信託銀行グループならではの多彩な機能を融合した新しいビジネスモデルで独自の価値を創出し、株主の期待に応えてまいります。
- ・ 個々人の多様性と創造性が、組織の付加価値として存分に活かされ、働くことに夢と誇りとやりがいを持てる職場を提供してまいります。

② 目指す姿（ビジョン）－「The Trust Bank」の実現を目指して－

当グループは、信託の受託者精神に立脚し、高度な専門性と総合力を駆使して、銀行事業、資産運用・管理事業、不動産事業を融合した新しいビジネスモデルで独自の価値を創出する、本邦最大かつ最高のステイタスを誇る信託銀行グループとして、グローバルに飛躍してまいります。

(2) 目標とする経営指標

当社は、2019年度のグループ連結ベースでの収益目標を実質業務純益2,900億円、親会社株主に帰属する当期純利益1,800億円としております。

(3) 金融経済環境

当連結会計年度の経済環境は、期前半と期後半で大きく変化しました。

海外景気は回復が続いていましたが、米中間の貿易摩擦問題の拡大、英国の欧州連合（EU）離脱の交渉遅延など、政治・地政学的リスクに対する懸念が高まり、期後半以降、欧州や中国経済が減速に転じました。

国内では企業収益が高水準を維持するもとで雇用情勢の改善が続き、景気は緩やかな回復が続きましたが、海外景気の変調から輸出と生産が鈍化し急速に減速感が強まりました。国内金融市場では、米国景気の拡大に伴って株価と金利が上昇し、円安が進行していましたが、10月以降は株価と金利は低下、為替レートは円高に転じました。2019年に入って株価は回復し、期末の日経平均株価は21,000円を上回った一方、金利低下の流れは続き、10年国債利回りはマイナスで期末を迎えました。

(4) 中長期的な会社の経営戦略および対処すべき課題

当グループは、2017年4月より、新たなグループガバナンス体制の下、「ビジネスモデル変革」「コーポレートガバナンス変革」「フィデューシャリー・デューティの高度化」の三位一体改革を柱とした、グループ中期経営計画「第2の創業」に取り組んでまいりましたが、2019年度は、3ヶ年計画の最終年度となります。

中期経営計画は、これまでのところ概ね順調に進捗していると認識しておりますが、足許の業務環境が不透明さを増す中で、グループ一丸となって総仕上げに取り組むとともに、その先を見据え、新たな成長領域への挑戦を進めていく所存です。

① 安定成長を支える基礎収益力の強化

現在、グローバルベースでの過剰流動性や低金利の継続、業態の垣根を超えた競争激化等の構造要因により、金融セクター全般で、収益下押し圧力が増しております。当グループでは、こうした環境下においても、持続的・安定的な成長を実現すべく、コンサルティング営業の品質を高め、お客さまからの評価と信頼を積み重ねながら、顧客基盤と預り資産残高を着実に拡大し、安定的な収益基盤の構築に取り組んでまいります。

また、高採算かつ当グループが強みを持つ分野への貸出資産の入替等を進めるとともに、調達コストの削減に努め、バランスシート全体での採算性向上を図ってまいります。

加えて、それぞれが独自の特徴を持つ三井住友トラスト・アセットマネジメントと日興アセットマネジメントを中心に、競争力ある運用商品の開発とラインアップの拡充、それらを支える人材ポートフォリオの充実を図り、当グループのお客さまに、多様な運用機会を提供してまいります。資産管理分野では、日本トラスティ・サービス信託銀行と資産管理サービス信託銀行との銀行統合の着実な推進により、当該業務のリーディンググループとしての地位を確固たるものとしてまいります。

更に、国内における持続的成長を実現する一方で、海外拠点網の一層の活用や外資系金融機関とのパートナー戦略等を進め、グローバルに拡大するお客さまの多様なニーズにお応えしていきます。

② 将来に向けた成長投資、成長領域の開拓

当グループは、経費効率の向上に注力しつつ、中長期的な視点に立ち、将来の成長に向けて先進的なシステムをはじめとする各分野への投資を積極的に進めてまいります。具体的には、社会のデジタル化が急速に進展する中、外部の技術やアイデアを取り入れ、お客さまの利便性向上や、当グループの生産性向上・業務効率化、及びマーケティング・コンサルティング等の品質向上に資する分野への投資を推進いたします。

また、昨今の社会・経済環境の変化により生じるお客さまのニーズを的確に捉え、新たなソリューションの創出を通じた成長領域の開拓にチャレンジしてまいります。具体的には、個人・法人を問わず、「人生100年時代」の到来等により生じる様々な悩みやニーズに対し、当社がグループ内に有する多様な機能を最大限に活用し、お客さまに安心と安全、更には、人生の豊かさを提供する商品・サービスを開発してまいります。

加えて、昨年度、初めて開催した未来志向のビジネスコンテストから生まれた案件の事業化を着実に進めるとともに、今年度も継続して開催し、当グループ内に将来の成長につながる能動的なチャレンジ精神をしっかりと定着させてまいります。

③ 適切なリスクコントロールの実践

当グループは、経済・金融環境の不透明感が増す中、お客さまの投資マインドや市場の変化を想定した対応策を整備し、リスク顕在時においても業績への影響の最小化に努めるとともに、信用リスクをはじめとする各種のリスクの適切なマネージに取組んでまいります。また、保有株式の計画的な削減を進め、財務基盤の強化に引き続き努めてまいります。

④ 競争力の源泉となる経営インフラの高度化

経営インフラの高度化としては、ビジネスモデル変革の加速を支えるガバナンス体制や人材の更なる強化に向け、以下の取組みを進めてまいります。

中長期的な企業価値向上の観点から、三井住友信託銀行及び日興アセットマネジメントを監査等委員会設置会社に移行することにより、経営の機動性向上や監査・監督機能の高度化を図るとともに、日興アセットマネジメントについては、当社の直接出資子会社化を進め、透明性の高い資産運用ビジネスの体制を構築してまいります。

フィデューシャリー・デューティーの徹底については、お客さまからの声を商品やサービスの改善につなげる運営を高度化し、お客さまの信頼と支持の維持・向上に努めてまいります。更に、グループ横断の経営管理機能の充実を通じて、グループ各社間での人材交流の活発化や、システム投資のコントロールの強化等、グループ全体最適の観点からの資源配分を行い、投資する領域と経費の削減・効率化を行う領域をより明確化した取組みを進めてまいります。

また、当グループの競争力の源泉である人材については、引き続き、中堅・若手層に成長や活躍の場を積極的に提供するとともに、女性社員の積極登用や定年延長等の具体化を進め、多様な人材の育成と活躍領域の拡大の双方に注力してまいります。加えて、専門信託銀行グループとして、企業経営の重要なコアと位置付けるESGの取組みについては、気候変動をはじめとするサステナビリティに関わる環境や社会の課題解決に向け、多面的な活動を推進し、持続可能な社会の構築と当グループの企業価値向上を目指してまいります。

コンプライアンス面では、国際的に厳格なマネー・ローンダリングやテロ資金供与の防止体制の構築が求められている中、適切な顧客管理態勢の構築に取り組んでまいります。

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当グループが判断したものです。

(1) 事業・業務面に関するリスク

イ. 事業面に関するリスク

① 事業戦略に関するリスク

当グループは収益力強化の観点から様々な事業戦略を展開しておりますが、以下の要因が当グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(i) 経済環境・市場環境・企業業績の悪化、同業他社との競争激化等の外部要因の変化等によって、事業戦略が奏功せず、当初想定した成果を生まない可能性があります。

(ii) 当グループは、顧客サービスの向上、コスト競争力の強化等を目的として、他社との提携や合併等により、効率的なグループ経営を行うことで、当グループとしての中長期的な収益力強化を図っておりますが、他社との提携や合併等に伴うコスト、採用する事業・再編戦略や会計方針、事業環境の変化、その他の外部要因等により、期待通りのサービス提供や成果を確保できない可能性があります。また、そのような提携や合併等には、当グループと相手先との利益相反や意見対立、提携や合併等の解消等様々なリスクがあります。

(iii) 当グループの業務範囲の拡大、金融サービスや管理システムの高度化に伴って、当グループが従来経験のない、もしくは予想されなかったリスクあるいはより複雑なリスクに晒される可能性があります。

② 企業買収・出資・資本提携等に関するリスク

当グループは、企業価値の向上を目的として、企業買収、出資、資本提携、子会社の設立等を行っており、今後同様の企業買収等を行う可能性があります。しかし、これら企業買収等は、法制度の変更、競争環境の変化等により、想定どおりの効果が得られない可能性があります。また、企業の財務内容や契約関係等の事前調査を十分に行っておりますが、買収後に未認識の偶発債務が発生した場合や、当該子会社等の利益が、期待した水準を大幅に下回った場合には、子会社株式及びのれんの残高について、相当の減額を行う必要が生じることで、当グループの業績や財務状況に悪影響を与える可能性があります。

③ 子会社・関連会社等に関するリスク

当グループは、グループ会社間の連携により、顧客基盤の拡大やソリューション提供力の強化等による連結収益の拡大に取り組むとともに、経費削減等を通じた効率性の向上に努めています。当グループがグループ内の連携による収益効果を得られるかどうかは不確定であり、子会社・関連会社の事業又は経営の悪化により、当グループの業績や財務状況に悪影響を与える可能性があります。

④ 信託事業に関するリスク

信託商品のうち一部の合同運用指定金銭信託について元本補てん契約を結んでおります。信託勘定には債権償却準備金を計上しておりますが、これを充当しても元本に損失が生じた場合には、その補てんのための支払を行う可能性があります。また、元本補てん契約のない信託商品についても、信託事業を遂行する上で、受託者としての責任において負担すべき債務・費用が発生する可能性があります。

さらに、資産運用業務において、運用成績が市場のベンチマークや他社の運用商品に劣る結果となった場合には、委託者が運用を委託している資金を引き揚げる可能性があり、当グループの業績が悪化する可能性があります。

⑤ 規制・制度の変更に關するリスク

当グループは、事業活動を行う上で、様々な法律、規則、政策、実務慣行、會計制度及び税制の法令諸規制等の影響を受けております。これらの法令諸規制等は将来において新設・変更・廃止される可能性があり、その内容によっては、商品・サービスの提供が制限される、新たなリスク管理手法の導入その他の体制整備が必要となる等、当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を与える可能性があります。

⑥ 持株会社であることのリスク

当社は銀行持株会社であるため、当社の収入の大部分は、当社信託銀行子会社が当社に対して支払う配当に依拠しています。当該子会社が十分な利益を計上することができず、当社に対して十分な配当を支払えない状況が生じた場合には、当社は、当社株式に対する配当等を支払えなくなる可能性があります。

ロ. 業務面に関するリスク

① 法務・コンプライアンスリスク

当グループは、銀行法、金融商品取引法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律等の各種法令諸規則等の遵守を徹底しておりますが、役員及び社員が遵守を怠った場合、当グループに対する罰則・行政処分や市場での評価の失墜を招く可能性があり、当グループの業績や財務状況に悪影響を与える可能性があります。また、当社が提供する商品・サービスが顧客の期待に合致せず、業務遂行の過程で発生する様々なトラブルやクレームに起因して損害賠償請求訴訟を提起される可能性があります。

② 事務リスク

当グループは、内部規定及び事務処理体制の整備、事務処理状況の定期的な点検、本部の事務指導等によって、適正な事務の遂行に努めておりますが、役員・社員・外部委託先要員が事務処理の過誤や不正等を起こした場合、当グループの業績や財務状況に悪影響を与える可能性があります。

③ 外部委託に関するリスク

当グループは、様々な業務の外部委託を行っております。外部委託を行うにあたっては委託先の適格性や委託内容、形態を含め十分な検討を行っておりますが、委託先の選択が不適切であった場合、委託先において重大な事務過誤等が発生した場合等には、当グループにおいても間接的・直接的に悪影響を受ける可能性があります。

④ 情報セキュリティリスク

当グループは、内部規定及び情報管理体制の整備や社内教育の徹底等によって、顧客情報や社内機密情報の漏洩に対する対策を講じておりますが、役員・社員・外部委託先要員の不注意や不正行為等により顧客情報や社内機密情報が外部へ漏洩してしまった場合、当グループが行政処分や損害賠償等の請求を受ける可能性があり、当グループの業績や財務状況に悪影響を与える可能性があります。

⑤ システムリスク及びサイバー攻撃に関するリスク

当グループは、業務上使用している情報システムの障害発生防止に万全を期しておりますが、人為的ミス、地震等の自然災害、停電、妨害行為、不正アクセス、機器の欠陥や故障、サイバー攻撃等の要因によって障害等が発生した場合、当グループの業務運営や業績、財務状況に悪影響を与える可能性があります。

特に、近年サイバー攻撃手法の高度化・巧妙化が進んでおり、サイバー攻撃によるリスクは高まっています。当グループは、「サイバーセキュリティ経営宣言」を策定し、経営主導でサイバーセキュリティ対策の強化を推進していますが、対策・強化策も最新の攻撃に対しては万全ではない可能性があり、サイバー攻撃によるサービスの停止や情報漏洩、データの破壊・改ざん等が発生した場合、当グループの業務運営や業績、財務状況に悪影響を与える可能性があります。

また、電話やインターネット等、当グループが使用する情報システムには、当グループ以外の企業が提供するサービスに依存しているものがあります。そうしたサービスに問題が発生したり、サービスが停止したりした場合にも、当グループの業績や財務状況に悪影響を与える可能性があります。

⑥ 人材に関するリスク

当グループは、幅広い分野で高度な専門性を必要とする業務を行っており、有能な人材の確保・育成に努めておりますが、必要な人材を確保・育成することができない場合には、当グループの業務遂行や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 人的リスク

人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）、人権問題（ハラスメントを含む）等が発生した場合、当グループの業務遂行や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 災害等の発生に伴うリスク

当グループは国内外の営業拠点やシステムセンター等の業務施設において事業活動を行っており、これら施設等や、その他当グループが保有する有形資産（動産・不動産・設備・備品等）及び従事する役員及び社員は、地震・風水害等の自然災害、火災、爆発、停電、戦争、犯罪・テロ、資産管理の瑕疵、あるいは新型インフルエンザ等の感染症等による被害を受ける可能性があります。こうした事態が発生した場合、その被害の程度によっては、当グループの業務の全部または一部の継続が困難になる等、当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑨ 風評リスク

当グループや金融業界一般に対して否定的な内容の報道がなされたり、インターネット等の情報媒体において、否定的な内容の風評・風説が流布することがあります。こうした報道・風評・風説は、その内容が正確か否かにかかわらず、金融業界一般又は当グループのイメージや株価に悪影響を与える可能性があります。

⑩ リスク管理の方針及び手続が有効に機能しないリスク

当グループは、リスク管理の方針及び手続の強化に努めております。しかしながら、新しい分野への業務進出や急速な業務展開、または外部環境の変化により、リスクを特定・管理するための方針及び手続が有効に機能しない可能性があります。また、当グループのリスク管理の方針及び手続の一部は、過去の経験・データに基づいて構築されたものもあること、将来のリスクの顕在化を正確に予測し対処することには限界があることもあり、有効に機能しない可能性があります。こうした当グループのリスク管理の方針及び手続が有効に機能しない場合には、当グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 財務面に関するリスク

イ. 信用リスク

① 信用リスク

(i) 不良債権の状況

国内外の景気動向、不動産・株式市場を含む金融経済環境の変化及び貸出先の経営状況等により、当グループの不良債権や与信関係費用は増加する可能性があります。

(ii) 貸倒引当金

当グループは、貸出先の状況、差入れられた担保の価値及び経済全体に関する前提・見積りに基づいて貸倒引当金を計上しております。従って、実際の貸倒費用が貸倒引当金計上時点における見積りと乖離する恐れがあります。また、経済情勢全般の悪化、貸出先の信用状況の変化、担保価値の下落その他予期せざる理由により、貸倒引当金の積み増しが必要となる可能性があります。

(iii) 貸出先への金融支援

当グループは、貸出債権等の回収実効性を確保することを目的として、貸出先に債務不履行等が生じた場合においても、債権者として有する法的な権利を必ずしも行使せず、状況に応じて債権放棄や追加貸出等の金融支援を行うことがあります。そのような場合には、与信関係費用や不良債権残高が増加する可能性があります。

(iv) 他の金融機関の動向による影響

急速な貸出金回収や取組方針の変更等、他の金融機関の動向によっては、当該貸出先の経営状態が悪化する可能性や追加融資を求められる可能性があります。そのような場合には、与信関係費用や不良債権残高が増加する可能性があります。

ロ. 資産等の価格変動等に係るリスク

① 市場リスク

当グループは、バンキング業務又はトレーディング業務として、債券、株式、デリバティブ商品等の多種の金融商品に対し投資活動を行っております。これらの活動による損益は、金利、外国為替、債券及び株式市場の変動等のリスクに晒されており、その結果、当グループの業績に悪影響を与える可能性があります。例えば、大幅な株価下落の場合には、保有株式の減損処理や評価損益の悪化を通じて、当グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

② 退職給付債務に関するリスク

当グループの年金資産の価値の下落や退職給付債務の計算の前提となる期待運用利回りの低下等の数理上の仮定に変化があった場合、当グループの未積立退職給付債務が変動する可能性があります。また、金利環境の変化等によって未積立退職給付債務や退職給付費用に悪影響を与える可能性、年金制度の変更によって未認識の過去勤務費用が発生する可能性及び会計基準の変更によって財務状況に悪影響を与える可能性があります。

③ 繰延税金資産に関するリスク

繰延税金資産は将来の課税所得の見積額等に基づき計上されております。経営環境の変化等に伴う課税所得の見積額の変更等によって繰延税金資産の取崩しが必要となった場合、当グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

ハ. その他財務面に関するリスク

① 財務の健全性規制に関するリスク

当グループは、海外営業拠点を有しておりますので、連結自己資本比率を平成18年金融庁告示第20号に定められる国際統一基準における所要水準以上に維持する必要があります。また、当社の信託銀行子会社である三井住友信託銀行株式会社も海外営業拠点を有しておりますので、連結自己資本比率及び単体自己資本比率を平成18年金融庁告示第19号に定められる国際統一基準における所要水準以上に維持する必要があります。当グループ又は当社の信託銀行子会社の自己資本比率が要求される水準を下回った場合には、金融庁からその水準に応じて、経営改善計画の提出や業務の全部又は一部の停止を含む様々な命令を受けることとなり、当グループの業務運営に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、今後、銀行の自己資本と流動性に係る新たな国際的な基準が段階的に導入されていくことに伴い、当グループの資本・資金調達コストが増加する等の影響が発生する可能性があります。

② 資金繰りリスク

当グループの財務状況や業績の悪化、当グループに対する悪い風評、経済環境の悪化、市場の流動性の低下等によって、当グループによる資金調達コストが上昇したり、資金調達が制限される可能性があります。その結果、当グループの業績や財務状況が悪影響を受ける可能性があります。

③ 格付低下のリスク

格付機関が格付を引き下げた場合には、当グループの資本・資金調達の取引条件の悪化、もしくは取引そのものが制限される可能性があります。また、当グループのデリバティブ取引に関して追加担保が要求される、既存の顧客取引が解約される等の事態が発生する可能性もあります。このような場合には、当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は、以下のとおりであります。

① 経営成績の状況

当連結会計年度の実質業務純益は、国際部門資金利益の増加に加え、証券代行関連や資産運用子会社の手数料関連利益の増加等により前年度比116億円増益の2,822億円となりました。

経常利益は、与信関係費用が貸出先の債務者区分悪化に伴う新規費用発生により費用計上となる一方、政策保有株式削減の推進により株式等関係損益が増益となり、前年度比237億円増益の2,564億円となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、子会社ののれん減損を特別損失に計上する一方、連結納税導入に伴う税効果影響もあり、前年度比199億円増益の1,738億円となりました。

② セグメントの状況

当グループの企業活動の実態に即したより適切な経営情報の開示を行うため、当連結会計年度より、お客さまにご提供しているサービス別に報告セグメントを変更いたしました。

なお、変更後の報告セグメントは、個人トータルソリューション事業、法人事業（法人トータルソリューション事業及び法人アセットマネジメント事業）、証券代行業業、不動産事業、受託事業（運用含む）、マーケット事業の6事業となります。

当連結会計年度におけるセグメントごとの実質業務純益は、個人トータルソリューション事業が309億円（前年度比39億円増益）、法人事業が1,234億円（同67億円増益）、証券代行業業が184億円（同9億円増益）、不動産事業が301億円（同3億円増益）、受託事業（運用含む）が630億円（同38億円増益）、マーケット事業が303億円（同90億円減益）となりました。

③ 資産負債の状況

当連結会計年度の連結総資産は、前年度末比11兆3,276億円減少し57兆291億円、連結純資産は、同1,419億円減少し2兆7,303億円となりました。

主な勘定残高といたしましては、現金預け金は、前年度末比12兆7,954億円減少し16兆458億円、貸出金は、同8,351億円増加し29兆257億円、有価証券は、同2,218億円増加し5兆7,595億円、また、預金は、同5兆4,482億円減少し31兆9,035億円となりました。

なお、当連結会計年度の信託財産額は、前年度末比9兆6,519億円増加し211兆3,500億円となりました。

④ キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは3,743億円の収入（前年度比2兆4,661億円の収入減少）、投資活動によるキャッシュ・フローは2,253億円の支出（同5,204億円の支出減少）、財務活動によるキャッシュ・フローは1,367億円の支出（同598億円の支出増加）となり、現金及び現金同等物の期末残高は14兆797億円となりました。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において判断したものであります。

①損益の内容

	前連結会計年度 (億円) (A)	当連結会計年度 (億円) (B)	増減(億円) (B)－(A)
業務粗利益 (業務粗利益(信託勘定償却後))	6,768 (6,768)	6,785 (6,785)	16 (16)
資金関連利益	1,933	1,540	△392
資金利益	1,800	1,351	△448
貸信・合同信託報酬(信託勘定償却前)	132	188	56
手数料関連利益	3,972	3,901	△71
役務取引等利益	3,099	3,051	△47
その他信託報酬	873	850	△23
特定取引利益	100	270	170
その他業務利益	762	1,072	309
うち外国為替売買損益	466	963	497
うち国債等債券関係損益	△56	△34	22
うち金融派生商品損益	91	△101	△192
経費(除く臨時処理分) (除くのれん償却)	△4,329 (△4,234)	△4,278 (△4,183)	50 (50)
人件費	△1,974	△1,898	75
物件費	△2,177	△2,216	△38
税金	△177	△163	13
一般貸倒引当金繰入額 ①	—	206	206
信託勘定不良債権処理額 ②	—	—	—
銀行勘定不良債権処理額 ③	△51	△255	△204
貸出金償却	△45	△43	1
個別貸倒引当金繰入額	—	△208	△208
債権売却損	△5	△2	2
貸倒引当金戻入益 ④	52	—	△52
償却債権取立益 ⑤	28	19	△9
株式等関係損益	63	137	73
うち株式等償却	△0	△34	△34
持分法による投資損益	57	59	1
その他	△264	△109	154
経常利益	2,326	2,564	237
特別損益	61	△150	△212
固定資産処分損益	140	7	△133
固定資産減損損失	△78	△157	△79
税金等調整前当期純利益	2,388	2,413	25
法人税等合計	△730	△605	124
法人税、住民税及び事業税	△576	△677	△100
法人税等調整額	△154	71	225
当期純利益	1,657	1,807	149
非支配株主に帰属する当期純利益	△117	△68	49
親会社株主に帰属する当期純利益	1,539	1,738	199
与信関係費用(①+②+③+④+⑤)	29	△29	△59
実質業務純益	2,705	2,822	116

実質業務純益の内訳は次のとおりであります。

実質業務粗利益	7,057	7,226	169
総経費(除く臨時処理分)	△4,351	△4,404	△52

- (注) 1. 業務粗利益＝信託報酬＋(資金運用収益－資金調達費用)＋(役務取引等収益－役務取引等費用)＋(特定取引収益－特定取引費用)＋(その他業務収益－その他業務費用)
2. 実質業務純益は実質業務粗利益から総経費を除いたものであります(実質業務粗利益及び総経費は持分法適用会社の損益等も考慮した社内管理ベースの計数)。なお、実質業務粗利益と業務粗利益の差額及び総経費と経費の差額は主に持分法適用会社の経常利益(臨時要因調整後)×持分割合等であります。
3. 金額が損失又は減益の項目には△を付しております。

② セグメント別損益の内容

	前連結会計年度 (億円) (A)		当連結会計年度 (億円) (B)		増減 (億円) (B) - (A)	
	実質業務 粗利益	実質業務 純益	実質業務 粗利益	実質業務 純益	実質業務 粗利益	実質業務 純益
個人トータル ソリューション事業	1,937	270	1,998	309	61	39
法人事業	1,834	1,166	1,938	1,234	104	67
証券代行事業	359	174	370	184	10	9
不動産事業	538	298	543	301	5	3
受託事業	1,697	591	1,721	630	24	38
マーケット事業	544	393	456	303	△87	△90
その他	145	△189	195	△141	50	48
合計	7,057	2,705	7,226	2,822	169	116

(注) 1. セグメントは内部管理上採用している区分によっております。

2. 「その他」には、資本調達・政策株式配当の収支、経営管理本部のコスト、内部取引相殺消去額等を含んでおります。
3. 実質業務粗利益には、資金運用収支、信託報酬、役務取引等収支、特定取引収支及びその他業務収支を含んでおります。
4. 実質業務純益は総経費（人件費、物件費を含む）控除後の金額です。

③ 経営成績の分析

イ. 主な損益

「資金運用収支」は、前年度比448億円減益の1,351億円となる一方、「その他業務収支（除く臨時処理分）」は、外貨余資運用益の増加等により前年度比309億円増益の1,072億円となり、外貨余資運用を加味した実質的な資金関連の損益は国際部門の預貸収支改善を主因に増益となりました。

「役務取引等収支」は、前年度比47億円減益の3,051億円となりました。

「特定取引収支」は、前年度比170億円増益の270億円となりました。

以上の結果、「粗利益」は、前年度比16億円増益の6,785億円となりました。

一方、「経費（除く臨時処理分）」は、前年度比50億円減少し、4,278億円となりました。

なお、以上に所要の調整を加えて計算した、いわゆる実勢ベースの利益を表す「実質業務純益」は、前年度比116億円増益の2,822億円となりました。

	前連結会計年度 (億円) (A)	当連結会計年度 (億円) (B)	増減(億円) (B)－(A)
粗利益	6,768	6,785	16
信託報酬	1,005	1,039	33
信託勘定不良債権処理額	—	—	—
貸信合同信託報酬(不良債権処理除き)	132	188	56
その他信託報酬	873	850	△23
資金運用収支	1,800	1,351	△448
資金運用収益	4,261	5,070	808
資金調達費用	△2,460	△3,718	△1,257
役務取引等収支	3,099	3,051	△47
役務取引等収益	3,978	4,028	49
役務取引等費用	△879	△977	△97
特定取引収支	100	270	170
特定取引収益	100	270	170
特定取引費用	—	—	—
その他業務収支（除く臨時処理分）	762	1,072	309
その他業務収益	3,067	3,569	502
その他業務費用	△2,304	△2,496	△192
経費（除く臨時処理分）	△4,329	△4,278	50

実質業務純益	2,705	2,822	116
--------	-------	-------	-----

- (注) 1. 粗利益＝信託報酬（信託勘定償却後）＋（資金運用収益－資金調達費用）＋（役務取引等収益－役務取引等費用）＋（特定取引収益－特定取引費用）＋（その他業務収益－その他業務費用）
 2. 金額が損失又は減益の項目には△を付しております。

ロ．与信関係費用

「与信関係費用」は、個別貸倒引当金純繰入額の増加を主因に、前年度比59億円増加し29億円の損失計上となりました。

	前連結会計年度 (億円) (A)	当連結会計年度 (億円) (B)	増減(億円) (B)－(A)
与信関係費用	29	△29	△59
信託勘定不良債権処理額	—	—	—
銀行勘定不良債権処理額	△51	△255	△204
貸出金償却	△45	△43	1
個別貸倒引当金純繰入額	—	△208	△208
債権売却損	△5	△2	2
一般貸倒引当金純繰入額	—	206	206
貸倒引当金戻入益	52	—	△52
償却債権取立益	28	19	△9

(注)金額が損失又は減益の項目には△を付しております。

ハ．株式等関係損益

「株式等関係損益」は、前年度比73億円増加し137億円の利益計上となりました。

	前連結会計年度 (億円) (A)	当連結会計年度 (億円) (B)	増減(億円) (B)－(A)
株式等関係損益	63	137	73
株式等売却損益	64	171	107
株式等償却	△0	△34	△34

(注)金額が損失又は減益の項目には△を付しております。

ニ．特別損益

「特別損益」は、子会社ののれん減損を固定資産減損損失に計上したことを主因に、前年度比212億円減少し150億円の損失計上となりました。

	前連結会計年度 (億円) (A)	当連結会計年度 (億円) (B)	増減(億円) (B)－(A)
特別損益	61	△150	△212
固定資産処分損益	140	7	△133
固定資産減損損失	△78	△157	△79

(注)金額が損失又は減益の項目には△を付しております。

④ 財政状態の分析

イ. 貸出金

銀行勘定の貸出金は、前年度末比8,351億円増加し29兆257億円となりました。また、信託勘定（元本補てん契約のある信託）の貸出金は、同52億円減少し309億円となり、銀行勘定との合計では同8,299億円増加し29兆566億円となりました。なお、三井住友信託銀行株式会社（単体・国内店）の中小企業等貸出金残高は、同5,403億円増加し16兆6,708億円となり、住宅ローン残高は、同4,392億円増加し9兆3,140億円となりました。

	前連結会計年度 (億円) (A)	当連結会計年度 (億円) (B)	増減(億円) (B)－(A)
貸出金残高（銀行勘定）	281,905	290,257	8,351
貸出金残高（元本補てん契約のある信託）	362	309	△52
合計	282,267	290,566	8,299

（三井住友信託銀行株式会社単体・国内店）

	前事業年度 (億円) (A)	当事業年度 (億円) (B)	増減(億円) (B)－(A)
国内店	247,094	255,305	8,210
うち中小企業等貸出金残高	161,304	166,708	5,403
うち住宅ローン残高	88,747	93,140	4,392

(注) 1. 銀行勘定・元本補てん契約のある信託勘定合計の計数。

2. 特別国際取引勘定分を除いております。

リスク管理債権について、銀行勘定は、前年度末比231億円増加し1,007億円となり、貸出金残高に対する比率は、同0.07%上昇し0.35%となりました。債権区分別では、破綻先債権が同10億円、延滞債権が同227億円の増加、貸出条件緩和債権が同7億円の減少となりました。

また、信託勘定（元本補てん契約のある信託）においては、前年度末比1億円減少し7億円となり、貸出金残高に対する比率は、同0.01%上昇し2.47%となりました。債権区分別では、延滞債権が同1億円、貸出条件緩和債権が同0億円の減少となりました。

○リスク管理債権の状況(部分直接償却実施後)

	前連結会計年度 (億円) (A)			当連結会計年度 (億円) (B)			増減(億円) (B)－(A)		
[リスク管理債権]	銀行	信託	合計	銀行	信託	合計	銀行	信託	合計
破綻先債権	60	—	60	70	—	70	10	—	10
延滞債権	475	8	484	703	7	710	227	△1	226
3カ月以上延滞債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	240	0	240	232	0	232	△7	△0	△7
合計	775	8	784	1,007	7	1,014	231	△1	229

貸出金残高	281,905	362	282,267	290,257	309	290,566	8,351	△52	8,299
-------	---------	-----	---------	---------	-----	---------	-------	-----	-------

	前連結会計年度 (%) (A)			当連結会計年度 (%) (B)			増減(%) (B)－(A)		
[貸出金残高比率]	銀行	信託	合計	銀行	信託	合計	銀行	信託	合計
破綻先債権	0.02	—	0.02	0.02	—	0.02	0.00	—	0.00
延滞債権	0.17	2.33	0.17	0.24	2.33	0.24	0.07	0.00	0.07
3カ月以上延滞債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	0.09	0.13	0.09	0.08	0.13	0.08	△0.01	0.00	△0.01
合計	0.28	2.46	0.28	0.35	2.47	0.35	0.07	0.01	0.07

(参考) 金融再生法開示債権の状況等 (三井住友信託銀行株式会社単体)

金融再生法開示債権は、銀行勘定・信託勘定 (元本補てん契約のある信託) 合算で前年度末比275億円増加し842億円となりました。また、開示債権比率 (総与信に占める割合) は、同0.1%上昇し0.3%となりました。

債権区分別では、破産更生債権及びこれらに準ずる債権が前年度末比15億円の減少、危険債権が同282億円、要管理債権が同8億円の増加となりました。

銀行勘定の債務者区分毎の引当率につきましては、要管理先債権の非保全部分に対する引当率は10.6%、その他要注意先債権の債権額に対する引当率は2.6%となりました。

○ 金融再生法に基づく資産区分の状況 (三井住友信託銀行株式会社単体・部分直接償却実施後)

(億円・四捨五入)

[銀行勘定・信託勘定合計]	前事業年度 (A)	当事業年度 (B)	増減 (B) - (A)
開示債権合計	567	842	275
総与信	288,184	299,413	11,228
開示債権比率 (%)	0.2	0.3	0.1

[銀行勘定]	与信額 (億円)	保全率 (%)	保全・引当金 (億円)		引当率 (%)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	105 (120)	100 (100)	個別貸倒引当金	26	100 (100)
			担保・保証等による保全	78	—
危険債権	545 (262)	86 (92)	保全なし	73	76 (74)
			個別貸倒引当金	235	
			担保・保証等による保全	237	—
要管理債権	184 (176)	79 (97)	保全なし	39	10 (34)
			一般貸倒引当金	4	
			担保・保証等による保全	141	—
開示債権合計	834 (558)				
総与信	299,103 (287,822)				
開示債権比率 (%)	0.3 (0.2)				

(注) ()内は前事業年度の計数であります。

[信託勘定]	与信額 (億円)	保全率 (%)	保全・引当金等 (億円)	
破産更生債権及び これらに準ずる債権	0 (0)	100 (100)	担保・保証等による保全	0
危険債権	7 (8)	100 (100)	担保・保証等による保全	7
要管理債権	0 (0)	100 (100)	担保・保証等による保全	0
開示債権合計	8 (9)		特別留保金	—
			債権償却準備金	0
総与信	310 (362)			
開示債権比率 (%)	2.5 (2.5)			

(注) ()内は前事業年度の計数であります。

○ 債務者区分毎の引当額と引当率の状況(三井住友信託銀行株式会社単体・銀行勘定)

債務者区分	(分母)	前事業年度(A)		当事業年度(B)		増減(B)－(A)	
		引当額 (億円)	引当率 (%)	引当額 (億円)	引当率 (%)	引当額 (億円)	引当率 (%)
破綻先・実質破綻先債権	(対非保全部分)	27	100.0	26	100.0	△0	—
破綻懸念先債権	(対非保全部分)	56	74.6	235	76.6	178	2.0
要管理先債権	(対非保全部分)	2	33.1	4	10.6	2	△22.5
	(対債権額)		1.3		2.4		1.1
その他要注意先債権	(対債権額)	339	6.3	107	2.6	△232	△3.7
正常先債権	(対債権額)	335	0.1	372	0.1	37	0.0

破綻懸念先、要管理先、その他要注意先のうちDCF法適用先に対する引当額と引当率の状況並びにDCF法の適用範囲は以下のとおりであります。

DCF法適用先に対する債権	(対非保全部分)	298	34.0	190	37.9	△107	3.9
---------------	----------	-----	------	-----	------	------	-----

DCF法適用範囲	与信額	50億円以上	
	債務者区分	破綻懸念先、要管理先、 その他要注意先の一部	
	適用先数	7社	6社

ロ. 有価証券

有価証券は、その他の残高が増加したこと等により、前年度末比2,218億円増加し5兆7,595億円となりました。

保有上場株式につきましては、「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」における保有規制の対象となる取得原価ベースでの金額は、前年度末比315億円減少し5,989億円となりました。

	前連結会計年度 (億円) (A)	当連結会計年度 (億円) (B)	増減(億円) (B)－(A)
有価証券残高 合計	55,376	57,595	2,218
株式	16,705	15,886	△819
国債	3,606	4,203	597
地方債	72	87	14
社債	5,984	6,134	150
その他(注)	29,007	31,283	2,275

(注)その他には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

○ 保有上場株式の残高

	前連結会計年度 (億円) (A)	当連結会計年度 (億円) (B)	増減(億円) (B)－(A)
時価(連結貸借対照表計上額)	15,066	13,716	△1,350
取得原価	6,304	5,989	△315

ハ．繰延税金資産

繰延税金資産・繰延税金負債の純額は、その他有価証券評価差額金にかかる繰延税金負債の減少等により、前年度末比448億円増加し1,131億円の繰延税金負債の計上となりました。

	前連結会計年度 (億円) (A)	当連結会計年度 (億円) (B)	増減(億円) (B)－(A)
繰延税金資産（連結貸借対照表計上額） ①	231	173	△57
税務上の繰越欠損金	159	156	△3
貸倒引当金損金算入限度超過額 (貸出金償却含む)	402	385	△16
有価証券償却有税分	192	193	1
繰延ヘッジ損益	87	145	58
退職給付に係る連結調整額	2	100	98
株式交換に伴う評価差額	51	48	△2
その他	530	523	△6
評価性引当額	△368	△224	144
繰延税金負債との相殺	△825	△1,156	△331
繰延税金負債（連結貸借対照表計上額） ②	1,810	1,304	△505
退職給付関係	114	180	66
その他有価証券評価差額金	2,301	2,087	△214
株式交換に伴う評価差額	77	67	△9
その他	141	125	△16
繰延税金資産との相殺	△825	△1,156	△331
繰延税金資産（△は負債）の純額（③＝①－②）	△1,579	△1,131	448

ニ. 預金

預金は、前年度末比 5 兆4, 482億円減少し31兆9, 035億円となりました。

	前連結会計年度 (億円) (A)	当連結会計年度 (億円) (B)	増減(億円) (B)－(A)
預金残高	373, 518	319, 035	△54, 482

(注) 預金は、譲渡性預金を除いております。

(三井住友信託銀行株式会社単体・国内店)

	前事業年度 (億円) (A)	当事業年度 (億円) (B)	増減(億円) (B)－(A)
個人	159, 247	159, 317	70
法人・その他	80, 039	105, 135	25, 095

(注) 1. 「その他」は、公金、金融機関であります。

2. 預金は、譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

ホ. 純資産の部

純資産の部合計は、親会社株主に帰属する当期純利益による利益剰余金の増加、非支配株主持分の減少等により、前年度末比1, 419億円減少の 2 兆7, 303億円となりました。

	前連結会計年度 (億円) (A)	当連結会計年度 (億円) (B)	増減(億円) (B)－(A)
純資産の部合計	28, 723	27, 303	△1, 419
資本金	2, 616	2, 616	—
資本剰余金	6, 450	6, 450	△0
利益剰余金	12, 634	13, 875	1, 241
自己株式	△422	△512	△89
株主資本合計	21, 278	22, 429	1, 151
その他有価証券評価差額金	5, 166	4, 674	△492
繰延ヘッジ損益	△227	△367	△140
土地再評価差額金	△60	△56	3
為替換算調整勘定	42	47	4
退職給付に係る調整累計額	47	△192	△239
その他の包括利益累計額合計	4, 968	4, 104	△863
新株予約権	7	10	2
非支配株主持分	2, 468	758	△1, 710

⑤ 連結自己資本比率(国際統一基準)

当社は、信用リスクについては「先進的内部格付手法(注1)」、マーケット・リスクは「内部モデル方式」、オペレーショナル・リスクは「先進的計測手法(注2)」を採用しております。

当連結会計年度末の「普通株式等Tier1比率」は12.18%、「Tier1比率」は14.18%、「総自己資本比率」は16.77%と、いずれも規制上の所要水準の7.53%、9.03%並びに11.03%(注3)を上回っております。

(注1)重要性の低い小規模子会社等は、「標準的手法」を適用しております。

(注2)重要性の低い小規模子会社等は、「基礎的手法」を適用しております。

(注3)各比率の所要水準に資本保全バッファ、カウンター・シクリカル・バッファ及び国内の金融システム上重要な銀行に対する追加的な資本賦課を勘案・加算したものであります。

	前連結会計年度 (A)	当連結会計年度 (B)	増減 (B)－(A)
連結総自己資本比率(%)	16.31	16.77	0.46
連結Tier1比率(%)	13.74	14.18	0.44
連結普通株式等Tier1比率(%)	11.33	12.18	0.85
連結における総自己資本の額(億円)	33,481	33,201	△280
連結におけるTier1資本の額(億円)	28,214	28,065	△149
連結における普通株式等Tier1資本の額(億円)	23,258	24,121	862
リスク・アセットの額(億円)	205,229	197,901	△7,328

(注)連結自己資本比率については、銀行法第52条の25の規定に基づく平成18年金融庁告示第20号に定められた算式により算出しております。

⑥ キャッシュ・フローの状況

資金の運用・調達や貸出金・預金の増減等の営業活動によるものが3,743億円の収入、有価証券の取得・処分等の投資活動によるものが2,253億円の支出、配当金の支払や劣後債の発行等の財務活動によるものが1,367億円の支出となり、現金及び現金同等物の期末残高は14兆797億円となりました。

	前連結会計年度 (億円) (A)	当連結会計年度 (億円) (B)	増減(億円) (B)－(A)
営業活動によるキャッシュ・フロー	28,404	3,743	△24,661
投資活動によるキャッシュ・フロー	△7,458	△2,253	5,204
財務活動によるキャッシュ・フロー	△768	△1,367	△598
現金及び現金同等物の期末残高	265,402	140,797	△124,604

(3) 国内・海外別収支

信託報酬は1,039億円、資金運用収支は1,351億円、役務取引等収支は3,051億円、特定取引収支は270億円、その他業務収支は1,072億円となりました。

国内の信託報酬は1,119億円、資金運用収支は3,229億円、役務取引等収支は2,741億円、特定取引収支は261億円、その他業務収支は654億円となりました。

海外の資金運用収支は91億円、役務取引等収支は322億円、特定取引収支は9億円、その他業務収支は421億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
信託報酬	前連結会計年度	115,447	—	14,856	100,591
	当連結会計年度	111,968	—	8,056	103,911
資金運用収支	前連結会計年度	198,860	39,999	58,802	180,057
	当連結会計年度	322,951	9,113	196,903	135,161
うち資金運用収益	前連結会計年度	344,132	161,496	79,499	426,129
	当連結会計年度	493,243	229,829	216,066	507,007
うち資金調達費用	前連結会計年度	145,271	121,496	20,696	246,071
	当連結会計年度	170,291	220,716	19,162	371,845
役務取引等収支	前連結会計年度	274,592	30,633	△4,680	309,906
	当連結会計年度	274,180	32,283	1,351	305,112
うち役務取引等収益	前連結会計年度	407,568	37,091	46,778	397,881
	当連結会計年度	411,495	39,851	48,479	402,867
うち役務取引等費用	前連結会計年度	132,975	6,458	51,459	87,974
	当連結会計年度	137,314	7,568	47,127	97,755
特定取引収支	前連結会計年度	10,051	370	386	10,035
	当連結会計年度	26,159	934	—	27,093
うち特定取引収益	前連結会計年度	10,051	370	386	10,035
	当連結会計年度	26,149	944	—	27,093
うち特定取引費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	△9	9	—	—
その他業務収支	前連結会計年度	56,259	20,078	55	76,282
	当連結会計年度	65,487	42,185	398	107,274
うちその他業務収益	前連結会計年度	274,807	32,429	511	306,725
	当連結会計年度	307,692	49,752	517	356,927
うちその他業務費用	前連結会計年度	218,547	12,350	455	230,442
	当連結会計年度	242,205	7,566	119	249,652

(注) 1. 「国内」とは、当社、三井住友信託銀行株式会社（海外店を除く。）及び国内に本店を有する連結子会社（以下、「国内連結子会社」という。）であります。

「海外」とは、三井住友信託銀行株式会社の海外店及び海外に本店を有する連結子会社（以下、「海外連結子会社」という。）であります。

2. 相殺消去額は、連結会社間の内部取引相殺消去額を表示しております。

3. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用（前連結会計年度0百万円、当連結会計年度0百万円）を控除しております。

(4) 国内・海外別資金運用／調達状況

資金運用勘定の平均残高は50兆9,165億円、利息は5,070億円、利回りは0.99%となりました。

資金調達勘定の平均残高は59兆2,061億円、利息は3,718億円、利回りは0.62%となりました。

国内の資金運用勘定の平均残高は43兆5,699億円、利回りは1.13%となりました。また資金調達勘定の平均残高は50兆2,093億円、利回りは0.33%となりました。

海外の資金運用勘定の平均残高は11兆8,753億円、利回りは1.93%となりました。また資金調達勘定の平均残高は11兆6,964億円、利回りは1.88%となりました。

① 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	42,161,428	344,132	0.81
	当連結会計年度	43,569,947	493,243	1.13
うち貸出金	前連結会計年度	25,402,825	226,374	0.89
	当連結会計年度	25,848,645	245,611	0.95
うち有価証券	前連結会計年度	5,992,663	131,249	2.19
	当連結会計年度	6,446,555	272,598	4.22
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	396,543	402	0.10
	当連結会計年度	410,621	228	0.05
うち買現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	89,893	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	105,781	8	0.00
	当連結会計年度	309,012	0	0.00
うち預け金	前連結会計年度	11,106,365	4,397	0.03
	当連結会計年度	12,577,005	7,118	0.05
資金調達勘定	前連結会計年度	52,411,564	145,271	0.27
	当連結会計年度	50,209,361	170,291	0.33
うち預金	前連結会計年度	30,872,620	46,722	0.15
	当連結会計年度	30,152,056	44,190	0.14
うち譲渡性預金	前連結会計年度	3,002,408	421	0.01
	当連結会計年度	2,714,373	357	0.01
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	1,688,653	△584	△0.03
	当連結会計年度	743,251	△170	△0.02
うち売現先勘定	前連結会計年度	707,099	8,021	1.13
	当連結会計年度	1,091,443	22,832	2.09
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	18,686	234	1.25
	当連結会計年度	107,793	2,636	2.44
うちコマーシャル・ ペーパー	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	5,264,639	25,405	0.48
	当連結会計年度	5,312,955	26,439	0.49

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の国内連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用してあります。

2. 「国内」とは、当社、三井住友信託銀行株式会社（海外店を除く。）及び国内連結子会社であります。

3. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高（前連結会計年度468,447百万円、当連結会計年度417,919百万円）を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高（前連結会計年度99百万円、当連結会計年度99百万円）及び利息（前連結会計年度0百万円、当連結会計年度0百万円）をそれぞれ控除しております。

② 海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	10,170,659	161,496	1.58
	当連結会計年度	11,875,332	229,829	1.93
うち貸出金	前連結会計年度	3,857,510	94,647	2.45
	当連結会計年度	4,066,922	127,796	3.14
うち有価証券	前連結会計年度	835,922	15,597	1.86
	当連結会計年度	1,084,524	21,163	1.95
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	57,909	1,497	2.58
	当連結会計年度	37,923	1,295	3.41
うち買現先勘定	前連結会計年度	72,278	1,295	1.79
	当連結会計年度	34,004	926	2.72
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	569,140	—	—
	当連結会計年度	445,505	—	—
うち預け金	前連結会計年度	2,474,297	24,079	0.97
	当連結会計年度	2,541,666	37,946	1.49
資金調達勘定	前連結会計年度	9,892,917	121,496	1.22
	当連結会計年度	11,696,458	220,716	1.88
うち預金	前連結会計年度	4,512,425	49,847	1.10
	当連結会計年度	5,202,979	84,528	1.62
うち譲渡性預金	前連結会計年度	3,713,000	41,912	1.12
	当連結会計年度	4,104,636	80,935	1.97
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	129,895	2,702	2.08
	当連結会計年度	181,263	4,376	2.41
うち売現先勘定	前連結会計年度	636,074	8,383	1.31
	当連結会計年度	580,466	12,783	2.20
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコマーシャル・ ペーパー	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	450,969	2,468	0.54
	当連結会計年度	589,907	3,650	0.61

- (注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、海外連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
2. 「海外」とは、三井住友信託銀行株式会社の海外店及び海外連結子会社であります。
3. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高（前連結会計年度78,594百万円、当連結会計年度115,029百万円）を控除しております。

③ 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 (△)	合計	小計	相殺 消去額 (△)	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	52,332,088	4,414,449	47,917,638	505,628	79,499	426,129	0.88
	当連結会計年度	55,445,279	4,528,772	50,916,507	723,073	216,066	507,007	0.99
うち貸出金	前連結会計年度	29,260,336	1,489,632	27,770,703	321,022	13,992	307,030	1.10
	当連結会計年度	29,915,567	1,755,388	28,160,179	373,408	13,060	360,348	1.27
うち有価証券	前連結会計年度	6,828,585	2,152,520	4,676,065	146,846	64,322	82,524	1.76
	当連結会計年度	7,531,079	2,030,020	5,501,058	293,761	201,081	92,680	1.68
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	454,452	290,000	164,452	1,900	—	1,900	1.15
	当連結会計年度	448,545	193,333	255,212	1,523	—	1,523	0.59
うち買現先勘定	前連結会計年度	72,278	—	72,278	1,295	—	1,295	1.79
	当連結会計年度	123,897	—	123,897	926	—	926	0.74
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	674,921	—	674,921	8	—	8	0.00
	当連結会計年度	754,518	—	754,518	0	—	0	0.00
うち預け金	前連結会計年度	13,580,663	482,248	13,098,414	28,477	1,570	26,906	0.20
	当連結会計年度	15,118,672	549,922	14,568,749	45,065	1,924	43,140	0.29
資金調達勘定	前連結会計年度	62,304,481	2,596,380	59,708,101	266,768	20,696	246,071	0.41
	当連結会計年度	61,905,820	2,699,681	59,206,138	391,007	19,162	371,845	0.62
うち預金	前連結会計年度	35,385,046	240,496	35,144,550	96,570	805	95,764	0.27
	当連結会計年度	35,355,035	253,678	35,101,357	128,719	△73	128,792	0.36
うち譲渡性預金	前連結会計年度	6,715,409	199,600	6,515,809	42,334	—	42,334	0.64
	当連結会計年度	6,819,009	199,200	6,619,809	81,292	—	81,292	1.22
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	1,818,548	386,214	1,432,333	2,117	827	1,290	0.09
	当連結会計年度	924,515	341,783	582,731	4,206	1,992	2,213	0.37
うち売現先勘定	前連結会計年度	1,343,173	—	1,343,173	16,404	—	16,404	1.22
	当連結会計年度	1,671,910	—	1,671,910	35,615	—	35,615	2.13
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	18,686	—	18,686	234	—	234	1.25
	当連結会計年度	107,793	—	107,793	2,636	—	2,636	2.44
うちコマーシャル・ ペーパー	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	5,715,608	1,476,887	4,238,721	27,873	14,121	13,752	0.32
	当連結会計年度	5,902,863	1,673,794	4,229,069	30,090	14,349	15,740	0.37

- (注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
2. 相殺消去額は、「平均残高」については連結会社間の債権債務の相殺金額の平均残高を、「利息」については連結会社間の内部取引相殺消去額を表示しております。
3. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高（前連結会計年度491,520百万円、当連結会計年度456,378百万円）を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高（前連結会計年度99百万円、当連結会計年度99百万円）及び利息（前連結会計年度0百万円、当連結会計年度0百万円）をそれぞれ控除しております。

(5) 国内・海外別役務取引の状況

役務取引等収益は4,028億円、役務取引等費用は977億円となりました。

国内の役務取引等収益は4,114億円、役務取引等費用は1,373億円となりました。

海外の役務取引等収益は398億円、役務取引等費用は75億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	407,568	37,091	46,778	397,881
	当連結会計年度	411,495	39,851	48,479	402,867
うち信託関連業務	前連結会計年度	110,028	—	6,960	103,068
	当連結会計年度	109,522	—	4,638	104,883
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	39,911	4,619	—	44,531
	当連結会計年度	39,890	6,363	—	46,253
うち為替業務	前連結会計年度	1,407	389	—	1,797
	当連結会計年度	1,268	284	—	1,553
うち証券関連業務	前連結会計年度	55,426	475	26,937	28,964
	当連結会計年度	46,361	442	25,602	21,201
うち代理業務	前連結会計年度	14,518	19,097	3,627	29,988
	当連結会計年度	17,668	20,987	3,647	35,008
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	510	—	—	510
	当連結会計年度	500	—	—	500
うち保証業務	前連結会計年度	15,227	259	3,886	11,600
	当連結会計年度	14,785	251	3,973	11,064
役務取引等費用	前連結会計年度	132,975	6,458	51,459	87,974
	当連結会計年度	137,314	7,568	47,127	97,755
うち為替業務	前連結会計年度	109	745	—	854
	当連結会計年度	△266	1,120	0	853

(注) 1. 「国内」とは、当社、三井住友信託銀行株式会社（海外店を除く。）及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、三井住友信託銀行株式会社の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 相殺消去額は、連結会社間の内部取引相殺消去額を表示しております。

(6) 国内・海外別特定取引の状況

① 特定取引収益・費用の内訳

特定取引収益は270億円となりました。

国内の特定取引収益は261億円、特定取引費用は△0億円となりました。

海外の特定取引収益は9億円、特定取引費用は0億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前連結会計年度	10,051	370	386	10,035
	当連結会計年度	26,149	944	—	27,093
うち商品有価証券収益	前連結会計年度	145	—	—	145
	当連結会計年度	423	—	—	423
うち特定取引有価証券収益	前連結会計年度	46	66	—	112
	当連結会計年度	583	—	—	583
うち特定金融派生商品収益	前連結会計年度	9,800	304	386	9,719
	当連結会計年度	25,077	944	—	26,022
うちその他の特定取引収益	前連結会計年度	57	—	—	57
	当連結会計年度	64	—	—	64
特定取引費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	△9	9	—	—
うち商品有価証券費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定取引有価証券費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	△9	9	—	—
うち特定金融派生商品費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うちその他の特定取引費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—

(注) 1. 「国内」とは、当社、三井住友信託銀行株式会社（海外店を除く。）及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、三井住友信託銀行株式会社の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 相殺消去額は、連結会社間の内部取引相殺消去額を表示しております。

3. 特定取引収益及び費用は、国内・海外の合計で内訳科目ごとの収益と費用を相殺した純額を計上しております。

② 特定取引資産・負債の内訳(未残)

特定取引資産は4,549億円、特定取引負債は2,587億円となりました。

国内の特定取引資産は4,281億円、特定取引負債は1,532億円となりました。

海外の特定取引資産は1,154億円、特定取引負債は1,055億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前連結会計年度	344,980	125,919	107,604	363,294
	当連結会計年度	428,162	115,424	88,608	454,978
うち商品有価証券	前連結会計年度	18,868	—	—	18,868
	当連結会計年度	106,883	—	—	106,883
うち商品有価証券派生商品	前連結会計年度	162	—	—	162
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定取引有価証券	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定取引有価証券派生商品	前連結会計年度	526	22	—	549
	当連結会計年度	525	11	—	537
うち特定金融派生商品	前連結会計年度	174,816	125,896	—	300,712
	当連結会計年度	175,839	115,412	—	291,252
うちその他の特定取引資産	前連結会計年度	150,606	—	107,604	43,001
	当連結会計年度	144,914	—	88,608	56,305
特定取引負債	前連結会計年度	150,020	116,128	—	266,148
	当連結会計年度	153,271	105,500	—	258,771
うち売付商品債券	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち商品有価証券派生商品	前連結会計年度	25	—	—	25
	当連結会計年度	35	—	—	35
うち特定取引売付債券	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定取引有価証券派生商品	前連結会計年度	△25	30	—	4
	当連結会計年度	42	12	—	55
うち特定金融派生商品	前連結会計年度	150,020	116,097	—	266,118
	当連結会計年度	153,193	105,487	—	258,681
うちその他の特定取引負債	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—

(注) 1. 「国内」とは、当社、三井住友信託銀行株式会社(海外店を除く。)及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、三井住友信託銀行株式会社の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 相殺消去額は、連結会社間の内部取引相殺消去額を表示しております。

(7) 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、2018年10月1日付で連結の範囲から除外しております。

前連結会計年度の合算信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む連結子会社ごとの信託財産額を単純合算の上、資産管理を目的として連結子会社間で再信託を行っている金額を控除しております。なお、連結子会社のうち、該当する信託業務を営む会社は三井住友信託銀行株式会社及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社であります。

当連結会計年度の信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む連結子会社の信託財産額であります。なお、連結子会社のうち、該当する信託業務を営む会社は三井住友信託銀行株式会社であります。

① 信託財産の運用／受入状況（信託財産残高表／連結）

資産				
科目	前連結会計年度 (2018年3月31日)		当連結会計年度 (2019年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	1,306,319	0.46	1,445,195	0.68
有価証券	111,014,187	38.95	1,253,465	0.59
投資信託有価証券	49,134,666	17.24	—	—
投資信託外国投資	26,155,659	9.18	—	—
信託受益権	726,548	0.25	160,593,574	75.99
受託有価証券	19,411,005	6.81	23,123	0.01
金銭債権	26,591,821	9.33	19,475,082	9.22
有形固定資産	14,717,476	5.16	15,722,230	7.44
無形固定資産	205,595	0.07	217,971	0.10
その他債権	8,860,410	3.11	6,717,177	3.18
コールローン	4,388,669	1.54	—	—
銀行勘定貸	11,070,725	3.89	5,408,009	2.56
現金預け金	11,424,977	4.01	494,234	0.23
合計	285,008,064	100.00	211,350,067	100.00

負債				
科目	前連結会計年度 (2018年3月31日)		当連結会計年度 (2019年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	35,660,283	12.51	32,877,994	15.56
年金信託	13,720,536	4.81	13,113,501	6.20
財産形成給付信託	17,930	0.01	18,865	0.01
投資信託	74,634,230	26.19	74,389,341	35.20
金銭信託以外の金銭の信託	23,687,206	8.31	27,349,339	12.94
有価証券の信託	19,411,004	6.81	19,914,130	9.42
金銭債権の信託	20,748,468	7.28	19,592,309	9.27
土地及びその定着物の信託	89,431	0.03	77,297	0.04
包括信託	97,038,972	34.05	24,017,287	11.36
合計	285,008,064	100.00	211,350,067	100.00

(注) 1. 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

2. 「信託受益権」に含まれる資産管理を目的として再信託を行っている金額

前連結会計年度末 一百万円

当連結会計年度末 159,658,605百万円

3. 共同信託他社管理財産

前連結会計年度末 201,530百万円

当連結会計年度末 188,660百万円

② 貸出金残高の状況(業種別貸出状況) (末残・構成比)

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
製造業	12,040	0.92	21,339	1.48
電気・ガス・熱供給・水道業	468	0.04	457	0.03
情報通信業	70,100	5.37	53,600	3.71
運輸業, 郵便業	420	0.03	420	0.03
卸売業, 小売業	—	—	5,000	0.35
金融業, 保険業	1,111,191	85.06	1,231,149	85.19
不動産業	13,229	1.01	26,217	1.81
物品賃貸業	7,073	0.54	7,557	0.52
その他	91,796	7.03	99,454	6.88
合計	1,306,319	100.00	1,445,195	100.00

③ 有価証券残高の状況 (末残・構成比)

	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国債	12,386,928	11.16	609,882	48.66
地方債	636,581	0.57	30	0.00
短期社債	740,764	0.67	—	—
社債	2,828,732	2.55	153,716	12.26
株式	68,828,771	62.00	8,379	0.67
その他の証券	25,592,409	23.05	481,457	38.41
合計	111,014,187	100.00	1,253,465	100.00

④ 元本補てん契約のある信託の運用／受入状況（未残）

金銭信託

科目	前連結会計年度	当連結会計年度
	金額(百万円)	金額(百万円)
貸出金	36,220	30,967
有価証券	29	29
その他	5,038,498	5,261,076
資産計	5,074,748	5,292,073
元本	5,074,307	5,291,601
債権償却準備金	89	81
その他	351	390
負債計	5,074,748	5,292,073

(注) 1. 信託財産の運用のため再信託された信託を含みます。

2. リスク管理債権の状況

前連結会計年度末

貸出金36,220百万円のうち、延滞債権額は842百万円、貸出条件緩和債権額は48百万円であります。

また、これらの債権額の合計額は890百万円であります。

なお、破綻先債権、3カ月以上延滞債権はありません。

当連結会計年度末

貸出金30,967百万円のうち、延滞債権額は722百万円、貸出条件緩和債権額は41百万円であります。

また、これらの債権額の合計額は763百万円であります。

なお、破綻先債権、3カ月以上延滞債権はありません。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、貸出金等の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものです。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	2018年3月31日	2019年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	0	0
危険債権	8	7
要管理債権	0	0
正常債権	353	302

(8) 銀行業務の状況

① 国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	32,226,134	5,381,282	255,577	37,351,839
	当連結会計年度	26,681,308	5,426,594	204,330	31,903,572
うち流動性預金	前連結会計年度	14,442,742	416,160	221,593	14,637,309
	当連結会計年度	9,300,063	445,921	168,224	9,577,759
うち定期性預金	前連結会計年度	16,478,399	4,964,773	32,827	21,410,345
	当連結会計年度	16,195,515	4,980,409	35,611	21,140,313
うちその他	前連結会計年度	1,304,992	347	1,156	1,304,183
	当連結会計年度	1,185,729	262	493	1,185,498
譲渡性預金	前連結会計年度	2,802,476	3,956,459	195,600	6,563,336
	当連結会計年度	2,495,074	4,051,148	217,600	6,328,622
総合計	前連結会計年度	35,028,611	9,337,741	451,177	43,915,175
	当連結会計年度	29,176,383	9,477,742	421,930	38,232,195

(注) 1. 「国内」とは、当社、三井住友信託銀行株式会社（海外店を除く。）及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、三井住友信託銀行株式会社の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 相殺消去額は、連結会社間の内部取引相殺消去額を表示しております。

3. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

4. 定期性預金＝定期預金

② 国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	24,443,477	100.00	24,931,585	100.00
製造業	2,509,550	10.27	2,689,194	10.79
農業、林業	5,723	0.02	5,303	0.02
漁業	32	0.00	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	6,420	0.02	25,519	0.10
建設業	121,718	0.50	120,759	0.48
電気・ガス・熱供給・水道業	1,048,153	4.29	1,147,852	4.60
情報通信業	436,766	1.79	379,191	1.52
運輸業、郵便業	1,112,455	4.55	1,170,762	4.70
卸売業、小売業	1,179,797	4.83	1,259,123	5.05
金融業、保険業	1,909,214	7.81	1,611,897	6.47
不動産業	3,468,037	14.19	3,506,458	14.06
物品賃貸業	839,580	3.43	961,516	3.86
地方公共団体	45,784	0.19	40,647	0.16
その他	11,760,241	48.11	12,013,356	48.19
海外及び特別国際金融取引勘定分	3,747,076	100.00	4,094,134	100.00
政府等	2,470	0.06	2,508	0.06
金融機関	240,092	6.41	170,491	4.16
その他	3,504,512	93.53	3,921,135	95.78
合計	28,190,553	—	29,025,720	—

(注)「国内」とは、当社、三井住友信託銀行株式会社（海外店を除く。）及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、三井住友信託銀行株式会社の海外店及び海外連結子会社であります。

○ 外国政府等向け債権残高(国別)

期別	国別	金額(百万円)
前連結会計年度	—	—
	合計	—
	(資産の総額に対する割合：%)	(—)
当連結会計年度	—	—
	合計	—
	(資産の総額に対する割合：%)	(—)

(注)「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げております。

③ 国内・海外別有価証券の状況

○ 有価証券残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	156,664	203,969	—	360,634
	当連結会計年度	135,407	284,964	—	420,371
地方債	前連結会計年度	7,284	—	—	7,284
	当連結会計年度	8,764	—	—	8,764
社債	前連結会計年度	668,943	—	70,526	598,416
	当連結会計年度	677,597	—	64,164	613,432
株式	前連結会計年度	3,499,763	28,791	1,858,019	1,670,535
	当連結会計年度	3,298,287	28,792	1,738,461	1,588,618
その他の証券	前連結会計年度	2,510,266	610,951	220,444	2,900,773
	当連結会計年度	2,468,361	830,737	170,781	3,128,316
合計	前連結会計年度	6,842,923	843,712	2,148,991	5,537,643
	当連結会計年度	6,588,417	1,144,494	1,973,407	5,759,504

(注) 1. 「国内」とは、当社、三井住友信託銀行株式会社（海外店を除く。）及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、三井住友信託銀行株式会社の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 相殺消去額は、連結会社間の資本連結等に伴う相殺消去額を表示しております。

3. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(自己資本比率等の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第20号)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

なお、当社は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては先進的内部格付手法、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては先進的計測手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

また、自己資本比率の補完的指標であるレバレッジ比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準(平成31年金融庁告示第12号)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

連結自己資本比率(国際統一基準)

(単位：億円、%)

	2018年3月31日	2019年3月31日
1. 連結総自己資本比率(4/7)	16.31	16.77
2. 連結Tier 1比率(5/7)	13.74	14.18
3. 連結普通株式等Tier 1比率(6/7)	11.33	12.18
4. 連結における総自己資本の額	33,481	33,201
5. 連結におけるTier 1資本の額	28,214	28,065
6. 連結における普通株式等Tier 1資本の額	23,258	24,121
7. リスク・アセットの額	205,229	197,901
8. 連結総所要自己資本額	16,418	15,832

連結レバレッジ比率(国際統一基準)

(単位：%)

	2018年3月31日	2019年3月31日
連結レバレッジ比率	3.98	4.67

(注)詳細は、当社ホームページ(<https://www.smth.jp/ir/basel/index.html>)に記載しております。

(生産、受注及び販売の状況)

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行持株会社における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

4 【経営上の重要な契約等】

当グループは、グループの成長事業と位置づける資産運用ビジネスの強化を目的として、三井住友信託銀行株式会社（以下、「三井住友信託銀行」という。）の資産運用機能の分割、及び三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下、「三井住友トラスト・アセットマネジメント」という。）との統合（以下、「本件分割・統合」という。）について、2018年7月27日に分割契約書を締結し、2018年10月1日に本件分割・統合を行いました。

<新たな運用会社に関する分割契約書の要旨を含む概要>

①商号	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 (英文名: Sumitomo Mitsui Trust Asset Management Co., Ltd.)
②代表者	代表取締役社長 菱田 賀夫
③統合の方法	三井住友信託銀行を吸収分割会社、三井住友トラスト・アセットマネジメントを吸収分割承継会社とし、三井住友トラスト・アセットマネジメントが三井住友信託銀行の運用事業に係る権利義務を承継する吸収分割
④本店所在地	東京都港区芝公園一丁目1番1号 住友不動産御成門タワー
⑤株主	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 (100%)
⑥資本金	20億円
⑦機関設計	監査等委員会設置会社

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資につきましては、三井住友信託銀行株式会社において、コンサルプラザ調布・御成門ビルの新設、また、三井住友トラスト総合サービス株式会社において、三井住友信託銀行高槻支店入居ビルの取得などを実施いたしました。

また、業務の一層の効率化を図るためIT基盤の整備やソフトウェアへの投資を行うなど、無形固定資産に係る投資額を含めて総額424億円の投資を行いました。

当連結会計年度において、記載すべき重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社グループでは、資産をセグメントに配分していないため、セグメント情報に関連付けた記載を省略しております。

2 【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は以下のとおりであります。

なお、当社グループでは、資産をセグメントに配分していないため、セグメント情報に関連付けた記載を省略しております。

(2019年3月31日現在)

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	(2019年3月31日現在)						従業員数 (人)
					土地 面積 (㎡)	帳簿価額(百万円)				合計	
当社	—	本社	東京都 千代田区	事務所	—	—	—	—	0	0	146
国内 連結 子会社	三井住友信託 銀行株式会社	本店	東京都 千代田区	店舗 事務所	2,490	42,027	15,999	—	1,388	59,414	3,564
		札幌支店 他3支店	北海道・ 東北地区	店舗	—	—	872	—	177	1,049	236
		日本橋営業部 他62支店 9出張所	関東・ 甲信越地区	店舗 事務所	11,567 (4,288)	21,085	19,778	3,656	6,567	51,087	4,737
		名古屋栄支店 他17支店	東海・ 北陸地区	店舗 事務所	2,016	3,982	1,948	824	808	7,563	982
		梅田支店 他29支店 4出張所	近畿地区	店舗 事務所	3,232 (560)	1,402	5,137	2	1,455	7,997	2,357
		広島支店 他8支店 2出張所	中国・ 四国地区	店舗	1,747 (472)	105	757	—	142	1,005	417
		福岡支店 他7支店	九州地区	店舗	355	185	965	—	256	1,407	361
		ニューヨーク 支店	北米地区	店舗	—	—	806	—	338	1,145	200
		ロンドン支店	欧州地区	店舗	—	—	322	—	127	450	176
		シンガポール 支店他2支店	アジア地区	店舗	—	—	197	0	121	319	329
		事務センター 他3センター	東京都 府中市他	事務 センター	38,708	19,195	14,872	0	3,534	37,602	90
		社宅・寮	兵庫県 尼崎市他	社宅・寮	18,781	5,578	1,704	—	4,300	11,583	—
		その他の施設	東京都 府中市他	その他	11,797 (40)	3,600	2,696	—	485	6,783	20
	三井住友トラ スト総合サー ビス株式会社 他25社	本社他	東京都 港区他	店舗 事務所等	189,279 (1,073)	12,047	7,818	10	3,006	22,883	6,895
海外 連結 子会社	Sumitomo Mitsui Trust Bank(U.S.A.)Limited 他33社	本社他	北米地区他	店舗 事務所等	—	—	176	—	699	876	988

- (注) 1. 土地の面積欄の()内は、借地の面積(うち書き)であり、その年間賃借料は建物を含めて17,192百万円であります。
2. 三井住友信託銀行株式会社の店舗外現金自動設備3か所、海外駐在員事務所4か所は上記に含めて記載しております。
3. 上記には、連結子会社以外に貸与している建物が含まれており、その主な内容は以下のとおりであります。

会社名	所在地	土地		建物
		面積(㎡)	帳簿価額(百万円)	
三井住友信託銀行株式会社	関東・甲信越地区	—	—	1,507
	近畿地区	—	—	73
三井住友トラスト 総合サービス株式会社	関東・甲信越地区	—	—	58
	東海・北陸地区	—	—	73
	近畿地区	—	—	347
	九州地区	—	—	22

4. 上記の他、ソフトウェア資産83,108百万円を所有しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において計画中である重要な設備の新設、除却等は以下のとおりであります。

なお、当社グループでは、資産をセグメントに配分していないため、セグメント情報に関連付けた記載を省略しております。

(1) 重要な設備の新設、改修等

(2019年3月31日現在)

	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の 内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
						総額	既支払額			
国内 連結 子会社	三井住友 信託銀行 株式会社	事務機械	—	改修 その他	(注) 2	2,300	—	自己資金	2019年 4月	2020年 3月
		ソフトウェア	—	改修 その他	ソフト ウェア	31,356	—	自己資金	2019年 4月	2020年 3月
	三井住友 トラスト 総合サービス 株式会社	新橋三泉ビル	東京都 港区	取得	店舗 事務所	6,193	617	自己資金	2019年 5月	2019年 5月

(注) 1. 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

2. 「事務機械」の主なものは、各々店舗・事務所システム設備の改修及び機器の新設・更新等であります。

(2) 重要な設備の除却、売却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	850,000,000
第1回第八種優先株式	10,000,000 (注) 1
第2回第八種優先株式	10,000,000 (注) 1
第3回第八種優先株式	10,000,000 (注) 1
第4回第八種優先株式	10,000,000 (注) 1
第1回第九種優先株式	10,000,000 (注) 2
第2回第九種優先株式	10,000,000 (注) 2
第3回第九種優先株式	10,000,000 (注) 2
第4回第九種優先株式	10,000,000 (注) 2
第1回第十種優先株式	20,000,000 (注) 3
第2回第十種優先株式	20,000,000 (注) 3
第3回第十種優先株式	20,000,000 (注) 3
第4回第十種優先株式	20,000,000 (注) 3
第1回第十一種優先株式	10,000,000 (注) 1
第2回第十一種優先株式	10,000,000 (注) 1
第3回第十一種優先株式	10,000,000 (注) 1
第4回第十一種優先株式	10,000,000 (注) 1
第1回第十二種優先株式	10,000,000 (注) 1
第2回第十二種優先株式	10,000,000 (注) 1
第3回第十二種優先株式	10,000,000 (注) 1
第4回第十二種優先株式	10,000,000 (注) 1
第1回第十三種優先株式	10,000,000 (注) 2
第2回第十三種優先株式	10,000,000 (注) 2
第3回第十三種優先株式	10,000,000 (注) 2
第4回第十三種優先株式	10,000,000 (注) 2
第1回第十四種優先株式	10,000,000 (注) 2
第2回第十四種優先株式	10,000,000 (注) 2
第3回第十四種優先株式	10,000,000 (注) 2
第4回第十四種優先株式	10,000,000 (注) 2

第1回第十五種優先株式	20,000,000 (注) 3
第2回第十五種優先株式	20,000,000 (注) 3
第3回第十五種優先株式	20,000,000 (注) 3
第4回第十五種優先株式	20,000,000 (注) 3
第1回第十六種優先株式	20,000,000 (注) 3
第2回第十六種優先株式	20,000,000 (注) 3
第3回第十六種優先株式	20,000,000 (注) 3
第4回第十六種優先株式	20,000,000 (注) 3
計	890,000,000

(注) 1. 第1回ないし第4回第八種優先株式、第1回ないし第4回第十一種優先株式及び第1回ないし第4回第十二種優先株式の発行可能株式総数は併せて10,000,000株を超えないものとします。

2. 第1回ないし第4回第九種優先株式、第1回ないし第4回第十三種優先株式及び第1回ないし第4回第十四種優先株式の発行可能株式総数は併せて10,000,000株を超えないものとします。

3. 第1回ないし第4回第十種優先株式、第1回ないし第4回第十五種優先株式及び第1回ないし第4回第十六種優先株式の発行可能株式総数は併せて20,000,000株を超えないものとします。

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2019年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2019年6月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	390,348,640	390,348,640	東京証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式。 なお、単元株式数は100株で あります。
計	390,348,640	390,348,640	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第1回新株予約権	
決議年月日	2011年6月29日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び子会社の取締役及び執行役員 72
新株予約権の数(個)※	206 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類及び数(株)※	普通株式 20,600 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1株当たり4,000
新株予約権の行使期間※	2013年7月26日～2021年7月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 1株当たり4,620 資本組入額 1株当たり2,310
新株予約権の行使の条件※	① 新株予約権者は、権利行使時において、割当日に有している当社の取締役若しくは執行役員又は子会社の取締役若しくは執行役員の各地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任その他正当な理由に基づき地位を喪失した場合にはこの限りではない。 ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権全部を法定相続人の内1名(以下、「権利承継者」という。)が相続する場合に限り、権利承継者が新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 2

※ 当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年5月31日)にかけて変更された事項がある場合は、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 新株予約権の割当予定数に対応する株式の数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる本新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる本新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。
- (2) 新株予約権の目的となる株式は、新株予約権1個当たり当社普通株式100株とする。
- (3) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

2. 組織再編成行為に伴う新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日

（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「組織再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って組織再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する組織再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の種類
組織再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1（1）に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、別途定める組織再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、組織再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第2回新株予約権	
決議年月日	2012年6月28日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び子会社の取締役及び執行役員 66
新株予約権の数(個)※	200 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類及び数(株)※	普通株式 20,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1株当たり4,000
新株予約権の行使期間※	2014年7月18日～2022年7月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 1株当たり4,340 資本組入額 1株当たり2,170
新株予約権の行使の条件※	① 新株予約権者は、権利行使時において、割当日に有している当社の取締役若しくは執行役員又は子会社の取締役若しくは執行役員の各地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任その他正当な理由に基づき地位を喪失した場合にはこの限りではない。 ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権全部を法定相続人の内1名(以下、「権利承継者」という。)が相続する場合に限り、権利承継者が新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 2

※ 当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年5月31日)にかけて変更された事項がある場合は、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 新株予約権の割当予定数に対応する株式の数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる本新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる本新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。
- (2) 新株予約権の目的となる株式は、新株予約権1個当たり当社普通株式100株とする。
- (3) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

2. 組織再編成行為に伴う新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日

（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「組織再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って組織再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する組織再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の種類
組織再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1（1）に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、別途定める組織再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、組織再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第3回新株予約権	
決議年月日	2013年6月27日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び子会社の取締役及び執行役員 60
新株予約権の数(個)※	393 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類及び数(株)※	普通株式 39,300 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1株当たり5,190
新株予約権の行使期間※	2015年7月19日～2023年7月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 1株当たり6,650 資本組入額 1株当たり3,325
新株予約権の行使の条件※	① 新株予約権者は、権利行使時において、割当日に有している当社の取締役若しくは執行役員又は子会社の取締役若しくは執行役員の各地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任その他正当な理由に基づき地位を喪失した場合にはこの限りではない。 ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権全部を法定相続人の内1名(以下、「権利承継者」という。)が相続する場合に限り、権利承継者が新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 2

※ 当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年5月31日)にかけて変更された事項がある場合は、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 新株予約権の割当予定数に対応する株式の数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる本新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる本新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。
- (2) 新株予約権の目的となる株式は、新株予約権1個当たり当社普通株式100株とする。
- (3) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

2. 組織再編成行為に伴う新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日

（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「組織再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って組織再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する組織再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の種類
組織再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1（1）に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、別途定める組織再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、組織再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第4回新株予約権	
決議年月日	2014年6月27日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び三井住友信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 63
新株予約権の数(個)※	326 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類及び数(株)※	普通株式 32,600 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1株当たり1
新株予約権の行使期間※	2014年8月31日～2044年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 1株当たり4,250 資本組入額 1株当たり2,125
新株予約権の行使の条件※	① 新株予約権者は、当社及び三井住友信託銀行株式会社の取締役または執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。 ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権全部を法定相続人の内1名(以下、「権利承継者」という。)が相続する場合に限り、権利承継者が新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 2

※ 当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年5月31日)にかけて変更された事項がある場合は、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 新株予約権の割当予定数に対応する株式の数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる本新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる本新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。
- (2) 新株予約権の目的となる株式は、新株予約権1個当たり当社普通株式100株とする。
- (3) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

2. 組織再編成行為に伴う新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日

（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「組織再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って組織再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する組織再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の種類
組織再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1（1）に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、別途定める組織再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、組織再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第5回新株予約権	
決議年月日	2015年6月26日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び三井住友信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 63
新株予約権の数(個)※	300 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類及び数(株)※	普通株式 30,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1株当たり1
新株予約権の行使期間※	2015年8月31日～2045年7月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 1株当たり5,457 資本組入額 1株当たり2,728.5
新株予約権の行使の条件※	① 新株予約権者は、当社及び三井住友信託銀行株式会社の取締役または執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。 ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権全部を法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）が相続する場合に限り、権利承継者が新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 2

※ 当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年5月31日)にかけて変更された事項がある場合は、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 新株予約権の割当予定数に対応する株式の数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる本新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる本新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。
- (2) 新株予約権の目的となる株式は、新株予約権1個当たり当社普通株式100株とする。
- (3) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

2. 組織再編成行為に伴う新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日

（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「組織再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って組織再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する組織再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の種類
組織再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1（1）に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、別途定める組織再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、組織再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第6回新株予約権	
決議年月日	2016年6月29日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び三井住友信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 63
新株予約権の数(個)※	487 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類及び数(株)※	普通株式 48,700 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1株当たり1
新株予約権の行使期間※	2016年8月31日～2046年7月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 1株当たり3,256 資本組入額 1株当たり1,628
新株予約権の行使の条件※	① 新株予約権者は、当社及び三井住友信託銀行株式会社の取締役または執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。 ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権全部を法定相続人の内1名(以下、「権利承継者」という。)が相続する場合に限り、権利承継者が新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 2

※ 当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年5月31日)にかけて変更された事項がある場合は、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 新株予約権の割当予定数に対応する株式の数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる本新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる本新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。
- (2) 新株予約権の目的となる株式は、新株予約権1個当たり当社普通株式100株とする。
- (3) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

2. 組織再編成行為に伴う新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日

（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「組織再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って組織再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する組織再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の種類
組織再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1（1）に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、別途定める組織再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、組織再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第7回新株予約権	
決議年月日	2017年6月29日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役、執行役及び執行役員並びに三井住友信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 67
新株予約権の数(個)※	613 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類及び数(株)※	普通株式 61,300 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1株当たり 1
新株予約権の行使期間※	2017年8月31日～2047年7月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 1株当たり3,871 資本組入額 1株当たり1,935.5
新株予約権の行使の条件※	① 新株予約権者は、当社及び三井住友信託銀行株式会社の取締役、執行役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。 ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権全部を法定相続人の内1名(以下、「権利承継者」という。)が相続する場合に限り、権利承継者が新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 2

※ 当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年5月31日)にかけて変更された事項がある場合は、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 新株予約権の割当予定数に対応する株式の数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる本新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる本新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。
- (2) 新株予約権の目的となる株式は、新株予約権1個当たり当社普通株式100株とする。
- (3) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

2. 組織再編成行為に伴う新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日

（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「組織再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って組織再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する組織再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数それぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の種類
組織再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1（1）に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、別途定める組織再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、組織再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第8回新株予約権	
決議年月日	2018年7月27日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役、執行役及び執行役員並びに三井住友信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 70
新株予約権の数(個)※	690 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類及び数(株)※	普通株式 69,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1株当たり 1
新株予約権の行使期間※	2018年9月30日～2048年9月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 1株当たり4,184 資本組入額 1株当たり2,092
新株予約権の行使の条件※	① 新株予約権者は、当社及び三井住友信託銀行株式会社の取締役、執行役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。 ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権全部を法定相続人の内1名(以下、「権利承継者」という。)が相続する場合に限り、権利承継者が新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 2

※ 当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年5月31日)にかけて変更された事項がある場合は、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 新株予約権の割当予定数に対応する株式の数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる本新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる本新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。
- (2) 新株予約権の目的となる株式は、新株予約権1個当たり当社普通株式100株とする。
- (3) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

2. 組織再編成行為に伴う新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日

（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「組織再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って組織再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する組織再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の種類
組織再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1（1）に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、別途定める組織再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、組織再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2014年10月1日 (注) 1	— (普通株式) △109,000,000 (優先株式)	3,903,486,408 (普通株式) — (優先株式)	—	261,608	—	702,933
2016年10月1日 (注) 2	△3,513,137,768 (普通株式) — (優先株式)	390,348,640 (普通株式) — (優先株式)	—	261,608	—	702,933

(注) 1. 第1回第七種優先株式については、2014年10月1日付で当社が全ての株式を取得し消却しております。

2. 2016年6月29日開催の定時株主総会兼種類株主総会の決議による同年10月1日付の株式併合（当社普通株式10株につき1株の割合で併合）の実施に伴い、発行済株式総数が3,513,137,768株減少しております。

(5) 【所有者別状況】

2019年3月31日現在

2019年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	182	44	1,897	805	35	44,837	47,800	—
所有株式数 (単元)	—	1,188,707	166,283	623,303	1,573,495	479	337,999	3,890,266	1,322,040
所有株式数 の割合(%)	—	30.56	4.27	16.02	40.45	0.01	8.69	100.00	—

(注) 1. 自己株式11,751,722株は「個人その他」に117,517単元、「単元未満株式の状況」に22株含まれております。

なお、自己株式について、株主名簿上の株式数と実質的に所有している株式数は一致しております。

2. 「その他の法人」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が6単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2019年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	23,369,000	6.17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	22,130,200	5.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	11,013,500	2.90
J P MORGAN CHASE BANK 385151 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南二丁目15番1号 品川インターシティA棟)	7,902,823	2.08
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	7,605,200	2.00
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10286, U. S. A. (東京都港区港南二丁目15番1号 品川インターシティA棟)	6,924,800	1.82
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店カस्टディ業務部)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	6,394,335	1.68
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	5,706,300	1.50
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U. S. A. (東京都港区港南二丁目15番1号 品川インターシティA棟)	5,209,003	1.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	5,073,500	1.34
計	—	101,328,661	26.76

(注) 1. ブラックロック・ジャパン株式会社から、2014年10月21日付で株券等の大量保有の状況に関する大量保有報告書の提出があり、ブラックロック・ジャパン株式会社他9名が2014年10月15日現在で以下のとおり当社普通株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社として2019年3月31日現在における実質所有状況の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、当社は2016年10月1日付にて株式併合(当社普通株式10株につき1株の割合で併合)を実施しておりますが、下記の保有株券等の数は株式併合前の株数を記載しております。

大量保有者名 ブラックロック・ジャパン株式会社
(他共同保有者9名)

保有株券等の数 197,950,253株 (共同保有者分を含む)

株券等保有割合 5.07%

2. ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー (Baillie Gifford & Co)から、2018年5月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー (Baillie Gifford & Co)他1名が2018年5月15日現在で以下のとおり当社普通株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日現在における実質所有状況の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

大量保有者名 ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー
(Baillie Gifford & Co)
(他共同保有者1名)

保有株券等の数 26,365,979株 (共同保有者分を含む)

株券等保有割合 6.75%

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2019年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 11,751,700	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。なお、単元株式数は100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 377,274,900	3,772,749	同上
単元未満株式	普通株式 1,322,040	—	同上
発行済株式総数	390,348,640	—	—
総株主の議決権	—	3,772,749	—

(注) 1. 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が6百株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権が6個含まれております。

2. 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式22株が含まれております。

② 【自己株式等】

2019年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 三井住友トラスト・ ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目4番1号	11,751,700	—	11,751,700	3.01
計	—	11,751,700	—	11,751,700	3.01

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

会社法第155条第3号による普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会（2018年5月11日）での決議状況 （取得期間 2018年5月14日～2018年6月29日）	2,000,000	9,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	1,935,500	8,999,774,500
残存決議株式の総数及び価格の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合（％）	—	—
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合（％）	—	—

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会（2019年5月15日）での決議状況 （取得期間 2019年5月16日～2019年8月30日）	5,000,000	16,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価格の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合（％）	—	—
当期間における取得自己株式	1,376,600	5,367,968,400
提出日現在の未行使割合（％）	—	—

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	普通株式 7,768	34,158,065
当期間における取得自己株式	普通株式 557	2,207,961

（注） 当期間における取得自己株式には、2019年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(買増請求に対する売渡)	普通株式 108	467,808	—	—
その他(ストックオプションの 行使による売渡)	普通株式 8,100	35,272,548	—	—
保有自己株式数	普通株式 11,751,722	—	普通株式 13,128,879	—

(注) 当期間の取得自己株式の処理状況及び保有自己株式数には、2019年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数及び買増請求に対する売渡株式数、並びにストックオプションの行使による売渡株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、業績に応じた株主利益還元策として、普通株式配当につき、連結配当性向30%程度を目処とする配当還元を維持しつつ、利益成長機会とのバランスや資本効率性改善効果を踏まえた自己株式取得等の実施により、中期的に、総還元性向を40%程度に段階的に引き上げ、還元の強化を目指すこととしております。

毎事業年度における配当の回数につきましては、会社法第454条第5項の規定による金銭による中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、中間配当及び期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。なお、中間配当の決定機関は取締役会であり、期末配当の決定機関は株主総会であります。

当事業年度につきましては、普通株式の期末配当金を1株当たり75円00銭としております。2018年12月にお支払いいたしました中間配当金(1株当たり65円00銭)を含め、この1年間にお支払いする普通株式の配当金の合計は1株につき140円00銭となり、連結配当性向は30.5%となっております。

(注) 連結配当性向

$$= (\text{普通株式配当金総額} \div \text{親会社株主に帰属する当期純利益}) \times 100$$

総還元性向

$$= \{(\text{普通株式配当金総額} + \text{自己株式取得総額}) \div \text{親会社株主に帰属する当期純利益}\} \times 100$$

なお、基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの配当金 (円)
2018年11月14日 取締役会	普通株式	24,608	65.00
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	28,394	75.00

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① 企業統治の体制の概要等

イ. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、信託の受託者精神に立脚した高い自己規律に基づく健全な経営を実践し、社会からの揺るぎない信頼を確立するために、当グループの持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を図る観点から、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでおります。

- (i) 当社は、株主の権利を尊重し、株主が権利を適切に行使することができる環境の整備と株主の実質的な平等性の確保に取り組んでまいります。
- (ii) 当社は、社会的責任や公共的使命の重要性を認識し、株主、お客さま、社員、事業パートナー、及び地域社会をはじめとしたさまざまなステークホルダーとの適切な協働に努め、高い自己規律に基づき健全に業務を運営する企業文化・風土を醸成してまいります。
- (iii) 当社は、ステークホルダーとの建設的な対話を行う基盤を構築するために、ディスクロージャーポリシーを別途定め、非財務情報を含む会社情報の適切な開示と、企業経営の透明性の確保に努めてまいります。
- (iv) 当社は、当グループの経営管理機能を担う金融持株会社として、指名委員会等設置会社の機関設計を採用し、執行と監督の分離による取締役会の監督機能の実効性確保に努めてまいります。
- (v) 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、ステークホルダーとの間で建設的な対話を行います。

なお、当社は、グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資することを目的とし、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方の指針を定めた「コーポレートガバナンス基本方針」を当社のWebサイトに掲載しております。

ロ. 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当グループは、銀行事業、資産運用・資産管理事業、不動産事業を中心とした幅広い業務領域を有し、トータルなソリューションをワンストップで迅速に展開できる総合力と専門的知見の高さ、卓越した実務精通度を強みとする信託銀行グループです。

当社は、これらの特性や強みを生かしながら、迅速な業務執行を実現する経営力と、経営の健全性を確保する監督・牽制力を両立させ、全てのステークホルダーの期待に応え得る健全なグループ経営を推進するため、指名委員会等設置会社の形態を採用しております。また、取締役会の監督機能の実効性を高めるべく、内部機関として会社法に定める「指名委員会」「報酬委員会」「監査委員会」を設置するとともに、専業信託銀行グループならではの当グループの事業特性を踏まえ、取締役会の諮問機関として、「リスク委員会」と「利益相反管理委員会」を任意に設置しています。さらに、これらの取り組みに加え、取締役会議長に、社外取締役が就任することにより、取締役会が担うグループ経営管理における監督機能の実効性確保を図っています。

ハ. グループにおける当社の役割と機能

当社はグループ全体の経営方針やビジネスモデルを決定し、グループ各社に浸透を図るとともに、当該方針等にもとづき策定された各社の経営計画の実現等を可能とするグループ経営管理の役割を発揮すべく、以下の機能を担っています。

《グループ経営戦略企画機能》

三井住友信託銀行株式会社及びその他の子会社の事業戦略の調整を図り、グループ全体の収益及び株主価値の最大化を図る経営戦略を策定します。

《業務運営管理機能》

業務運営は三井住友信託銀行株式会社及びその他の子会社が担う一方、当社は三井住友信託銀行株式会社及びその他の子会社の業務運営状況をグループ戦略との整合性等の観点から管理するとともに、各業務の業績把握等を行います。

《経営資源配分機能》

グループの経営資源(人員・経費・システム投資・資本等)の配分を行うとともに、三井住友信託銀行株式会社及びその他の子会社における経営資源の使用状況を管理します。

《リスク管理統括機能》

グループ全体のリスク管理の基本方針を策定するとともに、三井住友信託銀行株式会社及びその他の子会社のリスク管理状況のモニタリング等を行います。

《コンプライアンス統括機能》

グループの企業倫理としての基本方針及び役員及び社員の行動指針としての遵守基準を策定するとともに、三井住友信託銀行株式会社及びその他の子会社におけるコンプライアンス遵守状況のモニタリング等を行います。

《内部監査統括機能》

グループ全体の内部監査の基本方針を策定するとともに、三井住友信託銀行株式会社及びその他の子会社の内部監査態勢の整備状況等を把握し、三井住友信託銀行株式会社及びその他の子会社に対して必要な指示等を行います。

二. 会社の機関の内容

《監督機関》

(i) 取締役会

- A. 取締役会は、当グループの経営の基本方針を定め、経営全般に対する監督機能を担うことにより、当グループの経営の公正性・透明性を確保します。
- B. 取締役会は、原則として法令で定められた専決事項以外の業務執行の決定を執行役に委任し、執行役等の職務の執行を監督することをその中心的役割とします。
- C. 取締役会の人数は、当グループの経営管理機能を担う金融持株会社として求められる実効性ある監督機能を発揮するために必要且つ適切な規模で、構成員の多様性及び専門性の確保の観点にも十分配慮して、定款で定める員数である20名の範囲内で決定します。
- D. 当社は、コーポレートガバナンスにおける社外取締役の機能の重要性に鑑み、取締役会の人数のうち、独立社外取締役の占める割合を原則3分の1以上とします。

(ii) 各委員会

＜法定の委員会＞

A. 指名委員会

(A) 委員長：松下 功夫（社外取締役）

(B) 構成：社外委員 5名、社内委員 2名

(C) 権限・役割

- ・株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定
- ・取締役会からの、執行役社長を含む執行役の選任及び解任、並びに経営者の後継人材育成計画に関する諮問に対する審議・答申
- ・三井住友信託銀行株式会社及び三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の取締役会からの、取締役の選任、並びに解任に関する諮問に対する審議・答申

B. 報酬委員会

(A) 委員長：河本 宏子（社外取締役）

(B) 構成：社外委員 4名、社内委員 2名

(C) 権限・役割

- ・執行役及び取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決定
- ・上記の方針に従って、執行役及び取締役の個人別の報酬等の内容を決定
- ・三井住友信託銀行株式会社及び三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の取締役会からの、取締役等の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する諮問に対する、審議・答申

C. 監査委員会

(A) 委員長：齋藤 進一（社外取締役）

(B) 構成：社外委員 3名、社内委員 2名

(C) 権限・役割

- ・執行役及び取締役の職務の執行の監査、並びに監査報告の作成

- ・株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任、並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定

<任意の委員会>

D. リスク委員会

(A) 委員長：荒木 幹夫（社外取締役）

(B) 構成：社外委員 3名（社外有識者1名を含む）、社内委員 1名

(C) 目的・役割

取締役会から、以下の各事項にかかる諮問を受け、その適切性等について検討し答申を実施

- ・当グループの経営を取り巻く環境、トップリスク、及びマテリアリティに関する事項
- ・当グループのリスクアペタイト・フレームワークの運営、リスク管理、及びコンプライアンス管理に係る内部統制システムの実効性の監視に関する事項
- ・その他、取締役会が必要と認める事項

E. 利益相反管理委員会

(A) 委員長：神田 秀樹※（社外有識者） ※三井住友信託銀行株式会社社外取締役

(B) 構成：社外委員 3名（社外有識者2名を含む）、社内委員 1名

(C) 目的・役割

取締役会から、以下の各事項にかかる諮問を受け、その適切性等について検討し答申を実施

- ・当グループの利益相反管理態勢の妥当性に関する事項
- ・当グループの利益相反管理、顧客説明管理、及び顧客サポート管理の実効性並びにこれらの態勢の高度化に関する事項
- ・当グループのフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針及び当グループ各社の行動計画等に関する事項
- ・当グループの利益相反管理及びフィデューシャリー・デューティーの浸透等に係る特に重要な事項
- ・その他、取締役会が必要と認める事項

【取締役会及び各委員会の構成】 (◎：委員長、○：委員)

氏 名	役 職	指名 委員会	報酬 委員会	監査 委員会	リスク 委員会	利益相反 管理委員会
大久保 哲夫	取締役執行役社長 (代表執行役)	○	○			
荒 海 次 郎	取締役執行役専務 (代表執行役)					
西 田 豊	取締役執行役専務 (代表執行役)				○	○
橋 本 勝	取締役執行役	○	○			
北村 邦太郎	取締役					
常 陰 均	取締役					
首 藤 邦 之	取締役			○		
田 中 浩 二	取締役			○		
鈴 木 武	取締役 (社外)	○	○		○	○
荒 木 幹 夫	取締役 (社外)	○	○		◎	
松 下 功 夫	取締役 (社外) (取締役会議長)	◎	○			
齋 藤 進 一	取締役 (社外)	○		◎		
吉 田 高 志	取締役 (社外)			○		
河 本 宏 子	取締役 (社外)	○	◎			
麻 生 光 洋	取締役 (社外)			○		
神 田 秀 樹※	社外有識者					◎
外 山 晴 之	社外有識者				○	
細 川 昭 子	社外有識者					○

※神田 秀樹氏は、三井住友信託銀行株式会社の社外取締役です

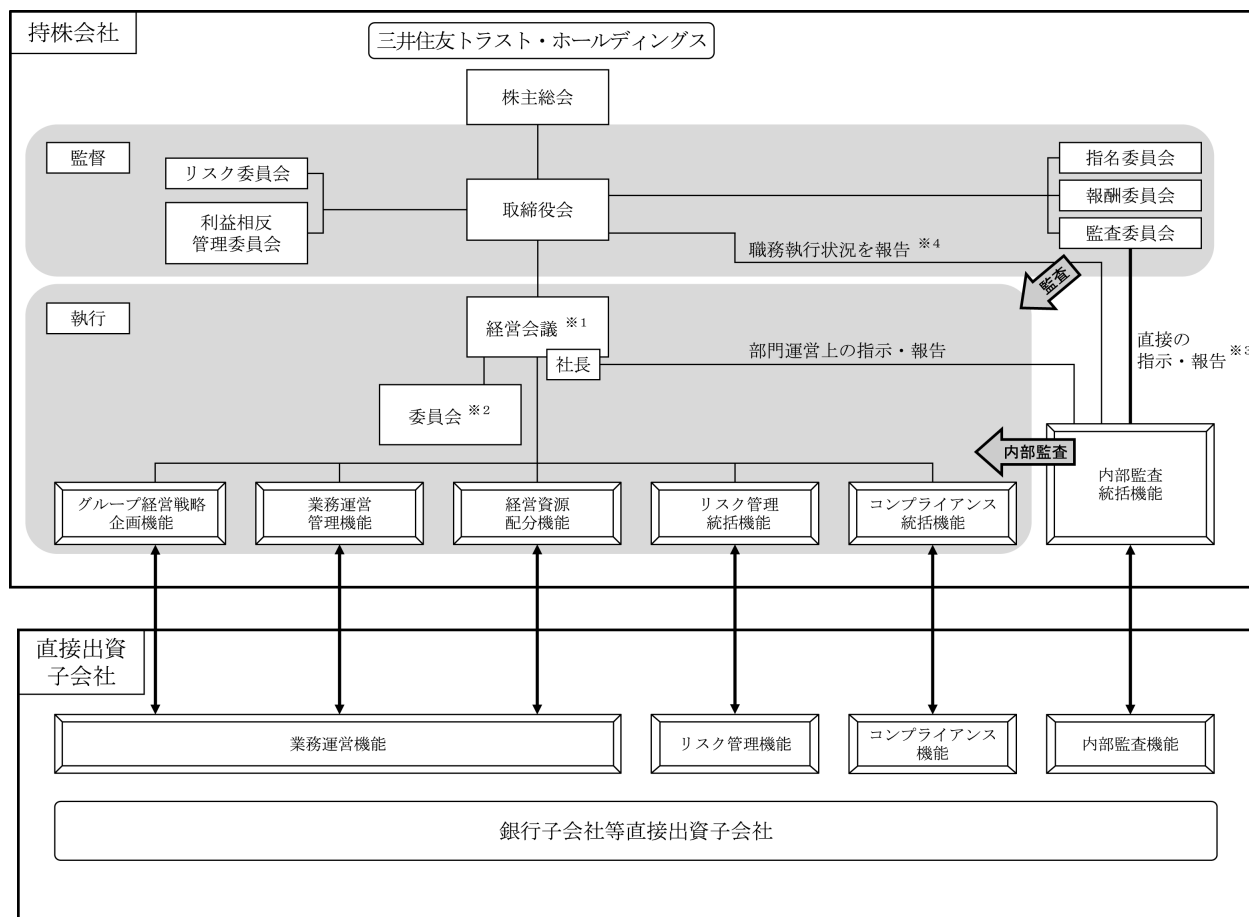
《執行機関》

(i) 経営会議

取締役会の下には、執行役社長を議長とし、関係役員が参加する経営会議を設置しています。経営会議では、取締役会で決定した基本方針に基づき、業務執行上の重要事項について協議または決定を行うほか、取締役会決議事項の予備討議等を行っています。

(ii) その他

グループのサステナビリティ推進施策の検討等を行う「サステナビリティ推進会議」や、「経営リスク管理委員会」等各種委員会を設置しています。



※1 サステナビリティ推進会議を含む
 ※2 経営リスク管理委員会、IT委員会、利益相反管理高度化委員会、情報開示委員会
 ※3 内部統制システムを活用した監査委員会監査に関連する直接の指示・報告
 ※4 内部監査部統括役員（執行役）の職務執行状況を報告

ホ. 内部統制システムの整備状況

当社の取締役会は、銀行持株会社として、当社及び子会社等から成る企業集団の経営管理を担う責任を十分に認識し、取締役会の「内部統制基本方針」に関する決議に基づいて、「執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社等から成る企業集団の業務の適正を確保するため必要な体制」を、以下のとおり整備しています。

(イ) コンプライアンス（法令等遵守）体制の整備について

- A. 当グループのコンプライアンスに関する基本方針について定める。
- B. コンプライアンスに関する重要事項については、取締役会の諮問機関であるリスク委員会の答申を踏まえ、取締役会で決議・報告を行う。
- C. 当グループの利益相反管理に関する基本方針を定め、当グループにおいて顧客の利益が不当に害されることのないよう管理態勢を整備する。
- D. 利益相反管理に関する重要事項については、取締役会の諮問機関である利益相反管理委員会の答申を踏まえ、取締役会で決議・報告を行う。
- E. 本部にコンプライアンスに関する統括部署を置き、また、各部の責任者・担当者を定める。
- F. 毎年度、コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画（コンプライアンス・プログラム）を策定するとともに、当社直接出資子会社等の計画策定を指導する。あわせてその進捗・達成状況を把握・評価する。
- G. 役員及び社員のための手引書（コンプライアンス・マニュアル）を定め、コンプライアンスに関する教育・研修を継続的に実施する。
- H. 役員及び社員に対し当社業務運営に係る法令違反行為等について報告する義務を課するとともに、役員及び社員等が社内・社外の窓口で直接通報できるコンプライアンス・ホットライン制度を設置する。

- I. 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関との緊密な提携関係のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益の供与は絶対に行わない。
 - J. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与は、健全な金融システムに対する重大な脅威であり、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に毅然とした態度で臨み、関連法令等を厳守する。
- (ii) リスク管理体制の整備について
- A. 当グループのリスク管理に関する基本方針について定める。
 - B. リスク管理に関する重要事項については、取締役会の諮問機関であるリスク委員会の答申を踏まえ、取締役会で決議・報告を行う。
 - C. 本部にリスク管理に関する統括部署を置き、リスクカテゴリー毎にリスク管理部署を置く。
 - D. 当グループのリスク管理に係る計画を策定するとともに、当社直接出資子会社等の計画策定を指導する。あわせてその進捗状況・達成状況を把握・評価する。
 - E. 役員及び社員に対しリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。
 - F. 緊急事態に備えた業務継続に係る管理活動を定め、当グループの正常な業務活動の維持、継続を図る。
- (iii) 業務執行体制の整備について
- A. 当社取締役会は、原則として、法令で定められた専決事項以外の業務執行の決定を執行役へ委任する。執行役等で構成する経営会議を設置するほか、経営会議の諮問機関として各種委員会を設置する。
 - B. 執行役（子会社等においては業務執行を担う役員）が円滑かつ適切に職務の執行を行うために必要な組織の機構・分掌及び役員及び社員の職制・権限に関する基本的事項を、取締役会等が定める。
 - C. 社内規定は関連する法令等に準拠して制定するとともに、当該法令等の改廃があったときは、すみやかに所要の改廃を行う。
- (iv) 経営の透明性確保について
- A. 会計処理の適正性及び財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を整備するとともに、その有効性を評価する。
 - B. 当グループにおける、会計、会計に係る内部統制、監査事項についての不正または不適切な処理に関する情報についての通報を、社内外から受け付ける制度として、会計ホットライン制度を設置する。通報窓口を社外の法律事務所とし、調査の事務局は監査委員会室とする。
 - C. 経営関連情報を適切に管理し、適時、正確かつ公平に開示する。
- (v) 当グループ管理体制の整備について
- A. 当グループ全体のコンプライアンス体制及びリスク管理体制を整備する。
 - B. 当グループにおける重要度の高いグループ内取引等は、当社が当グループの戦略目標との整合性、リスク管理面、コンプライアンス面等の観点から検証を行う。
 - C. 子会社等は業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告する。
 - D. 当社は子会社等の業務の規模・特性に応じ、子会社等の業務運営の適正性及び効率性を管理する。
- (vi) 情報の保存・管理体制の整備について
- A. 株主総会、取締役会及び経営会議について、議事の経過及び要領等を記録する議事録を作成し、関連資料とともに保存する。
 - B. 情報管理に関する組織体制や重要度に応じた管理区分など、情報の保存及び管理に関する基本的事項を、取締役会が定める。
- (vii) 内部監査体制の整備について
- A. 業務執行部門から独立し十分な牽制機能が働く内部監査部門を設置する。
 - B. 当グループの内部監査基本方針及び内部監査計画を策定のうえ、内部監査部門が各業務執行部門及び必要に応じて子会社等に対して監査を実施し、改善すべき点の指摘・提言等を行う。
 - C. 内部監査の結果等及び内部監査計画の進捗状況・達成状況を適時適切に取締役会及び監査委員会に報告する。
- (viii) 監査委員会監査に関する体制の整備について
- A. 監査委員会の職務を補助すべき社員等
 - (A) 監査委員会の職務を補助するため監査委員会室を設置し、室長1名を含む相当数の取締役、執行役

員、又は社員を配置する。

(B) 監査委員会室員は、監査委員会の指揮命令のもとで、監査委員会の職務を補助する業務を行う。

(C) 監査委員会室員の人事及び処遇に関する事項については監査委員会と事前に協議する。

(D) 執行役は、監査委員会室員が監査委員会の職務を補助する業務を行ううえで、不当な制約を受けることがないように配慮する。

B. 監査委員会への報告体制

(A) 取締役（監査委員である取締役を除く）、執行役、執行役員及び社員は、当社若しくは子会社等に著しい損害を与えるおそれのある事実、信用を著しく失墜させる事実、内部統制の体制や手続等に関する重大な欠陥や問題についての事実、又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を知った場合、直ちに監査委員会へ報告しなければならない。

(B) コンプライアンス統括部は、コンプライアンス・ホットライン制度による通報内容について、その都度、監査委員会に対して報告しなければならない。

(C) 内部監査部は、同部による当社及び子会社等に対する内部監査の実施状況及び結果について、定期的に又は監査委員会の求めに応じ、監査委員会に対して報告しなければならない。

(D) 取締役（監査委員である取締役を除く）、執行役、執行役員及び社員は、業務執行の状況その他の事項について監査委員会から報告を求められた場合は、速やかに監査委員会に対して報告しなければならない。

(E) 上記（A）、（B）及び（D）に掲げる事項について、子会社等の取締役、監査役、執行役員及び社員又はこれらの者から報告を受けた者は、上記（A）に掲げる事実を知った場合は直ちに、子会社等の内部通報制度による上記（B）に掲げる通報内容についてはその都度、及び子会社等の上記（D）に掲げる事項について監査委員会から報告を求められた場合は速やかに、当社の監査委員会に報告する。

(F) 監査委員会は、必要に応じ、上記（A）から（D）に掲げる事項について、上記（A）から（E）に掲げる者に対して報告を求めることができる。

(G) 上記（A）から（F）に基づく報告をした者について、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

C. その他監査委員会監査の実効性確保のための体制

(A) 取締役、執行役、執行役員及び社員は、監査委員会の監査活動に誠実に協力する。

(B) 常勤の監査委員を選定する。

(C) 監査委員は、取締役会のほか、監査委員会が必要と認める会議（子会社等における会議を含む）に出席することができる。

(D) 代表執行役は、定期的に又は監査委員会の求めに応じ、監査委員会と意見交換を行う。

(E) 内部監査部門は、監査委員会に対して、内部監査計画の策定に係る事前協議を行い同意を得るほか、監査委員会が指示するときは、当該指示に従い調査等を行う。監査委員会による調査等の指示は、執行役その他の者の指示に優先する。

(F) 代表執行役又は人事部門を担当する執行役は、監査委員会に対して、内部監査部門を担当する執行役のほか、内部監査部門の一定以上の職位の任免に係る事前協議を行い同意を得る。

(G) 内部監査部門以外の財務、リスク管理、コンプライアンスなど内部統制に係わる部署においても、監査委員会との円滑な連携に努める。

(H) 当社の監査委員会による当グループ全体の監査の実効性を確保するため、子会社等の非常勤の監査役（指名委員会等設置会社における監査委員、監査等委員会設置会社における監査等委員を含む。以下同じ。）の選定にあたっては、監査委員会又は各監査委員に対して監査役候補者（合併会社等で他社グループからの候補者を除く）の案を提示する。監査委員会又は各監査委員は、必要に応じ、当該案に対して意見を述べるができる。

(I) 監査委員会が必要と認めて外部からの通報制度を設けることとした場合には、取締役、執行役、執行役員及び社員は、当該制度の運営に協力する。

(J) 当社は、監査の実効性を確保するため、監査委員会及び監査委員の職務の執行に必要な費用を支出する。

② 取締役の定数

当社の取締役は20名以内とする旨を定款で定めております。

③ 取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役との間において、会社法第423条第1項の規定により当社に対し負担する任務懈怠による損害賠償責任について、それぞれの職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。

④ 取締役の選解任の決議要件

当社は、取締役の選解任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

⑤ 自己株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、資本政策の機動性を確保するために、会社法第459条第1項第1号に規定される自己株式の取得については、取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

⑥ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

⑦ 中間配当

当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定による中間配当をすることができる旨、定款に定めております。これは、必要な場合に株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

⑧ 種類株式について

当社は、資本調達手段の拡充を目的として、第1回ないし第4回第八種優先株式、第1回ないし第4回第九種優先株式、第1回ないし第4回第十種優先株式、第1回ないし第4回第十一種優先株式、第1回ないし第4回第十二種優先株式、第1回ないし第4回第十三種優先株式、第1回ないし第4回第十四種優先株式、第1回ないし第4回第十五種優先株式及び第1回ないし第4回第十六種優先株式を発行できる旨を定款に定めております。これらの優先株式の議決権につきましては、「優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議ある時までは議決権を有する。」と定款に規定されております。

これらの優先株式は、剰余金の配当及び残余財産の分配に関しては普通株式に優先する一方で、議決権に関してはこれを制限する内容となっております。

(2) 【役員の状況】

男性20名 女性1名（役員のうち女性の比率 4.8%）

① 取締役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 執行役社長 (代表執行役)	大久保 哲夫	1956年4月6日生	1980年4月 2006年6月 2007年6月 2007年6月 2008年1月 2008年6月 2011年4月 2012年4月 2013年4月 2013年4月 2016年4月 2016年4月 2017年4月 2017年4月 2017年6月	住友信託銀行株式会社入社 同社執行役員業務部長 同社執行役員本店支配人 同社執行役員 同社常務執行役員 同社取締役兼常務執行役員 当社取締役常務執行役員 三井住友信託銀行株式会社取締役常務執行役員 同社取締役専務執行役員 当社取締役専務執行役員 三井住友信託銀行株式会社取締役副社長 当社取締役副社長 三井住友信託銀行株式会社取締役（現職） 当社取締役社長 当社取締役執行役社長（現職）	(注) 2	17,258
取締役 執行役専務 (代表執行役)	荒海 次郎	1960年5月24日生	1984年4月 2011年7月 2012年4月 2014年4月 2014年4月 2015年4月 2017年4月 2017年4月 2017年6月	三井信託銀行株式会社入社 中央三井アセット信託銀行株式会社執行役員受託企画部長 三井住友信託銀行株式会社常務執行役員年金企画部長 同社常務執行役員 当社常務執行役員 三井住友信託銀行株式会社取締役常務執行役員 同社取締役専務執行役員（現職） 当社専務執行役員 当社取締役執行役専務（現職）	(注) 2	11,800
取締役 執行役専務 (代表執行役)	西田 豊	1959年8月7日生	1984年4月 2012年4月 2013年2月 2013年2月 2015年4月 2015年4月 2017年4月 2017年4月 2017年4月 2017年6月 2019年6月	住友信託銀行株式会社入社 三井住友信託銀行株式会社執行役員欧州地区支配人兼ロンドン支店長 同社執行役員 当社執行役員 三井住友信託銀行株式会社取締役常務執行役員 当社常務執行役員 三井住友信託銀行株式会社取締役専務執行役員（現職） 当社専務執行役員 当社執行役専務 当社取締役執行役専務（現職）	(注) 2	3,798

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 執行役	橋 本 勝	1957年 4 月 2 日生	1980年 4 月 2007年10月 2010年 7 月 2011年 2 月 2011年 2 月 2011年 3 月 2011年 4 月 2012年 4 月 2013年 4 月 2013年 4 月 2013年 6 月 2015年 4 月 2015年 4 月 2015年 6 月 2016年10月 2016年10月 2017年 4 月 2017年 4 月 2017年 6 月	三井信託銀行株式会社入社 当社執行役員経営企画部長 当社常務執行役員経営企画部長 当社常務執行役員経営企画部長兼財務企画部長 中央三井信託銀行株式会社常務執行役員財務企画部長 当社常務執行役員退任 中央三井信託銀行株式会社常務執行役員総合資金部長 三井住友信託銀行株式会社常務執行役員 同社取締役常務執行役員 当社常務執行役員 当社取締役常務執行役員 三井住友信託銀行株式会社取締役専務執行役員 当社取締役専務執行役員 当社専務執行役員 三井住友信託銀行株式会社取締役副社長 当社副社長執行役員 三井住友信託銀行株式会社取締役社長（現職） 当社執行役員 当社取締役執行役（現職）	(注) 2	11,700
取締役	北 村 邦 太 郎	1952年 5 月 9 日生	1977年 4 月 2003年 7 月 2006年 5 月 2007年10月 2009年 7 月 2010年 6 月 2010年 6 月 2011年 4 月 2012年 4 月 2012年 4 月 2017年 4 月 2017年 6 月 2019年 6 月	三井信託銀行株式会社入社 中央三井信託銀行株式会社執行役員融資企画部長 同社常務執行役員融資企画部長 同社常務執行役員 同社専務執行役員 同社専務執行役員退任 当社取締役副社長 中央三井信託銀行株式会社取締役副社長 三井住友信託銀行株式会社取締役会長（現職） 当社取締役社長 当社取締役（現職） 富士フイルムホールディングス株式会社社外取締役（現職） アサガミ株式会社社外取締役（現職）	(注) 2	17,953
取締役	常 陰 均	1954年 8 月 6 日生	1977年 4 月 2004年 6 月 2005年 6 月 2005年 6 月 2008年 1 月 2011年 4 月 2011年 4 月 2012年 4 月 2017年 4 月 2017年 6 月 2017年 6 月 2019年 6 月	住友信託銀行株式会社入社 同社執行役員企画部長 同社執行役員本店支配人 同社取締役兼常務執行役員 同社取締役社長 同社取締役会長兼取締役社長 当社取締役会長 三井住友信託銀行株式会社取締役社長 同社取締役 同社取締役会長（現職） 当社取締役（現職） 南海電気鉄道株式会社社外取締役（現職）	(注) 2	15,595

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	首 藤 邦 之	1960年 7 月30日生	1984年 4 月 2014年 4 月 2018年 4 月 2018年10月 2019年 6 月 2019年 6 月	住友信託銀行株式会社入社 三井住友信託銀行株式会社執行役員 米州地区支配人兼ニューヨーク支店 長 同社常務執行役員 当社執行役員 三井住友信託銀行株式会社常務執行 役員退任 当社取締役（現職）	(注) 2	3, 998
取締役	田 中 浩 二	1963年 5 月18日生	1986年 4 月 2014年 4 月 2017年 4 月 2018年 4 月 2019年 6 月 2019年 6 月	三井信託銀行株式会社入社 三井住友信託銀行株式会社執行役員 横浜駅西口支店長 同社常務執行役員 同社取締役常務執行役員 同社取締役常務執行役員退任 当社取締役（現職）	(注) 2	2, 800
取締役	鈴 木 武	1947年11月18日生	1970年 4 月 2000年 6 月 2003年 6 月 2004年 6 月 2005年 6 月 2006年 1 月 2006年 6 月 2008年 6 月 2008年 6 月 2011年 6 月 2011年 6 月 2013年 6 月 2015年 6 月 2015年 6 月 2019年 6 月	トヨタ自動車販売株式会社（現 ト ヨタ自動車株式会社）入社 同社取締役 同社常務役員 同社専務取締役経理・財務本部本 部長 同社専務取締役経理・財務本部本 部長兼情報システム本部本部長 同社専務取締役経理本部本部長 同社専務取締役経理・財務本部本 部長兼事業開発本部本部長 同社専務取締役経理・財務本部本 部長兼事業開発本部本部長退任 トヨタファイナンシャルサービス 株式会社代表取締役社長 同社代表取締役社長退任 あいおいニッセイ同和損害保険株 式会社代表取締役会長 株式会社アイチコーポレーション 社外取締役 あいおいニッセイ同和損害保険株 式会社代表取締役会長退任 当社取締役（現職） 株式会社アイチコーポレーション 社外取締役退任	(注) 2	—

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	荒 木 幹 夫	1948年3月23日生	1971年7月	日本開発銀行（現 株式会社日本政策投資銀行）入行	(注) 2	—
			2002年6月	日本政策投資銀行理事		
			2006年10月	同行副総裁		
			2008年10月	株式会社日本政策投資銀行代表取締役副社長		
			2011年6月	同行顧問		
			2012年6月	同行顧問退任		
			2012年6月	一般財団法人日本経済研究所理事長		
			2012年6月	近畿日本鉄道株式会社（現 近鉄グループホールディングス株式会社）社外取締役		
			2013年6月	日本貨物鉄道株式会社社外監査役（現職）		
			2015年6月	当社取締役（現職）		
			2018年8月	一般財団法人日本経済研究所理事長退任		
			2018年8月	株式会社日本経済研究所取締役会長（現職）		
			2019年6月	近鉄グループホールディングス株式会社社外取締役退任		
取締役	松 下 功 夫	1947年4月3日生	1970年4月	日本鉱業株式会社（現 J X T G エネルギー株式会社）入社	(注) 2	—
			2002年9月	新日鉱ホールディングス株式会社（現 J X T G ホールディングス株式会社）取締役財務グループ財務担当		
			2003年6月	同社常務取締役		
			2004年6月	株式会社ジャパンエナジー（現 J X T G エネルギー株式会社）取締役常務執行役員		
			2005年4月	同社取締役専務執行役員		
			2006年6月	同社代表取締役社長		
			2006年6月	新日鉱ホールディングス株式会社（現 J X T G ホールディングス株式会社）取締役（非常勤）		
			2010年4月	J X ホールディングス株式会社（現 J X T G ホールディングス株式会社）取締役（非常勤）		
			2010年7月	J X 日鉱日石エネルギー株式会社（現 J X T G エネルギー株式会社）代表取締役副社長執行役員		
			2010年7月	J X ホールディングス株式会社（現 J X T G ホールディングス株式会社）取締役（非常勤）		
			2012年6月	J X ホールディングス株式会社（現 J X T G ホールディングス株式会社）代表取締役社長 社長執行役員		
			2015年6月	同社相談役		
			2016年6月	国際石油開発帝石株式会社社外取締役		
			2016年6月	株式会社マツモトキョシホールディングス社外取締役（現職）		
			2017年6月	当社取締役（現職）		
			2019年6月	J X T G ホールディングス株式会社相談役退任		
			2019年6月	国際石油開発帝石株式会社社外取締役退任		

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	齋藤 進一	1949年1月16日生	1971年4月	丸紅飯田株式会社（現 丸紅株式会社）入社	(注) 2	5,749
			2001年6月	同社執行役員財務部長		
			2002年4月	同社執行役員広報・IR部長		
			2002年9月	同社執行役員退任		
			2003年1月	アーンストアンドヤング・グローバル・フィナンシャル・サービス株式会社入社		
			2004年7月	株式会社整理回収機構企業再生検討委員会委員		
			2005年7月	アーンストアンドヤング・トランザクション・アドバイザー・サービス株式会社代表取締役		
			2009年7月	同社代表取締役CEO		
			2010年7月	新日本有限責任監査法人(現 EY 新日本有限責任監査法人) マネージングディレクター グローバル・マーケット本部アカウントアンドビジネスデベロップメント部長		
			2013年4月	同監査法人退職		
			2013年5月	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社代表取締役社長		
			2013年6月	三井住友信託銀行株式会社監査役		
			2013年6月	当社監査役		
			2014年7月	ユニチカ株式会社社外取締役		
			2015年6月	シャープ株式会社社外取締役		
			2015年6月	ユニチカ株式会社社外取締役退任		
			2015年6月	三井住友信託銀行株式会社監査役退任		
			2016年6月	シャープ株式会社社外取締役退任		
			2016年10月	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社代表取締役共同代表		
			2017年1月	株式会社明光商会社外取締役		
			2017年6月	当社監査役退任		
			2017年6月	当社取締役（現職）		
			2018年12月	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社代表取締役会長（現職）		
			2019年4月	株式会社明光商会社外取締役退任		
取締役	吉田 高志	1953年12月7日生	1976年4月	吉田会計事務所勤務	(注) 2	—
			1979年11月	昭和監査法人（現 EY 新日本有限責任監査法人）入所		
			1983年3月	公認会計士登録		
			2001年6月	監査法人太田昭和センチュリー（現 EY 新日本有限責任監査法人）代表社員		
			2008年8月	同法人常務理事		
			2012年8月	同法人常務理事退任、シニア・アドバイザー就任		
			2013年6月	同法人退職		
			2013年7月	吉田公認会計士事務所開設（現職）		
			2015年3月	日本精蠟株式会社社外監査役（現職）		
			2015年6月	株式会社コスモスイニシア社外取締役（現職）		
			2016年6月	当社監査役		
			2017年6月	当社監査役退任		
			2017年6月	当社取締役（現職）		

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	河 本 宏 子	1957年2月13日生	1979年7月 全日本空輸株式会社入社 2009年4月 同社執行役員客室本部長 2010年4月 同社上席執行役員客室本部長 2012年11月 同社上席執行役員オペレーション部門副統括、客室センター長 2013年4月 同社取締役執行役員オペレーション部門副統括、客室センター長 2014年4月 同社常務取締役執行役員女性活躍推進担当、オペレーション部門副統括、客室センター長 2015年4月 同社常務取締役執行役員女性活躍推進担当、ANAブランド客室部門統括 2016年1月 同社常務取締役執行役員女性活躍推進担当、ANAブランド客室部門統括 東京オリンピック・パラリンピック推進本部副本部長 2016年4月 同社取締役専務執行役員グループ女性活躍推進担当、東京オリンピック・パラリンピック推進本部副本部長 2016年6月 三井住友信託銀行株式会社取締役 2017年3月 全日本空輸株式会社取締役専務執行役員退任 2017年4月 株式会社ANA総合研究所代表取締役副社長（現職） 2017年6月 株式会社ルネサンス社外取締役（現職） 2017年6月 三井住友信託銀行株式会社取締役退任 2017年6月 当社取締役（現職）	(注) 2	1,700
取締役	麻 生 光 洋	1949年6月26日生	1975年4月 東京地方検察庁検事 2010年5月 法務総合研究所長 2010年10月 福岡高等検察庁検事長 2012年10月 弁護士登録 2013年4月 法政大学法科大学院兼任教授 2013年6月 住友化学株式会社社外監査役（現職） 2014年6月 株式会社ユー・エス・エス社外取締役 2015年6月 株式会社ノジマ社外取締役 2016年6月 三井住友信託銀行株式会社監査役 2017年3月 法政大学法科大学院兼任教授退任 2017年6月 株式会社ノジマ社外取締役退任 2018年6月 株式会社ユー・エス・エス社外取締役退任 2019年6月 三井住友信託銀行株式会社監査役退任 2019年6月 当社取締役（現職）	(注) 2	—
計					92,351

- (注) 1. 取締役鈴木武、荒木幹夫、松下功夫、齋藤進一、吉田高志、河本宏子及び麻生光洋の7名は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 2019年3月期に係る定時株主総会終結の時から2020年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 取締役会の議長及び委員会の構成並びに委員長については、以下のとおりであります。

取締役会議長：松下功夫

指名委員会：松下功夫（委員長）、鈴木武、荒木幹夫、齋藤進一、河本宏子、大久保哲夫、橋本勝

報酬委員会：河本宏子（委員長）、鈴木武、荒木幹夫、松下功夫、大久保哲夫、橋本勝

監査委員会：齋藤進一（委員長）、吉田高志、麻生光洋、首藤邦之、田中浩二

② 執行役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
執行役社長 (代表執行役)	大久保 哲 夫	1956年4月6日生	(注) 1		(注) 2	17,258
執行役専務 (代表執行役)	荒 海 次 郎	1960年5月24日生	(注) 1		(注) 2	11,800
執行役専務 (代表執行役)	西 田 豊	1959年8月7日生	(注) 1		(注) 2	3,798
執行役専務	海 原 淳	1961年7月4日生	1985年4月 2011年7月 2012年4月 2013年4月 2015年4月 2016年4月 2017年4月 2017年4月 2017年6月 2019年4月 2019年4月	三井信託銀行株式会社入社 中央三井信託銀行株式会社執行役員統合推進部長 当社執行役員経営企画部長 三井住友信託銀行株式会社執行役員本店営業第一部長 同社常務執行役員ライフサポート部長 同社常務執行役員 同社取締役常務執行役員 当社常務執行役員 当社執行役常務兼執行役員 三井住友信託銀行株式会社取締役専務執行役員（現職） 当社執行役専務兼執行役員（現職）	(注) 2	4,850
執行役常務	佐 藤 仁	1961年8月17日生	1984年4月 2012年4月 2014年4月 2015年4月 2018年4月	住友信託銀行株式会社入社 三井住友信託銀行株式会社執行役員米州地区支配人兼ニューヨーク支店長 同社執行役員 同社常務執行役員（現職） 当社執行役常務（現職）	(注) 2	5,198
執行役常務	井 谷 太	1964年8月11日生	1988年4月 2015年4月 2017年4月 2018年4月 2019年4月	住友信託銀行株式会社入社 三井住友信託銀行株式会社執行役員ホールセール企画部長 同社常務執行役員法人企画部長 同社常務執行役員（現職） 当社執行役常務（現職）	(注) 2	3,498
執行役常務	大 山 一 也	1965年6月7日生	1988年4月 2015年4月 2016年1月 2016年1月 2016年4月 2016年4月 2017年4月 2017年4月 2017年6月 2019年4月 2019年4月	住友信託銀行株式会社入社 三井住友信託銀行株式会社執行役員本店営業第四部長 同社執行役員人事部主管 当社執行役員人事部主管 三井住友信託銀行株式会社執行役員人事部長 当社執行役員人事部長 三井住友信託銀行株式会社常務執行役員経営企画部長 当社常務執行役員経営企画部長 当社執行役員経営企画部長 三井住友信託銀行株式会社取締役常務執行役員（現職） 当社執行役常務（現職）	(注) 2	3,549

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
執行役	橋 本 勝	1957年4月2日生	(注) 1		(注) 2	11,700
執行役	朝 日 清 満	1961年6月22日生	1984年4月 2015年4月 2015年4月 2017年4月 2017年4月 2017年6月	住友信託銀行株式会社入社 三井住友信託銀行株式会社執行役員財務企画部長 当社執行役員財務企画部長 三井住友信託銀行株式会社執行役員退任 当社執行役員内部監査部長 当社執行役兼執行役員内部監査部長(現職)	(注) 2	4,943
執行役	上 田 純 也	1965年7月5日生	1988年4月 2017年4月 2017年7月 2018年10月 2019年4月	三井信託銀行株式会社入社 三井住友信託銀行株式会社執行役員経営企画部付住信SBIネット銀行株式会社出向 同社執行役員(現職) 当社執行役員 当社執行役(現職)	(注) 2	1,000
計(注) 3						23,038

- (注) 1. 「(2) 役員の状況 ①取締役の状況」に記載されております。
2. 選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までであります。
3. 所有株式数の合計に取締役を兼務する執行役の所有株式数は算入しておりません。
4. 当社は執行役員制度を導入しております。2019年6月28日現在における上記の執行役を兼務している執行役員以外の執行役員は、22名であります。

③ 社外役員の状況

イ. 社外取締役の状況

社外取締役は7名であり、事業会社経営及び金融機関経営の経験者、並びに財務・会計・法律の専門家を選任しています。

ロ. 人的関係、資本関係または取引関係その他利害関係

当社と社外取締役との間には、人的関係、資本的関係、取引関係等において記載すべき特別な利害関係はございません。

ハ. 社外取締役の選任基準と独立性に関する考え方

当社は、コーポレートガバナンス基本方針において、社外取締役の指名方針を策定しております。①当社の独立役員に係る独立性判断基準(以下、「独立性判断基準」(注))を満たし、一般株主との間で利益相反が生じる虞が無いと認められる者、②当社の経営理念を理解し、信託銀行グループとしての社会的な責務や役割に十分な理解を有する者、③社外取締役としての役割を十分認識し、企業経営、経済、法務、会計、税務、監査等の分野における知識や活動を生かして、当社の取締役及び経営を監督し、的確・適切な意見・助言を行い得る者という指名方針に沿って、幅広い多様な人材の中から決定するものとしております。

また、当社は、この独立性判断基準に基づいて独立性が認められる社外取締役を株式会社東京証券取引所など当社が株式を上場する金融商品取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

(注)「独立性判断基準」については当社のWebサイトに掲載しております。

ニ. 社外取締役の選任状況に関する考え方

当社は、コーポレートガバナンス基本方針において、コーポレートガバナンスにおける社外取締役の機能の重要性に鑑み、取締役会の人数のうち、独立性ある社外取締役の占める割合を原則3分の1以上としております。当社は現在、全取締役15名のうち、上記③「イ. 社外取締役の状況」に記載の通り、豊富な経験や知見を有する多様な人材7名を社外取締役として選任しており、社外取締役が期待される機能及び役割を十分に発揮できる状況にあると考えております。

ホ．社外取締役が当社の企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役は、それぞれの分野での豊富な知見と幅広い見識を生かして、ステークホルダーの視点に立ち、的確・適切な意見、助言を行い、経営の透明性向上と監視機能強化に貢献しております。

社外取締役は、内部監査、監査委員会監査、会計監査と相互に連携して、内部統制所管部署の業務執行に対する監督や監査を行い、牽制機能を果たす役割を担っております。

- へ、社外取締役の選任理由及び社外取締役と当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係の概要
2019年6月28日時点における概要は以下のとおりであります。

氏名	選任理由及び当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係の概要
鈴木 武	日本を代表するグローバル企業であるトヨタ自動車株式会社の元専務取締役として、経理・財務、関係会社経営等の分野で幅広い経験と豊富な知識を有しています。トヨタ自動車株式会社専務取締役退任後は、トヨタファイナンシャルサービス株式会社の代表取締役社長や、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の代表取締役会長を務めるなど、金融関連事業の会社経営にも携わっています。当社社外取締役在任中において、かかる経験に基づく発言・助言をいただいております、今後も同氏の知見と見識を当社の経営に生かしていただくために、社外取締役に選任しています。 また、同氏は、2015年6月まであいおいニッセイ同和損害保険株式会社の代表取締役会長を務めていましたが、同社と当社及び当グループ会社との間における過去3事業年度の平均年間取引額は、同社の連結売上高及び当社の連結業務粗利益の1%未満であり、独立性に問題はありません。
荒木 幹夫	株式会社日本政策投資銀行の元代表取締役副社長として、銀行経営及び政策金融等に関する幅広い経験と、株式会社日本経済研究所の取締役会長として国内外の金融・経済情勢に関する豊富な知見を有しています。当社社外取締役在任中において、かかる経験に基づく発言・助言をいただいております、今後も同氏の知見と見識を当社の経営に生かしていただくために、社外取締役に選任しています。 また、同氏は、2018年8月まで一般財団法人日本経済研究所の理事長を務めていましたが、同法人と当社及び当グループ会社との取引はなく、また現在、株式会社日本経済研究所の取締役会長を務めていますが、同社と当社及び当グループ会社との間における過去3事業年度の平均年間取引額は、同社の売上高及び当社の連結業務粗利益の1%未満であり、独立性に問題はありません。
松下 功夫	日本を代表する総合エネルギー・資源・素材企業グループであるJXTGホールディングス株式会社（現JXTGホールディングス株式会社）の元代表取締役社長として、会社経営全般に豊富な経験を有しています。当社社外取締役在任中において、かかる経験に基づく発言・助言をいただくとともに、取締役会議長として、取締役会の実効性の更なる向上に尽力いただいております、今後とも、これまで培った事業経営、会社経営の知見と見識を当社の経営に生かしていただくために、社外取締役に選任しています。 また、同氏は2019年6月まで、JXTGホールディングス株式会社の相談役を務めていましたが、同社と当社及び当グループ会社との間における過去3事業年度の平均年間取引額は、同社の連結売上高及び当社の連結業務粗利益の1%未満であり、独立性に問題はありません。
齋藤 進一	丸紅株式会社で元財務部長として、財務会計に関する豊富な知識と経験を有しているほか、投資事業会社の経営にも携わり、会社経営者としての高い見識も有しています。2013年6月以降当社社外監査役を4年間、2017年6月以降当社社外取締役を務めておりますが、在任中はかかる経験に基づく発言・助言をいただいております、今後とも、同氏の知見と見識を当社の経営に生かしていただくために、社外取締役に選任しています。 また、同氏は現在、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社の代表取締役会長を務めていますが、同社と当社及び当グループ会社との間に取引はないことから、独立性に問題はありません。
吉田 高志	長年大手監査法人に所属し、公認会計士として、金融機関や事業会社の監査を担当するなど、財務会計に関する豊富な知識と経験を有しています。また公認会計士としての経験に加えて、監査法人の代表社員や常務理事として経営に携わってきたほか、海外勤務経験に基づくグローバルな知見も有しています。2016年6月から1年間当社社外監査役、2017年6月以降当社社外取締役を務めておりますが、在任中はかかる経験に基づく発言・助言をいただいております、今後とも、同氏の知見と見識を当社の経営に生かしていただくために、社外取締役に選任しています。 なお、同氏は、過去に会社経営に直接関与された経験はありませんが、上記理由から、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しています。 また、同氏は現在、公認会計士として吉田公認会計事務所を開設していますが、同事務所と当社及び当グループ会社との顧問契約はなく、加えて取引もないことから、独立性に問題はありません。
河本 宏子	全日本空輸株式会社で2013年4月以降取締役執行役員、2016年4月以降取締役専務執行役員を務め、同社の経営全般及び女性活躍推進担当を担っており、2016年6月から1年間三井住友信託銀行株式会社の社外取締役、2017年6月以降当社社外取締役を務めています。在任中は、かかる経験に基づく発言・助言をいただいております、今後とも、同氏の知見と見識を当社の経営に生かしていただくために、社外取締役に選任しています。 また、同氏は、2017年3月まで全日本空輸株式会社の取締役専務執行役員を務め、現在は株式会社ANA総合研究所の代表取締役副社長を務めていますが、両社と当社及び当グループ会社との間における過去3事業年度の平均年間取引額は、両社の連結売上高及び当社の連結業務粗利益の1%未満であり、独立性に問題はありません。
麻生 光洋	福岡高等検察庁検事長、法政大学法科大学院兼任教授等を歴任し、法律の専門家でありかつ組織マネジメントの経験を有しています。また三井住友信託銀行株式会社の監査役在任中において、かかる経験に基づく発言・助言をいただいております、同氏の知見と見識を当社の経営に生かしていただくために、社外取締役に選任しています。 なお、同氏は、過去に会社経営に直接関与された経験はありませんが、上記理由から、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しています。

(3) 【監査の状況】

① 監査委員会監査の状況

(監査委員会監査の組織、人員)

当社の取締役監査委員は5名で、うち過半数の3名を社外取締役としています。なお、社外取締役監査委員齋藤進一氏は総合商社の執行役員財務部長や大手監査法人部長を歴任しており、また、社外取締役監査委員吉田高志氏は公認会計士であり、それぞれ財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(監査委員会監査の手続)

監査委員会は、監査委員会で策定する監査方針・監査計画に基づき監査を行います。具体的には、取締役会等の重要な会議への出席、内部監査部に対する調査指示とその報告の徴収、執行役及び取締役等からの職務執行状況の聴取等を実施します。

また、監査委員会は、内部監査部及び会計監査人から監査計画、監査実施状況、監査結果等について報告を受け、意見交換及び情報交換を行います。監査委員会には原則として内部監査部が同席をし、監査委員会において内部監査部とともに会計監査人からの報告を受け、意見交換を行っている等、監査委員会は内部監査部門及び会計監査人との連携強化を図り監査の実効性確保を図っております。

常勤の取締役監査委員2名は、経営会議等の重要な会議への出席、重要書類の閲覧、当社の各部署や三井住友信託銀行をはじめとする当グループ各社からの報告聴取や往査などを実施し、その結果について監査委員会に報告をしています。

監査委員会では、上記の活動を通じて情報を収集し、意見交換を十分に実施したうえで、その監査活動の内容や形成した意見などについて、取締役会に報告をしています。

(監査委員会の活動状況～主な検討事項)

監査委員会では、特に、執行役が健全、公正妥当かつ効率的に業務の執行を決定し、かつ業務を執行しているかどうかや、当グループの内部統制システムが適切に整備され効率的に運用されているかどうか、会計監査人が公正不偏の態度かつ独立の立場を保持し、職業的専門家として適切な監査を実施しているかどうかについて、検討しています。

(監査委員会の活動状況～開催頻度、個々の監査委員の出席の状況)

当事業年度における個々の監査委員の監査委員会への出席状況については次のとおりです。

氏 名	開催回数	出席回数
齋藤 進一	16回	16回
八木 康行	16回	16回
三澤 浩司	16回	16回
吉田 高志	16回	16回
河本 宏子	16回	16回

② 内部監査の状況

当社は、業務執行に係る部署から独立して内部監査業務を行う部署として取締役会の下に内部監査部を設置しています。2019年4月1日現在の人員は、153名（うち専任者1名、銀行子会社との兼務者152名）となっております。

当グループでは、当社がグループ全体の内部監査機能を統括する体制としています。具体的には、当社がグループ全体の内部監査基本方針を定め、グループ各社の内部監査計画について基本方針との整合性を確認したうえで承認しています。また、当社及びグループ各社の内部監査結果及びその改善状況等の報告を受け、当社及びグループ各社の内部監査が有効に機能していることを確認し、グループ全体の内部監査態勢整備等の指導・監督を行っています。

内部監査は、当社の業務執行に係る部署等を全て対象とするほか、必要に応じてグループ各社及び外部に委託した業務等も対象として、内部監査に関する国際的な団体である内部監査人協会(注)の基準に則った監査手法に

より内部管理態勢等の適切性・有効性を検証し、それに基づく評価及び改善すべき点の指摘・提言や、改善状況のフォローアップを行っています。

内部監査計画は、監査委員会に事前協議を行い、同意を得たうえで取締役会にて決定しております。内部監査結果等は、遅滞なく監査委員会及び執行役社長に報告するとともに、取締役会にも適時・適切に報告しております。なお、監査委員会から調査の指示のあった事項についての調査および結果等の報告や、内部監査業務について具体的指示が行われた場合等には内部監査部はこれに従うものとし、監査委員会による内部監査部への調査等の指示は、執行役その他の者に優先する旨、統括役員及び内部監査部の一定以上の職位の任免について監査委員会が同意権を有する旨、内部監査規程等において定めております。

(注) 内部監査人協会(The Institute of Internal Auditors, Inc. (IIA))

内部監査の専門職としての確立を目指し、1941年に米国で設立された団体。内部監査に関する理論・実務の研究等を中心として内部監査に関する世界的な指導的役割を担っている。

また、内部監査の国際的資格である「公認内部監査人(CIA)」の試験開催及び認定も行っている。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 業務を執行した公認会計士及び継続監査期間

業務を執行した公認会計士の氏名			継続監査期間
指定有限責任社員・業務執行社員	森	俊 哉	3 年
指定有限責任社員・業務執行社員	小 倉	加奈子	7 年
指定有限責任社員・業務執行社員	藤 澤	孝	3 年

なお、当社と会計監査人または業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はありません。

c. 監査業務に係る補助者の構成

監査業務に係る補助者は、公認会計士23名、会計士試験合格者等11名、その他39名であります。

d. 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人の品質管理体制や独立性、監査の実施体制及び監査報酬水準等の適切性を確認したうえで、監査業務における専門や効率性を踏まえ、監査の継続性の観点から、有限責任 あずさ監査法人を選定しております。

監査委員会は、監査法人の品質管理体制や独立性、監査の実施体制及び監査報酬水準等を確認し、株主総会に提出する会計監査人の選任に関する議案の内容を決定します。また、監査委員会は、会計監査人に会社法第340条第1項各号に該当する事由がある場合には、会計監査人を解任するほか、下記e.に記載する会計監査人の評価結果を踏まえ、当社の会計監査にとって必要があると判断する場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

以上に従い、監査委員会は、会計監査人の再任が相当と判断しております。

e. 監査委員会における会計監査人の評価

監査委員会は、会計監査人の品質管理の状況、独立性や職業的専門性の保持や発揮の状況、会計監査計画や会計監査報酬の妥当性及び適切性、監査委員会や経営者等との意思疎通の状況、当グループ各社の監査人との連携状況等を対象として評価をしています。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	47	25	47	72
連結子会社	577	95	562	78
計	624	121	609	150

b. その他重要な報酬の内容

前連結会計年度

当社の一部の連結子会社は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているKPMGメンバーファームに対して、監査証明業務に基づく報酬及び税務関連業務に基づく報酬等を支払っております。

当連結会計年度

当社の一部の連結子会社は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているKPMGメンバーファームに対して、監査証明業務に基づく報酬及び税務関連業務に基づく報酬等を支払っております。

c. 監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容

前連結会計年度

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、コンフォート・レター（監査人から引受事務幹事会社への書簡）の発行業務等であります。

当連結会計年度

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、コンフォート・レター（監査人から引受事務幹事会社への書簡）の発行業務等であります。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、当社の事業特性、規模及び監査の十分性を考慮し、所要監査時間を監査法と協議の上、監査委員会の同意を得て決定することとしております。

e. 監査委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査委員会は、会計監査人、当社財務部門からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などについて検証した結果、会計監査人の報酬等について妥当であると判断しております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針等

イ. 役員の個人別の額またはその算定方法の決定に関する方針等

当社は、報酬委員会において、当社の取締役、執行役及び執行役員の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めております。その内容は以下のとおりです。

- (i) 当社の取締役（社外取締役及び監査委員である社内取締役を除く）、執行役及び執行役員（以下、「役員」という）の報酬等については、当グループの着実かつ持続的な成長を実現していくために、会社業績向上、企業価値拡大に対するインセンティブとして有効に機能することを目指す。
- (ii) 短期的な収益貢献を重視した単年度業績評価に偏ること無く、経営者としての資質や能力を重視し、中長期的な業績貢献も反映した総合的な評価をベースにした処遇とするべく、短期インセンティブと中長期インセンティブのバランスを考慮した報酬体系を構築する。
- (iii) 当社は銀行持株会社として、グループ各社に対する監督機能を十分に発揮するために、役員が経営管理面で果たすべき役割やその成果を的確に把握し、透明性の高い、公正かつ客観的な評価に基づいて、個別の報酬を決定する。
- (iv) 報酬委員会においては、指名委員会、監査委員会、及び任意の委員会であるリスク委員会及び利益相反管理委員会との情報の連携を深め、よりアカウンタビリティの高い報酬制度・体系を構築し、公平でメリハリが効いた報酬額の決定を目指して審議を進める。

ロ. 報酬体系の概要

当社における具体的な報酬体系は以下の通りです。

- (i) 原則として、月例報酬、役員賞与、株式報酬型ストック・オプションの組み合わせで支給を行う。
- (ii) 月例報酬は、役位ごと固定額の「固定報酬」と、役員個人ごとの前年度評価をベースにしつつも、中長期的な業績貢献や活動内容並びに能力等の定性評価も反映する「個人業績報酬」の二本立てとする。
- (iii) 月例報酬のうち「個人業績報酬」に関しては、個人ごとの評価により決定し、月例報酬に占める割合については、インセンティブとして十分機能する比率となるよう設計する。
- (iv) 役員賞与は、連結実質業務純益及び親会社株主に帰属する連結当期純利益を指標として総額を決定する「会社業績連動賞与」と、役員個人ごとの前年度業績を反映する「個人業績連動賞与」の二本立てとする。なお、報酬全体に占める役員賞与の割合に関しては、インセンティブとして十分機能する比率となるよう設計する。
- (v) 株式報酬型ストック・オプションは、役位ごとに決定する付与個数をベースに、役員個人ごとの業績評価等を反映して加減を行い、付与個数を決定する。報酬全体に占める株式報酬型ストック・オプションの割合に関しては、インセンティブとして十分機能する比率となるよう設計する。

ハ. 役員個人に対する業績評価の仕組み

当社における役員個人に対する業績評価の仕組みは以下の通りです。

- (i) 個人業績評価に関しては、当社執行役社長のほか、関係する役員により構成される業績評価会議において、報酬委員会に提示する役員個人の報酬額案を審議・決定している。
- (ii) 対象者は、報酬委員会の決議対象となる当社の取締役・執行役のみならず、報告対象となる当社執行役員や主要な子会社の役員を含み、月例報酬にかかる個人業績報酬、及び役員賞与にかかる個人業績連動賞与を評価対象の報酬項目としている。
- (iii) 個人業績報酬案に関しては、まず当グループの業績達成度を勘案した上で、役員個人ごとに、役割負担の大きさや人材育成面での貢献等の実績に加え、中長期的な業績貢献や能力の高さ等も考慮のうえ決定している。
- (iv) 個人業績連動賞与案に関しては、まず当グループの業績達成度、取締役の賞与総額の推移、株主の皆さまへの配当状況、並びにコース社員（従業員）の賞与額等を勘案した上で、取締役の賞与総額を決定している。その上で取締役ごとの配分額案を決定し、さらに執行役・執行役員の配分額案を決定している。なお、配分に際しては、役員ごとの業績達成度、役割負担の大きさ、活動状況等を考慮し、評価を行っている。

ニ. 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬の支給割合の決定に関する方針

下記「ヘ. 役職ごとの報酬の決定に関する方針」をご参照ください。

ホ. 業績連動報酬に係る指標（KPI）、その選定理由、支給額の決定方法

- (i) 役員賞与のうち、会社業績連動賞与に関しては、連結実質業務純益及び親会社株主に帰属する連結当期純利益を指標として、総額を決定する仕組みを導入しております。
- (ii) 選定理由は、当事業年度の経営成績を示す連結実質業務純益と株主の皆様への配当を決定する上で大きな要素となる親会社株主に帰属する連結当期純利益を指標とすることで、株主や投資家の皆様のご理解を得られやすいと判断したこと等です。
- (iii) 支給額は、連結実質業務純益の達成率と親会社株主に帰属する連結当期純利益の達成率を一定のウェイトで加重平均したものをベースに、前年度の支給実績等を勘案して、報酬委員会にて決定しております。

ヘ. 役職ごとの報酬の決定に関する方針

- (i) 役員の役職ごとの報酬の決定に関する方針につきましては、「イ. 役員の個人別の額またはその算定方法の決定に関する方針等」をご参照ください。
- (ii) 執行役社長につきましては、標準報酬テーブルの構成割合や変動のレンジ幅を次のとおりとしており、当該テーブルを参考に、報酬委員会において個別報酬額を決議する仕組みとしております。
 - ・月例報酬のうち固定報酬及び個人業績報酬、役員賞与、株式報酬型ストック・オプションの割合は、概ね下記図表の通り。
 - ・月例報酬のうち個人業績報酬は標準額に対して70%～160%のレンジ幅とする。
 - ・役員賞与のうち会社業績連動賞与は、連結実質業務純益及び親会社株主に帰属する連結当期純利益を指標として、会社業績等を反映して都度決定する。なお、執行役社長に対する役員賞与は会社業績連動賞与のみとし、個人業績連動賞与は対象外とする。
 - ・株式報酬型ストック・オプションの付与個数は、単年度業績、株価、その他経営環境等を反映して都度決定する。

社長	月例報酬のうち 固定報酬	月例報酬のうち 個人業績報酬	会社業績 連動賞与	株式報酬型 ストック・ オプション	合計
	40%程度	30%程度	15%程度	15%程度	100%

固定報酬（40%程度）	変動報酬（60%程度）
-------------	-------------

- (iii) 当社の業務執行を担う役員（執行役社長を除く）につきましては、標準報酬テーブルの構成割合や変動のレンジ幅を次のとおりとしており、当該テーブルを参考に、報酬委員会において個別報酬額を決議（取締役・執行役）あるいは報告（執行役員）する仕組みとしております。
 - ・月例報酬のうち固定報酬及び個人業績報酬、役員賞与のうち会社業績連動賞与及び個人業績連動賞与、株式報酬型ストック・オプションの構成割合については、概ね下記図表の通り。
 - ・月例報酬のうち個人業績報酬は、標準額に対して70%～160%のレンジ幅とする。
 - ・会社業績連動賞与に関しては、連結実質業務純益及び親会社株主に帰属する連結当期純利益を指標として、会社業績等を反映して都度決定する。
 - ・三井住友信託銀行または三井住友トラスト・アセットマネジメントを兼務する役員に関しては、一定の兼任比率により報酬額を分割して支給する。

社長 以外	月例報酬のうち 固定報酬	月例報酬のうち 個人業績報酬	役員賞与	株式報酬型 ストック・オ プション	合計
	45%程度	30%程度	15%程度	10% 程度	100%

固定報酬（45%程度）	変動報酬（55%程度）
-------------	-------------

ト．監査委員を務める社内取締役の報酬等

監査委員を務める社内取締役の報酬に関しては、固定報酬である月例報酬のみとし、当社の業況、取締役の報酬水準、世間水準等を考慮して、監査委員を務める社内取締役として相応しい水準を考慮して、報酬委員会において決定しております。

チ．社外取締役の報酬等

社外取締役の報酬に関しては、固定報酬である月例報酬のみとし、法定委員会の委員長あるいは委員を務める場合に、一定金額を加算する仕組みとしております。また、社外取締役である取締役会議長につきましては、社内取締役及び社外取締役の報酬水準を考慮し、固定的な報酬テーブルを設定しております。なお、報酬の水準は、当社の業況、社内取締役の報酬水準、世間水準等を考慮して、報酬委員会において決定しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

当事業年度における当社の役員の報酬等の額は次のとおりです。

イ．提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

役員区分	員数	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）				
			固定報酬	変動報酬			その他
			月額報酬	個人業績報酬	賞与	ストック・オプション報酬	
取締役（社外 取締役を除く）	4	128	92	21	6	8	—
執行役	14	343	154	104	47	37	—
社外取締役	7	113	113	—	—	—	—

（注）取締役を兼務する執行役に対して支給された報酬等については、執行役の欄に記載しております。

ご参考までに、取締役及び執行役のうち、三井住友信託銀行ほかのグループ会社の取締役あるいは執行役員の兼務報酬を反映した連結報酬等の総額は以下のとおりとなっております。

役員区分	員数	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）				
			固定報酬	変動報酬			その他
			月額報酬	個人業績報酬	賞与	ストック・オプション報酬	
取締役（社外 取締役を除く）	4	231	140	54	17	20	—
執行役	14	747	335	226	101	80	3
社外取締役	7	113	113	—	—	—	—

（注）取締役を兼務する執行役に対して支給された報酬等については、執行役の欄に記載しております。

ロ. 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名 (役員区分)	連結報酬等 の総額 (百万円)	会社区分	報酬等の種類別の総額（百万円）				
			固定報酬	変動報酬			その他
			月額報酬	個人業績報酬	賞与	ストック・オプション報酬	
大久保哲夫 (執行役)	103	当社	44	29	15	14	—
		三井住友信託銀行	—	—	—	—	—
橋本勝 (執行役)	106	当社	—	—	—	—	—
		三井住友信託銀行	44	29	15	14	3

(注) 連結報酬等の総額が1億円以上である者を記載しております。

ハ. 提出会社の業績連動報酬に係る指標の目標及び実績

役員賞与のうち会社業績連動賞与に関しては、連結実質業務純益及び親会社株主に帰属する連結当期純利益を指標としております。当事業年度における目標及び実績は以下の通りとなっております。

指標	目標	実績
連結実質業務純益	2,800億円	2,822億円
親会社株主に帰属する連結当期純利益	1,750億円	1,738億円

(注) 親会社株主に帰属する連結当期純利益の目標は、2018年11月に、1,650億円から1,750億円に修正しております。

③ 役員の報酬等の決定プロセス

イ. 報酬委員会の権限の内容

当社の役員報酬の決定プロセスにつきましては、報酬委員会規程に委員会構成、招集手続き、権限、運営等に関する詳細を定めており、法定の決議事項である役員報酬やそれ以外の役員報酬につき、報酬委員会の関与の下、以下のとおり運営しております。

(i) 報酬委員会における決定事項

- ・当社の取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針
- ・当社の取締役及び執行役の個人別の報酬等の額

なお、社内委員・社外委員にかかわらず、各委員は、自己の報酬等の額にかかる決議には参加しない運営としております。

(ii) 報酬委員会における審議事項

- ・三井住友信託銀行及び三井住友トラスト・アセットマネジメントの取締役及び執行役員の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針

(iii) 報酬委員会が報告を受ける事項

- ・当社の執行役員の個人別の報酬等の額
- ・三井住友信託銀行及び三井住友トラスト・アセットマネジメントの取締役及び執行役員の個人別の報酬等の額

ロ. 報酬委員会における手続き等の概要

報酬委員である社外取締役に対しては、報酬体系の考え方、報酬テーブル及びその運営の仕組み、個別役員の業績評価の仕組み及びその結果、業績指標の役員賞与への反映手法等を説明するとともに、他社の役員報酬制度やコーポレートガバナンス動向等の説明や情報提供を行うことを通して、当社の役員報酬制度をより良いものにするための工夫・改善を積み重ねております。また、役位ごとの報酬水準の客観性や妥当性を検証する際の参考データとして、コンサルタント会社から提供された経営者報酬の還元資料等を活用しているほか、三井住友信託銀行がデロイトトーマツと共同実施する役員報酬サーベイのデータを参考にしております。

ハ. 報酬委員会の活動内容

(i) 当事業年度における開催回数 11回

なお、委員会活動は、毎年6月の定時株主総会終了後に第1回の委員会を開催し、以降、翌年の6月までを1サイクル（運営年度）としております。

(ii) 主要な決議・審議・報告テーマ

- ・ 当社の取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針の決議
- ・ 当社の取締役及び執行役の個人別の報酬等の額の決議
- ・ 三井住友信託銀行及び三井住友トラスト・アセットマネジメントの取締役及び執行役員の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針の審議
- ・ 当社の執行役員の個人別の報酬等の額の報告
- ・ 三井住友信託銀行及び三井住友トラスト・アセットマネジメントの取締役及び執行役員の個人別の報酬等の額の報告
- ・ 報酬委員会規程改定の報告
- ・ 三井住友トラスト・アセットマネジメントの人事・報酬委員会規程の報告

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当グループは、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分については、以下のとおりとしております。

純投資目的である投資株式	専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有する株式等
純投資目的以外の目的である投資株式	上記以外

② 三井住友信託銀行株式会社における株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額(投資株式計上額)が最も大きい会社(最大保有会社)である三井住友信託銀行株式会社については以下のとおりであります。

イ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

(i) 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

(保有方針)

当グループは、取引先との安定的・長期的な取引関係の構築、業務提携、又は協働ビジネス展開の円滑化及び強化等の観点から、当グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合を除き、原則として取引先等の株式等を保有いたしません。

なお、当グループが株式等を保有している取引先等から当社の株式の売却等の意向が示された場合において、売却を妨げることはいたしません。

(保有の合理性を検証する方法)

個別の株式等については、取引先との総合的な関係の維持・強化の観点を踏まえつつ、取締役会において保有に伴う便益・リスクと資本コストとの関係を精査し、保有適否等について検証を行います。

(個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容)

取締役会において、採算性基準に基づき、下記指標により、株式等の保有に伴う便益・リスクと資本コストとの関係を精査・検証しております。

<採算性指標>

(信用コスト・経費等 控除後利益) ÷ (株式リスクアセット+与信リスクアセット)

採算性基準が未充足となった取引先の株式については、取引先との総合的な関係の維持・強化の観点を踏まえ、保有の必要性があるものは、採算向上・改善に向けた交渉を実施します。保有の必要性が認められない株式については、売却交渉を実施いたします。

(ii) 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	449	59,730
非上場株式以外の株式	908	1,373,600

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	6	779	取引関係の強化及び将来の取引拡充を 企図して取得
非上場株式以外の株式	4	464	同上

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	13	443
非上場株式以外の株式	54	66,631

(iii) 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の 株式の 保有の 有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
日本電産株式会社	3,505,800	3,505,800	取引関係の維持・強化	無
	49,168	58,434		
株式会社オリエンタルランド	3,451,600	3,451,600	同上	有
	43,386	36,093		
東京急行電鉄株式会社	22,395,800	22,395,800	同上	有
	43,291	37,871		
東海旅客鉄道株式会社	1,495,000	1,495,000	同上	有
	38,436	29,511		
アサヒグループホールディングス 株式会社	7,126,000	7,126,000	同上	有
	35,131	39,599		
日本ペイントホールディングス株式会社	7,053,000	7,053,000	同上	有
	30,680	28,141		
ダイキン工業株式会社	2,279,000	2,279,000	同上	有
	29,558	26,976		
大和ハウス工業株式会社	8,000,000	8,000,000	同上	有
	28,152	31,752		
スズキ株式会社	5,500,000	5,500,000	同上	有
	26,939	31,553		
西日本旅客鉄道株式会社	3,200,100	3,200,100	同上	有
	26,685	23,603		
京王電鉄株式会社	3,648,200	3,648,200	同上	有
	26,084	16,606		
ミネベアミツミ株式会社	15,413,900	15,413,900	同上	有
	25,633	36,083		
株式会社資生堂	3,000,000	4,000,000	同上	有
	23,961	25,800		
住友不動産株式会社	4,800,000	4,800,000	同上	有
	22,012	18,475		
出光興産株式会社	5,142,800	5,142,800	同上	有
	19,054	20,694		
株式会社シマノ	800,000	800,000	同上	有
	14,400	12,077		
旭化成株式会社	12,500,000	12,500,000	同上	有
	14,275	17,162		
三井不動産株式会社	5,095,000	5,095,000	同上	有
	14,176	12,712		
京阪ホールディングス株式会社	3,000,000	3,000,000	同上	有
	13,965	9,837		
富士フイルムホールディングス株式会社	2,717,000	2,717,000	同上	有
	13,677	11,634		
トヨタ自動車株式会社	2,000,000	2,000,000	同上	無
	12,974	13,710		
東ソー株式会社	7,502,000	7,502,000	同上	有
	12,910	15,814		
エア・ウォーター株式会社	7,936,000	7,936,000	同上	有
	12,729	16,141		
株式会社ブリヂストン	2,794,000	2,794,000	同上	有
	11,919	12,857		
株式会社リコー	9,428,000	9,428,000	同上	有
	10,908	10,417		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の 株式の 保有の 有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
明治ホールディングス株式会社	1,190,500	1,634,400	取引関係の維持・強化	有
	10,702	12,797		
東急不動産ホールディングス株式会社	16,008,200	16,008,200	同上	有
	10,597	12,278		
株式会社ジェイテクト	7,635,680	7,635,680	同上	有
	10,399	11,988		
株式会社マキタ	2,536,000	2,536,000	同上	有
	9,776	13,017		
王子ホールディングス株式会社	14,083,000	14,083,000	同上	有
	9,675	9,717		
株式会社小糸製作所	1,520,000	1,520,000	同上	有
	9,530	11,132		
東洋製罐グループホールディングス株式会社	4,200,000	4,200,000	同上	有
	9,521	6,480		
京成電鉄株式会社	2,365,500	2,876,500	同上	有
	9,509	9,455		
伊藤忠商事株式会社	4,714,000	4,714,000	同上	無
	9,439	9,493		
長瀬産業株式会社	5,776,000	5,776,000	同上	有
	9,178	10,443		
小田急電鉄株式会社	3,300,000	3,300,000	同上	有
	8,853	7,052		
日産化学株式会社	1,600,000	1,600,000	同上	有
	8,112	6,787		
三井物産株式会社	4,694,800	4,694,800	同上	無
	8,068	8,737		
東レ株式会社	11,345,000	11,345,000	同上	有
	8,019	11,674		
住友化学株式会社	15,504,000	15,504,000	同上	有
	7,984	9,534		
ハウス食品グループ本社株式会社	1,750,000	1,750,000	同上	有
	7,787	6,114		
小野薬品工業株式会社	3,500,000	3,500,000	同上	無
	7,591	11,319		
京浜急行電鉄株式会社	4,017,500	4,017,500	同上	有
	7,544	7,416		
株式会社ダイフク	1,223,000	1,223,000	同上	有
	7,044	7,885		
関西電力株式会社	4,274,900	4,274,900	同上	有
	6,976	5,510		
東武鉄道株式会社	2,163,400	2,163,400	同上	有
	6,912	6,944		
近鉄グループホールディングス株式会社	1,325,700	1,325,700	同上	無
	6,840	5,453		
ヤマハ株式会社	1,213,800	1,734,000	同上	無
	6,712	8,139		
オークマ株式会社	1,045,000	1,045,000	同上	有
	6,259	6,612		
相鉄ホールディングス株式会社	1,836,200	1,836,200	同上	有
	6,252	5,165		
株式会社日清製粉グループ本社	2,419,300	2,419,300	同上	有
	6,145	4,974		
電源開発株式会社	2,247,400	2,247,400	同上	無
	6,058	6,047		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の 株式の 保有の 有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
丸紅株式会社	7,511,200	9,389,000	取引関係の維持・強化	有
	5,746	7,267		
株式会社ライフコーポレーション	2,264,000	2,264,000	同上	有
	5,383	6,463		
三菱鉛筆株式会社	2,500,000	2,500,000	同上	有
	5,362	5,895		
住友林業株式会社	3,408,000	3,408,000	同上	有
	5,238	5,820		
花王株式会社	600,000	600,000	同上	有
	5,230	4,604		
株式会社SUBARU	2,028,000	2,028,000	同上	有
	5,115	7,294		
株式会社ミルボン	934,400	934,400	同上	有
	4,812	4,230		
エーザイ株式会社	770,600	880,700	同上	無
	4,787	5,692		
南海電気鉄道株式会社	1,516,000	1,516,000	同上	有
	4,631	4,020		
ANAホールディングス株式会社	1,136,400	1,136,400	同上	有
	4,612	4,737		
中部電力株式会社	2,572,400	2,572,400	同上	有
	4,446	3,732		
カシオ計算機株式会社	3,075,000	3,075,000	同上	有
	4,443	4,907		
名古屋鉄道株式会社	1,432,800	1,432,800	同上	有
	4,391	3,855		
大阪瓦斯株式会社	2,000,000	2,000,000	同上	有
	4,368	4,116		
株式会社ダイセル	3,584,000	3,584,000	同上	有
	4,307	4,322		
オリンパス株式会社	3,556,000	889,000	取引関係の維持・強化 株式分割により増加	無
	4,274	3,613		
ヤマハ発動機株式会社	1,967,000	2,810,000	取引関係の維持・強化	無
	4,270	8,994		
キューピー株式会社	1,573,000	1,573,000	同上	有
	4,176	4,590		
ニチアス株式会社	1,869,000	3,738,000	同上	有
	4,096	5,046		
日本光電工業株式会社	1,200,000	1,200,000	同上	有
	3,948	3,560		
大日本住友製薬株式会社	1,423,000	*	同上	有
	3,894	*		
株式会社モリタホールディングス	2,082,000	2,082,000	同上	有
	3,789	4,161		
三井化学株式会社	1,400,000	1,586,000	同上	有
	3,739	5,229		
岡谷銅機株式会社	402,000	402,000	同上	有
	3,694	4,631		
JSR株式会社	2,119,400	2,352,400	同上	有
	3,636	5,756		
宝ホールディングス株式会社	2,753,000	2,753,000	同上	有
	3,603	3,391		
株式会社岡三証券グループ	8,726,000	8,726,000	同上	有
	3,586	5,776		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の 株式の 保有の 有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社東京きらぼしフィナンシャル グループ	2,290,600	2,290,600	取引関係の維持・強化	無
	3,584	5,866		
三菱電機株式会社	2,500,000	2,500,000	同上	有
	3,556	4,325		
株式会社商船三井	1,487,000	1,487,000	同上	有
	3,540	4,640		
株式会社TOKAIホールディングス	3,816,000	3,816,000	同上	無
	3,506	4,144		
江崎グリコ株式会社	600,000	600,000	同上	有
	3,492	3,232		
第一三共株式会社	659,000	*	同上	有
	3,360	*		
株式会社椿本チエイン	849,000	4,245,000	同上	有
	3,353	3,701		
九州電力株式会社	2,549,000	2,549,000	同上	無
	3,331	3,091		
株式会社日本製鋼所	1,630,400	1,630,400	同上	有
	3,324	5,533		
塩野義製薬株式会社	480,000	1,600,000	同上	有
	3,288	8,744		
株式会社ジーエス・ユアサ コーポレーション	1,470,800	7,354,000	同上	無
	3,193	4,213		
株式会社京都銀行	678,400	678,400	同上	有
	3,140	3,965		
スタンレー電気株式会社	1,050,000	1,050,000	同上	有
	3,123	4,170		
株式会社西武ホールディングス	1,604,000	1,604,000	同上	無
	3,106	2,935		
TDK株式会社	355,000	355,000	同上	無
	3,077	3,433		
大和工業株式会社	1,000,000	1,000,000	同上	有
	3,020	3,042		
キッコーマン株式会社	531,000	*	同上	有
	2,883	*		
新日鐵住金株式会社	1,474,800	4,866,100	同上	有
	2,881	11,508		
栗田工業株式会社	1,000,000	1,000,000	同上	無
	2,827	3,365		
ジェイ エフ イー ホールディングス 株式会社	1,500,000	1,500,000	同上	無
	2,817	3,333		
日本電気硝子株式会社	960,000	960,000	同上	有
	2,817	2,981		
中国電力株式会社	1,995,800	*	同上	有
	2,756	*		
日本製紙株式会社	1,195,800	*	同上	有
	2,733	*		
株式会社クラレ	1,933,000	1,933,000	同上	有
	2,721	3,444		
株式会社クボタ	1,700,000	1,700,000	同上	有
	2,719	3,119		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の 株式の 保有の 有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
住友ゴム工業株式会社	2,019,000	2,692,000	取引関係の維持・強化	有
	2,681	5,262		
株式会社IHI	995,700	995,700	同上	無
	2,647	3,399		
日本化薬株式会社	2,019,000	2,019,000	同上	有
	2,640	2,679		
マツダ株式会社	*	2,000,000	同上	無
	*	2,816		
コクヨ株式会社	*	1,511,000	同上	有
	*	3,040		
株式会社千葉銀行	*	4,000,000	同上	有
	*	3,408		
アルプス電気株式会社	*	1,000,000	同上	無
	*	2,704		
ニチハ株式会社	*	756,000	同上	有
	*	3,021		
株式会社明電舎	*	7,500,000	同上	有
	*	2,940		
株式会社不二越	*	5,050,000	同上	有
	*	3,216		
株式会社アルバック	*	701,760	同上	有
	*	4,343		
株式会社コンコルディア・ フィナンシャルグループ	*	5,000,000	同上	無
	*	2,960		
三愛石油株式会社	*	2,173,000	同上	有
	*	3,287		
全国保証株式会社	*	1,000,000	同上	無
	*	4,619		
東海東京フィナンシャル・ ホールディングス株式会社	*	4,800,000	同上	有
	*	3,624		
株式会社ダイヘン	*	3,293,000	同上	無
	*	2,696		
東急建設株式会社	*	2,945,300	同上	無
	*	3,478		
株式会社SCREENホールディングス	*	382,800	同上	有
	*	3,811		
株式会社ストライク	*	402,000	同上	無
	*	2,632		
Man Group plc	*	51,000,000	同上	無
	*	13,027		
株式会社東芝	—	12,764,000	同上	無
	—	4,007		
JXTGホールディングス株式会社	—	4,811,850	同上	無
	—	3,079		
凸版印刷株式会社	—	3,054,000	同上	有
	—	2,693		

みなし保有株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の 株式の 保有の 有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
東海旅客鉄道株式会社	2,005,000	2,005,000	議決権行使の指図権限	有
	51,548	40,360		
株式会社クボタ	17,872,000	17,872,000	同上	有
	28,586	33,277		
株式会社安川電機	7,970,000	7,970,000	同上	有
	27,695	38,455		
株式会社ニトリホールディングス	1,440,000	1,440,000	同上	有
	20,592	27,079		
イオン株式会社	6,370,000	6,370,000	同上	有
	14,756	12,099		
京王電鉄株式会社	2,000,000	2,000,000	同上	有
	14,300	9,090		
新日鐵住金株式会社	6,438,300	6,438,300	同上	有
	12,580	15,043		
小田急電鉄株式会社	4,562,000	4,562,000	同上	有
	12,239	9,821		
株式会社村田製作所	1,926,000	642,000	議決権行使の指図権限 株式分割により増加	有
	10,616	9,353		
京浜急行電鉄株式会社	5,488,500	5,488,500	議決権行使の指図権限	有
	10,307	10,153		
本田技研工業株式会社	2,999,800	2,999,800	同上	有
	8,984	10,979		
京成電鉄株式会社	2,234,000	2,234,000	同上	有
	8,980	7,305		
住友金属鉱山株式会社	2,500,000	2,500,000	同上	有
	8,175	11,200		
豊田通商株式会社	2,128,000	2,128,000	同上	無
	7,671	7,671		
西日本旅客鉄道株式会社	899,900	899,900	同上	有
	7,504	6,687		
株式会社大和証券グループ本社	12,444,000	18,666,000	同上	有
	6,707	12,668		
東邦瓦斯株式会社	1,288,200	1,288,200	同上	有
	6,402	4,212		
住友電気工業株式会社	4,245,000	4,245,000	同上	無
	6,233	6,891		
住友重機械工業株式会社	1,648,800	1,648,800	同上	有
	5,910	6,652		
阪急阪神ホールディングス株式会社	1,366,000	2,733,000	同上	有
	5,668	10,781		
株式会社協和エクシオ	1,834,000	1,834,000	同上	有
	5,602	5,219		
明治ホールディングス株式会社	585,200	585,200	同上	有
	5,260	4,740		
東武鉄道株式会社	1,600,000	1,600,000	同上	有
	5,112	5,128		
アンリツ株式会社	2,000,000	2,000,000	同上	有
	4,100	2,628		
不二製油グループ本社株式会社	1,000,000	1,000,000	同上	無
	3,790	3,210		
住友ベークライト株式会社	873,200	4,366,000	同上	有
	3,462	4,099		
レンゴー株式会社	3,266,000	3,266,000	同上	有
	3,390	3,001		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の 株式の 保有の 有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社フジクラ	6,777,000	6,777,000	議決権行使の指図権限	有
	2,826	4,892		
株式会社三井E&Sホールディングス	*	2,331,600	同上	有
	*	4,033		
株式会社商船三井	*	1,000,000	同上	有
	*	3,060		
J. フロント リテイリング株式会社	*	1,642,000	同上	無
	*	2,970		
JXTGホールディングス株式会社	—	5,350,000	同上	無
	—	3,443		

- (注) 1. みなし保有株式については、株式数は議決権行使権限の対象となる株式数を、貸借対照表計上額はみなし保有株式の事業年度末日における時価に議決権行使権限の対象となる株式数を乗じて得た額を記載しております。また、保有目的は、当社が有する権限の内容を記載しております。
2. 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。
3. 銘柄ごとの定量的な保有効果については、当グループの営業戦略に関する事項であり、また、発行体企業との取引に関する事項であることから非開示としております。保有の合理性については、② イ (i)に記載のとおりであります。
4. 当社の株式の保有の有無については、2019年3月31日現在の株主名簿に基づき記載をしています。
5. 「—」は、当該銘柄を保有していないことを示しております。「*」は、当該銘柄の貸借対照表計上額が当社の資本金額の100分の1以下であるため記載を省略しております。

ロ. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当ありません。

ハ. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当ありません。

ニ. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当ありません。

③ 提出会社における株式の保有状況

提出会社については、以下のとおりであります。

イ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

(i) 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

② イ (i) に記載のとおりです。

(ii) 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	3	652
非上場株式以外の株式	—	—

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当ありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当ありません。

(iii) 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
該当ありません。

ロ. 保有目的が純投資目的である投資株式
該当ありません。

ハ. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの
該当ありません。

ニ. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの
該当ありません。

第5 【経理の状況】

1. 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。
3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）の連結財務諸表及び事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査証明を受けております。
4. 当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、企業会計基準委員会の行う研修に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
資産の部		
現金預け金	28,841,328	16,045,864
コールローン及び買入手形	152,951	50,124
買現先勘定	63,531	158,734
債券貸借取引支払保証金	675,295	759,812
買入金銭債権	955,938	1,082,650
特定取引資産	※2, ※8 363,294	※2, ※8 454,978
金銭の信託	1,357	1,393
有価証券	※1, ※2, ※8, ※15 5,537,643	※1, ※2, ※8, ※15 5,759,504
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9 28,190,553	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9 29,025,720
外国為替	25,554	36,936
リース債権及びリース投資資産	※8 677,238	※8 653,447
その他資産	※8 1,868,132	※8 2,023,664
有形固定資産	※11, ※12 214,386	※11, ※12 211,312
建物	73,711	74,053
土地	※10 116,650	※10 109,109
リース資産	4,719	4,494
建設仮勘定	88	244
その他の有形固定資産	19,216	23,410
無形固定資産	197,235	151,429
ソフトウェア	107,563	83,108
のれん	81,038	60,092
リース資産	2	0
その他の無形固定資産	8,630	8,227
退職給付に係る資産	163,219	138,931
繰延税金資産	23,127	17,372
支払承諾見返	508,930	557,007
貸倒引当金	△102,920	△99,770
資産の部合計	68,356,798	57,029,113

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
負債の部		
預金	※8 37,351,839	※8 31,903,572
譲渡性預金	6,563,336	6,328,622
コールマネー及び売渡手形	146,931	72,793
売現先勘定	※8 1,454,855	※8 1,603,191
債券貸借取引受入担保金	※8 41,299	※8 104,767
特定取引負債	266,148	258,771
借入金	※8, ※13 4,370,083	※8, ※13 4,023,801
外国為替	1,984	457
短期社債	1,062,869	1,472,786
社債	※14 1,470,715	※14 1,378,328
信託勘定借	11,070,725	5,408,009
その他負債	932,825	994,424
賞与引当金	16,740	17,542
役員賞与引当金	325	343
退職給付に係る負債	14,159	14,008
ポイント引当金	18,457	18,282
睡眠預金払戻損失引当金	3,548	5,250
偶発損失引当金	4,628	3,465
繰延税金負債	181,050	130,479
再評価に係る繰延税金負債	※10 3,016	※10 2,847
支払承諾	508,930	557,007
負債の部合計	65,484,472	54,298,756
純資産の部		
資本金	261,608	261,608
資本剰余金	645,016	645,003
利益剰余金	1,263,415	1,387,592
自己株式	△42,224	△51,222
株主資本合計	2,127,816	2,242,982
その他有価証券評価差額金	516,663	467,448
繰延ヘッジ損益	△22,746	△36,764
土地再評価差額金	※10 △6,067	※10 △5,698
為替換算調整勘定	4,281	4,702
退職給付に係る調整累計額	4,720	△19,209
その他の包括利益累計額合計	496,851	410,478
新株予約権	799	1,062
非支配株主持分	246,858	75,832
純資産の部合計	2,872,325	2,730,356
負債及び純資産の部合計	68,356,798	57,029,113

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
経常収益	1,350,946	1,467,916
信託報酬	100,591	103,911
資金運用収益	426,129	507,007
貸出金利息	307,030	360,348
有価証券利息配当金	82,524	92,680
コールローン利息及び買入手形利息	1,900	1,523
買現先利息	1,295	926
債券貸借取引受入利息	8	0
預け金利息	26,906	43,140
その他の受入利息	6,463	8,387
役務取引等収益	397,881	402,867
特定取引収益	10,035	27,093
その他業務収益	306,725	356,927
その他経常収益	109,583	70,108
貸倒引当金戻入益	5,292	—
償却債権取立益	2,818	1,908
その他の経常収益	※1 101,471	※1 68,199
経常費用	1,118,285	1,211,504
資金調達費用	246,071	371,845
預金利息	95,764	128,792
譲渡性預金利息	42,334	81,292
コールマネー利息及び売渡手形利息	1,290	2,213
売現先利息	16,404	35,615
債券貸借取引支払利息	234	2,636
借用金利息	13,752	15,740
短期社債利息	4,815	23,343
社債利息	23,078	23,745
その他の支払利息	48,396	58,465
役務取引等費用	87,974	97,755
その他業務費用	230,442	249,652
営業経費	※2 444,057	※2 431,151
その他経常費用	109,738	61,099
貸倒引当金繰入額	—	209
その他の経常費用	※3 109,738	※3 60,890
経常利益	232,661	256,411

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
特別利益	15,559	1,518
固定資産処分益	15,559	1,518
特別損失	9,397	16,589
固定資産処分損	1,521	802
減損損失	7,876	15,786
税金等調整前当期純利益	238,822	241,340
法人税、住民税及び事業税	57,646	67,714
法人税等調整額	15,429	△7,114
法人税等合計	73,075	60,599
当期純利益	165,746	180,741
非支配株主に帰属する当期純利益	11,760	6,851
親会社株主に帰属する当期純利益	153,986	173,889

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
当期純利益	165,746	180,741
その他の包括利益	※1 65,950	※1 △86,815
その他有価証券評価差額金	40,922	△50,986
繰延ヘッジ損益	△2,491	△13,375
為替換算調整勘定	2,501	676
退職給付に係る調整額	25,674	△23,917
持分法適用会社に対する持分相当額	△657	785
包括利益	231,696	93,925
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	219,844	87,148
非支配株主に係る包括利益	11,852	6,777

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	261,608	645,048	1,159,028	△34,061	2,031,623
当期変動額					
剰余金の配当			△49,599		△49,599
親会社株主に帰属する当期純利益			153,986		153,986
自己株式の取得				△8,184	△8,184
自己株式の処分		0		22	22
連結子会社株式の取得による持分の増減		△32			△32
連結子会社株式の売却による持分の増減		—			—
土地再評価差額金の取崩			—		—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△31	104,386	△8,162	96,192
当期末残高	261,608	645,016	1,263,415	△42,224	2,127,816

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	476,848	△21,018	△6,067	2,135	△20,905	430,992	577	328,488	2,791,682
当期変動額									
剰余金の配当									△49,599
親会社株主に帰属する当期純利益									153,986
自己株式の取得									△8,184
自己株式の処分									22
連結子会社株式の取得による持分の増減									△32
連結子会社株式の売却による持分の増減									—
土地再評価差額金の取崩									—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	39,814	△1,728	—	2,145	25,626	65,858	222	△81,630	△15,549
当期変動額合計	39,814	△1,728	—	2,145	25,626	65,858	222	△81,630	80,643
当期末残高	516,663	△22,746	△6,067	4,281	4,720	496,851	799	246,858	2,872,325

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	261,608	645,016	1,263,415	△42,224	2,127,816
当期変動額					
剰余金の配当			△49,343		△49,343
親会社株主に帰属する当期純利益			173,889		173,889
自己株式の取得				△9,033	△9,033
自己株式の処分		△0		35	35
連結子会社株式の取得による持分の増減		△17			△17
連結子会社株式の売却による持分の増減		4			4
土地再評価差額金の取崩			△369		△369
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△13	124,176	△8,998	115,165
当期末残高	261,608	645,003	1,387,592	△51,222	2,242,982

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	516,663	△22,746	△6,067	4,281	4,720	496,851	799	246,858	2,872,325
当期変動額									
剰余金の配当									△49,343
親会社株主に帰属する当期純利益									173,889
自己株式の取得									△9,033
自己株式の処分									35
連結子会社株式の取得による持分の増減									△17
連結子会社株式の売却による持分の増減									4
土地再評価差額金の取崩									△369
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△49,214	△14,017	369	421	△23,930	△86,372	262	△171,025	△257,135
当期変動額合計	△49,214	△14,017	369	421	△23,930	△86,372	262	△171,025	△141,969
当期末残高	467,448	△36,764	△5,698	4,702	△19,209	410,478	1,062	75,832	2,730,356

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年 4 月 1 日 至 2018年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	238,822	241,340
減価償却費	35,145	36,590
減損損失	7,876	15,786
のれん償却額	9,469	9,468
持分法による投資損益 (△は益)	△5,781	△5,967
貸倒引当金の増減 (△)	△12,894	△3,149
賞与引当金の増減額 (△は減少)	408	1,234
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	66	17
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	△34,379	26,516
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	2,028	999
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	938	△175
睡眠預金払戻損失引当金の増減額 (△は減少)	△35	1,702
偶発損失引当金の増減 (△)	△3,145	△1,162
資金運用収益	△426,129	△507,007
資金調達費用	246,071	371,845
有価証券関係損益 (△)	△662	△10,291
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	△46	△47
為替差損益 (△は益)	53,813	△38,601
固定資産処分損益 (△は益)	△14,038	△715
特定取引資産の純増 (△) 減	133,269	△91,683
特定取引負債の純増減 (△)	△100,730	△7,376
貸出金の純増 (△) 減	△149,603	△981,229
預金の純増減 (△)	1,358,382	1,432,360
譲渡性預金の純増減 (△)	△763,281	△234,713
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	931,928	△326,251
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	112,007	334,528
コールローン等の純増 (△) 減	△57,294	△207,128
債券貸借取引支払保証金の純増 (△) 減	△194,841	△84,517
コールマネー等の純増減 (△)	483,959	△215,448
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	27,600	63,468
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△9,364	△11,382
外国為替 (負債) の純増減 (△)	1,748	△1,526
リース債権及びリース投資資産の純増 (△) 減	△9,430	23,791
短期社債 (負債) の純増減 (△)	158,620	409,917
普通社債発行及び償還による増減 (△)	△14,128	△192,132
信託勘定借の純増減 (△)	796,581	476,319
資金運用による収入	417,450	519,157
資金調達による支出	△249,778	△361,941
その他	△81,965	△221,931
小計	2,888,657	460,661
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△48,199	△86,343
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,840,458	374,318

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△7,254,037	△6,118,951
有価証券の売却による収入	5,436,391	4,401,254
有価証券の償還による収入	1,086,414	1,543,239
金銭の信託の減少による収入	150	—
有形固定資産の取得による支出	△10,188	△13,369
有形固定資産の売却による収入	25,059	2,650
無形固定資産の取得による支出	△25,136	△29,045
無形固定資産の売却による収入	68	—
持分法適用関連会社株式の取得による支出	△5,536	△11,178
持分法適用関連会社株式の売却による収入	961	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△745,854	△225,399
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入金の返済による支出	△25,000	△20,000
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の発行による収入	149,143	99,452
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の償還による支出	△50,000	—
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△113	△47
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入	—	36
非支配株主への払戻による支出	△83,170	△152,000
配当金の支払額	△49,594	△49,344
非支配株主への配当金の支払額	△9,972	△5,865
自己株式の取得による支出	△8,184	△9,033
自己株式の売却による収入	22	35
財務活動によるキャッシュ・フロー	△76,869	△136,766
現金及び現金同等物に係る換算差額	△8,876	△7,299
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	2,008,857	4,852
現金及び現金同等物の期首残高	24,531,391	26,540,249
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	—	※2 △12,465,333
現金及び現金同等物の期末残高	※1 26,540,249	※1 14,079,768

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 61社

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。

(連結の範囲の変更)

SMTP OCEAN PTE. LTD. は、新規設立により当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

当社の連結子会社であった日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、2018年10月1日における資産管理サービス信託銀行株式会社との共同株式移転により、JTCホールディングス株式会社を設立するとともに、JTCホールディングス株式会社の子会社となりました。

これにより、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は当社の子会社に該当しないこととなったことから、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

また、CMTH Preferred Capital 6 (Cayman) Limitedほか2社は、清算に伴い当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社

主要な会社名

ハミングバード株式会社

アジアゲートウェイ1号投資事業有限責任組合

ハミングバード株式会社ほか22社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者等であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、連結財務諸表規則第5条第1項第2号により連結の範囲から除外しております。

また、アジアゲートウェイ1号投資事業有限責任組合ほか、その他の非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社 30社

主要な会社名

住信SBIネット銀行株式会社

(持分法適用の範囲の変更)

JTCホールディングス株式会社、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社及び資産管理サービス信託銀行株式会社は、上記1. (1)の共同株式移転により当社の関連会社となったことから、当連結会計年度より持分法適用の範囲に含めております。

また、カーディフ生命保険株式会社ほか2社は、株式取得等により当連結会計年度から持分法適用の範囲に含めております。

(3) 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社

主要な会社名

ハミングバード株式会社

アジアゲートウェイ1号投資事業有限責任組合

ハミングバード株式会社ほか22社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者等であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、連結財務諸表規則第10条第1項第2号により持分法の対象から除外しております。

また、アジアゲートウェイ1号投資事業有限責任組合ほか、その他の持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。

4月末日	2社
5月末日	1社
8月末日	1社
9月末日	5社
11月末日	1社
12月末日	7社
1月24日	1社
3月末日	43社

(2) 4月末日を決算日とする子会社については、1月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、5月末日を決算日とする子会社については、2月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、8月末日を決算日とする子会社については、2月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、9月末日を決算日とする子会社については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、11月末日を決算日とする子会社については、2月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、1月24日を決算日とする子会社については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下、「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(会計方針の変更)

その他有価証券のうち時価のある株式については、従来、連結決算期末月1カ月平均に基づいた市場価格等に基づく時価法としておりましたが、当連結会計年度より、連結決算日の市場価格等に基づく時価法に変更しております。

この変更は、2017年12月のパーゼルⅢの最終化や近時の政策保有株式を巡る議論を踏まえ、政策保有株式の時価変動リスクの削減及び経済価値のコントロールを含む社内リスク管理の高度化を進める中で、期末時価が連結決算日時点の財政状態を反映する上でより妥当であるとの判断に至ったものです。

なお、この変更による前連結会計年度の損益への影響額及び当連結会計年度期首までの累積的影響額はいずれも軽微であるため、遡及適用は行っておりません。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)(イ)と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く。)の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産(リース資産を除く。)

有形固定資産は、主として定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～60年

その他 2年～20年

(ロ) 無形固定資産(リース資産を除く。)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

(ハ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

主要な国内の連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者並びにその他今後の管理に注意を要する債務者のうち一定範囲に区分される信用リスクを有する債務者で、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができるものについては、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査各部が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク統括部が査定結果を検証しております。

その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は17,877百万円（前連結会計年度末は16,705百万円）であります。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

当社及び一部の連結子会社の役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、「ダイナースクラブカード」等において顧客へ付与したポイントの将来の利用による負担に備えるため、将来利用される見込額を合理的に見積り必要と認められる額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、三井住友信託銀行株式会社において一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、オフバランス取引や信託取引等に関して発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(11) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

三井住友信託銀行株式会社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(13) リース取引の処理方法

国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準は、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(14) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

三井住友信託銀行株式会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間に応じ期間配分しております。

なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は58百万円（前連結会計年度末は90百万円）（税効果額控除前）であります。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

三井住友信託銀行株式会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

在外子会社及び関連会社に対する持分への投資の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の為替予約をヘッジ手段として個別ヘッジを行っており、ヘッジ手段から生じた為替換算差額を為替換算調整勘定に含めて処理する方法を適用しております。

(ハ) 連結会社間取引等

三井住友信託銀行株式会社のデリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、個別取引毎の繰延ヘッジを行っております。

また、その他の連結子会社のヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ又は金利スワップの特例処理によっております。

(15) のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、その個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で償却しております。ただし、重要性の乏しいものについては、発生年度に全額償却しております。

(16) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」（信託業務を営む連結子会社は現金及び日本銀行への預け金）であります。

(17) 消費税等の会計処理

当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産の取得に係る控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用に計上しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年 3月30日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年 3月30日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(追加情報)

当社及び一部の国内連結子会社は、2019年4月1日より連結納税制度を適用することについて国税庁長官の承認を受けたため、当連結会計年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その1）」（実務対応報告第5号 平成27年1月16日）及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その2）」（実務対応報告第7号 平成27年1月16日）に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

(連結貸借対照表関係)

※ 1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2018年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (2019年 3 月 31 日)
株 式	93,256百万円	147,664百万円
出資金	32,535百万円	43,364百万円

※ 2. 無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (2019年 3 月 31 日)
(再)担保に差し入れている有価証券	47,075百万円	109,732百万円
再貸付けに供している有価証券	1,116,847百万円	1,400,284百万円
当連結会計年度末（前連結会計年度末）に当該処分をせずに所有している有価証券	31,591百万円	26,550百万円

※ 3. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (2019年 3 月 31 日)
破綻先債権額	6,010百万円	7,096百万円
延滞債権額	47,560百万円	70,358百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※ 4. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※ 5. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (2019年 3 月 31 日)
貸出条件緩和債権額	24,013百万円	23,255百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※ 6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (2019年 3 月 31 日)
合計額	77,584百万円	100,710百万円

なお、上記 3. から 6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※ 7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
1,714百万円	1,709百万円

※ 8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
担保に供している資産		
特定取引資産	8,063百万円	31,497百万円
有価証券	928,202百万円	745,379百万円
貸出金	5,116,148百万円	5,022,262百万円
リース債権及びリース投資資産	25,441百万円	59,711百万円
その他資産	270,982百万円	359,914百万円
計	6,348,839百万円	6,218,765百万円
担保資産に対応する債務		
預金	12,894百万円	7,943百万円
売現先勘定	897,680百万円	787,052百万円
債券貸借取引受入担保金	41,299百万円	104,767百万円
借入金	2,948,698百万円	2,751,266百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
有価証券	481,235百万円	396,037百万円
貸出金	184,058百万円	一百万円

また、その他資産には、先物取引差入証拠金、保証金、金融商品等差入担保金及び現先取引差入担保金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
先物取引差入証拠金	8,733百万円	7,242百万円
保証金	40,640百万円	26,671百万円
金融商品等差入担保金	584,006百万円	609,432百万円
現先取引差入担保金	10,841百万円	11,067百万円

※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
融資未実行残高	11,873,124百万円	12,344,898百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	7,952,419百万円	8,098,841百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、三井住友信託銀行株式会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める標準地の公示価格及び同条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
3,699百万円	1,495百万円

※11. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
減価償却累計額	147,832百万円	156,544百万円

※12. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
圧縮記帳額	26,357百万円	26,357百万円
(当該連結会計年度の圧縮記帳額)	(一百万円)	(一百万円)

※13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
劣後特約付借入金	80,000百万円	60,000百万円
うち実質破綻時債務免除特約付劣後借入金	10,000百万円	10,000百万円

※14. 社債には、劣後特約付社債が含まれております。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
劣後特約付社債	801,342百万円	901,087百万円
うち実質破綻時債務免除特約付劣後社債	500,000百万円	600,000百万円

※15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
95,784百万円	88,611百万円

16. 三井住友信託銀行株式会社の受託する信託のうち、元本補てん契約のある信託の元本金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
金銭信託	5,074,307百万円	5,291,601百万円

(連結損益計算書関係)

※ 1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
株式等売却益	79,464百万円	45,299百万円

※ 2. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
給料・手当	174,734百万円	169,182百万円

※ 3. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
株式等売却損	73,062百万円	28,110百万円

(連結包括利益計算書関係)

※ 1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年 4 月 1 日 至 2018年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月 31 日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	52,625	△66,133
組替調整額	6,051	△6,622
税効果調整前	58,677	△72,756
税効果額	△17,754	21,769
その他有価証券評価差額金	40,922	△50,986
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	△36,898	△55,533
組替調整額	33,298	36,309
税効果調整前	△3,600	△19,224
税効果額	1,108	5,849
繰延ヘッジ損益	△2,491	△13,375
為替換算調整勘定		
当期発生額	2,607	676
組替調整額	△105	—
税効果調整前	2,501	676
税効果額	—	—
為替換算調整勘定	2,501	676
退職給付に係る調整額		
当期発生額	27,018	△37,173
組替調整額	10,113	2,628
税効果調整前	37,131	△34,545
税効果額	△11,457	10,628
退職給付に係る調整額	25,674	△23,917
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	△460	419
組替調整額	△196	366
持分法適用会社に対する持分相当額	△657	785
その他の包括利益合計	65,950	△86,815

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	390,348	—	—	390,348	
自己株式					
普通株式	7,810	2,011	5	9,816	(注)1、2

(注) 1. 普通株式の自己株式数の増加は、単元未満株式の買取による増加11千株、2017年7月27日の取締役会において決議いたしました自己株式の取得を実施したことによる増加2,000千株であります。

2. 普通株式の自己株式数の減少は、単元未満株式の買増請求による減少0千株、ストック・オプションの権利行使に伴う譲渡による減少5千株であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当連結会計年度末残高 (百万円)
当社	ストック・オプションとしての新株予約権	799
連結子会社 (日興アセットマネジメント株式会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	—

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2017年6月29日 定時株主総会	普通株式	24,864	65.00	2017年3月31日	2017年6月30日
2017年11月14日 取締役会	普通株式	24,734	65.00	2017年9月30日	2017年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	24,734	利益剰余金	65.00	2018年3月31日	2018年6月29日

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	390,348	—	—	390,348	
自己株式					
普通株式	9,816	1,943	8	11,751	(注) 1、2

(注) 1. 普通株式の自己株式数の増加は、単元未満株式の買取による増加7千株、2018年5月11日の取締役会において決議いたしました自己株式の取得を実施したことによる増加1,935千株であります。

2. 普通株式の自己株式数の減少は、単元未満株式の買増請求による減少0千株、ストック・オプションの権利行使に伴う譲渡による減少8千株であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当連結会計年度末残高 (百万円)
当社	ストック・オプションとしての新株予約権	1,062
連結子会社 (日興アセットマネジメント株式会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	—

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	24,734	65.00	2018年3月31日	2018年6月29日
2018年11月14日 取締役会	普通株式	24,608	65.00	2018年9月30日	2018年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	28,394	利益剰余金	75.00	2019年3月31日	2019年6月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
現金預け金勘定	28,841,328百万円	16,045,864百万円
信託業務を営む連結子会社の預け金 (日本銀行への預け金を除く)	△2,301,079百万円	△1,966,096百万円
現金及び現金同等物	26,540,249百万円	14,079,768百万円

※ 2. 重要な非資金取引の内容

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

連結子会社であった日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、資産管理サービス信託銀行株式会社との共同株式移転により、両社の完全親会社となるJTCホールディングス株式会社を設立したことに伴い、当連結会計年度より連結の範囲から除外し、持分法適用の範囲に含めております。連結の範囲から除外したことに伴い減少した資産及び負債は以下のとおりであります。

資産の額	資産合計(注)	12,794,220百万円
負債の額	負債合計	12,734,918百万円

(注) 現金及び現金同等物の金額が12,465,333百万円含まれており、連結キャッシュ・フロー計算書において「連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(△は減少)」として表示しております。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借手側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として、店舗及び事務機械であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(借手側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
1 年内	2, 590	3, 654
1 年超	13, 213	22, 356
合計	15, 803	26, 010

(貸手側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
1 年内	1, 398	3, 003
1 年超	1, 052	11, 279
合計	2, 450	14, 282

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループでは、銀行持株会社である当社のもとで、三井住友信託銀行株式会社における信託銀行業務を中心に多様な金融サービスに係る事業を行っております。

これらの事業を行うため、主として個人・法人からの預金、借入金の受入及び社債の発行による資金調達を行い、個人・法人向けの貸出や有価証券により資金運用を行っております。

金融資産及び金融負債の運用や調達については、グループの各社が年度の計画などにおいてその方針、手段などを定めております。

当社グループ全体の金融資産及び金融負債に係るリスクについては当社がそのモニタリングを行っております。

三井住友信託銀行株式会社では、各々のリスクに係るモニタリングを行うとともに、資産及び負債の総合的管理（ALM）を実施しております。また、三井住友信託銀行株式会社は、資産・負債から生じる市場リスクなどを経営体力に相応しい水準にコントロールするためデリバティブ取引を行っております。また、三井住友信託銀行株式会社は、銀行法施行規則第13条の6の3に基づき、特定取引勘定（以下、「トレーディング勘定」という。）を設置して、それ以外の勘定（以下、「バンキング勘定」という。）と区分の上、有価証券及びデリバティブ取引のトレーディングを行っております。また、一部の連結子会社は、有価証券のトレーディングを行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

① トレーディング勘定

当社グループは、売買目的有価証券のほか、金利、通貨、債券、信用及び商品の店頭又は上場のデリバティブ取引を行っております。これらのデリバティブ取引は、金利変動リスク、為替変動リスク、価格変動リスク及び信用リスク等に晒されております。

② バンキング勘定

当社グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する営業貸付金であり、顧客の契約不履行等の信用リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に株式、債券であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

個人・法人預金、借入金、社債は、一定の環境の下で当社グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

当社グループは、市場リスクを回避する目的で、金利、通貨、株式、債券及び信用の店頭又は上場のデリバティブ取引を行っております。

主要なリスクである金利リスクについては、金利スワップ取引等をヘッジ手段として、貸出金、預金等の多数の金融資産・負債を金利リスクの特性毎に区分した上で包括的に管理の上、ヘッジ会計を適用しております。また、一部の資産・負債については、個別取引毎にヘッジ会計を適用しております。

三井住友信託銀行株式会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクについては、通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。

なお、ヘッジ会計の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループでは、取締役会で定めた「リスク管理方針」に従い、全社を通じた各リスク・カテゴリーに関する一連のPDCA（Plan・Do・Check・Action＝計画・実行・評価・改善）サイクルの実効性確保をリスク管理の基本と考えています。

各リスク・カテゴリー毎のリスク管理体制は以下の通りです。

① 信用リスクの管理

信用リスクは当社グループが提供する金融商品において与信先またはカウンターパーティーが債務を履行できなくなり、財務的損失を被ることとなるリスクのことであり、主に貸出金をはじめとする債権や有価証券から発生いたします。信用リスクは、金融の基本的機能である「信用創造機能」にかかわる最も基本的なリスクであり、信用リスク管理態勢をより一層高度化するとともに、新規の健全な資金需要にも前向きに取り組むことで、与信ポートフォリオの分散と顧客基盤強化を進めております。

(i) リスク管理方針

当社グループは信用リスク管理の基本方針を「与信ポートフォリオの分散化」と「個別与信管理の厳正化」としております。

前者について当社グループは、与信先毎の信用限度額に基づいてエクスポージャーを管理し、大口与信先に対するリスク顕在化の影響度や業種の分散について信用リスク量の計量を含め定期的に検証を実施しております。また、国別の与信集中リスクについても管理しております。

後者については、案件審査や自己査定、信用格付等の運用を通じて、個別の与信管理を精緻に実施しております。信用格付は与信先の信用状況、案件のデフォルト発生の可能性を段階的に表現したものであり、個々の案件審査や与信ポートフォリオ管理の基礎データとなります。また、自己査定を通じて、取引先の財務状況、資金繰り、収益力などの分析による返済能力、債権の回収可能性等の評価を常時行っております。

(ii) リスク管理体制

三井住友信託銀行株式会社では、取締役会が経営計画において、信用リスク管理に関する重要事項を決定するとともに、信用リスク管理（資産査定管理を含む。）に関する報告などを踏まえ、与信戦略及びリスク資本配賦計画を決議し、自己査定基準を承認することを通じ資産の健全性を確保しております。個別案件の審査・与信管理にあたっては審査部署と営業店部を互いに分離し相互牽制が働く体制としております。このほか、調査部が中立的な立場で産業調査・個別企業の信用力調査並びに定量的分析などに基づく信用格付を実施し信用リスクを評価しております。また、経営会議や投融資審議会等を定期的に開催し、信用リスクの管理・運営における重要事項を審議しております。以上の相互牽制機能、各種会議体による審議に加え、リスク統括部が信用リスク管理運営の妥当性の検証を実施することにより、適切なリスク管理運営を実施する管理体制を構築しております。

② 市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、為替、株式、コモディティ、信用スプレッド等の様々な市場のリスク要因の変動により、保有する資産・負債（オフバランスを含む。）の価値、あるいは資産・負債から生み出される収益が変動し、当社グループが損失を被るリスクを指します。

(i) リスク管理方針

当社グループは、市場リスク管理にあたって、リスクの適切なコントロールにより業務の健全性の確保を求めるとともに、管理態勢の高度化に取り組むことにより、当社グループの戦略目標、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適正な収益の確保を目指しています。

(ii) リスク管理体制

当社グループでは、市場リスク管理における各種リミットの設定・管理、組織分離等の基本方針を「リスク管理規程」に定め、その具体的な管理方法については「市場リスク管理規則」において定めております。取引実施部門と後方事務部門を明確に分離し、両者から独立して双方を牽制するリスク管理部門としての機能を担うリスク統括部が、市場リスクを一元的に管理することにより、相互牽制が働く体制を取っており、各種リミットの遵守状況や市場リスクの把握・分析結果については、日次で担当役員へ報告されるとともに、取締役会等に対して定期的に報告しております。

三井住友信託銀行株式会社の取締役会は、経営計画において、市場リスクに関する重要事項としてALM基本計画及びリスク管理計画を決議しております。ALM審議会は全社的な観点による資産・負債の総合的なリスク運営・管理に関するALM基本計画及び市場リスクに関する基本的事項を決議しております。

三井住友信託銀行株式会社では、市場リスク管理の企画・推進はリスク統括部が行っております。リスク統括部は、リスク量・損益の計測、ALM基本計画などの下で運営される市場リスクの状況をモニタリングし、リスクリミット等の遵守状況を監視しております。また、その結果をALM審議会の構成員に日次で報告するとともに、ALM審議会や取締役会等に対して定期的に報告しております。

(iii) 市場リスクの管理手法

市場リスクの把握にはV a R (Value at Risk) を用いております。V a Rとは、過去の市場変動実績から一定の条件の下で将来起こりうる最大損失額を統計的に予測する手法であります。当社グループでは、自社で開発した内部モデルに基づき、V a R計測のほか、さまざまなリスク管理指標の算出やシミュレーションによるリスク管理を実施しております。

当社グループの内部モデルによるV a R計測は、原則としてヒストリカル・シミュレーション法を用いております。市場リスクはリスクの特性により、金利変動リスク、株価変動リスク、為替変動リスク等のリスク・カテゴリーに分類されますが、当社グループでは、各リスク・カテゴリー間の相関を考慮せず、それぞれのリスク・カテゴリーを単純合算して市場リスクの算出を行っております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

(ア) トレーディング勘定

当社グループでは、トレーディング勘定で保有する「売買目的有価証券」及び通貨関連・金利関連の一部のデリバティブ取引に関してV a Rを用いたリスク管理を行っております。V a Rの算定にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法を主とした計測方法（保有期間10営業日、信頼区間99%、観測期間は主として1,300営業日間）を採用しております。

2019年3月31日現在で当社グループのトレーディング業務の市場リスク量（潜在的な損失額の推計値）は、全体で45億円であります。

なお、当社グループでは、モデルが算出するV a Rと実際の損益を比較するバックテストングを実施しております。2018年度に関して実施したバックテストングの結果、実際の損失がV a Rを超えた回数は0回であり、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(イ) バンキング勘定

当社グループでは、バンキング勘定で保有している金融資産及び負債についてV a Rを用いたリスク管理を行っております。ヒストリカル・シミュレーション法を主とした計測方法（保有期間はポジション特性に応じて設定（最長1年）、信頼区間99%、観測期間は原則として1,300営業日間）を採用しております。

2019年3月31日現在で当社グループのバンキング業務の市場リスク量（潜在的な損失額の推計値）は、全体で6,907億円であります。

なお、当社グループでは、バンキング勘定で保有している金融資産及び負債のうち、実施対象と設定したポジションにつき、モデルが算出するV a Rと実際の損益を比較するバックテストングを実施しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金繰りリスク（資金調達に係る流動性リスク）の管理

資金繰りリスクとは、必要な資金が確保できず資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での調達を余儀なくされることにより当社グループが損失を被るリスクを指します。

(i) 資金繰りリスク管理方針

資金繰りリスクについては、リスクの顕在化により資金繰りに支障をきたせば、場合によっては当社グループの経営破綻に直結するおそれがあることを十分に認識した上で、適正な資金繰りリスク管理態勢の整備・確立に向けた方針の策定・周知に取り組んでいます。

(ii) 資金繰りリスク管理体制・管理手法

資金繰りリスク管理部署は、取締役会で半期毎に承認されたリスク管理計画に基づき、資金繰り管理部署と連携し、当社グループのリスク・プロファイル等の内部環境、経済や市場等の外部環境等の情報を収集・分析し、資金繰りの逼迫度を適切に判定しています。

資金繰り管理部署は、資金繰りリスクを回避するため、あらかじめ定められた適切な限度枠を遵守する資金繰り運営を行い、資金繰りリスク管理部署はその遵守状況をモニタリングしています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

前連結会計年度(2018年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金(*1)	28,841,248	28,841,248	—
(2) コールローン及び買入手形	152,951	152,951	—
(3) 買現先勘定	63,531	63,531	—
(4) 債券貸借取引支払保証金	675,295	675,295	—
(5) 買入金銭債権(*1)	940,615	941,642	1,026
(6) 特定取引資産			
売買目的有価証券	61,869	61,869	—
(7) 金銭の信託	1,257	1,257	—
(8) 有価証券			
満期保有目的の債券	183,909	205,711	21,801
その他有価証券	5,069,150	5,069,150	—
(9) 貸出金	28,190,553		
貸倒引当金(*2)	△90,357		
	28,100,195	28,307,860	207,664
(10) 外国為替	25,554	25,554	—
(11) リース債権及びリース投資資産(*1)	674,807	688,973	14,165
資産計	64,790,387	65,035,046	244,658
(1) 預金	37,351,839	37,378,512	26,673
(2) 譲渡性預金	6,563,336	6,563,336	—
(3) コールマネー及び売渡手形	146,931	146,931	—
(4) 売現先勘定	1,454,855	1,454,855	—
(5) 債券貸借取引受入担保金	41,299	41,299	—
(6) 借入金	4,370,083	4,373,214	3,130
(7) 外国為替	1,984	1,984	—
(8) 短期社債	1,062,869	1,062,869	—
(9) 社債	1,470,715	1,503,586	32,871
(10) 信託勘定借	11,070,725	11,070,725	—
負債計	63,534,641	63,597,316	62,675
デリバティブ取引(*3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	24,134	24,134	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(51,950)	(51,950)	—
デリバティブ取引計	(27,815)	(27,815)	—

(*1) 現金預け金、買入金銭債権、リース債権及びリース投資資産に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

当連結会計年度(2019年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金(*1)	16,045,791	16,045,791	—
(2) コールローン及び買入手形	50,124	50,124	—
(3) 買現先勘定	158,734	158,734	—
(4) 債券貸借取引支払保証金	759,812	759,812	—
(5) 買入金銭債権(*1)	1,071,381	1,072,265	883
(6) 特定取引資産			
売買目的有価証券	163,188	163,188	—
(7) 金銭の信託	1,293	1,293	—
(8) 有価証券			
満期保有目的の債券	189,663	211,291	21,627
その他有価証券	5,197,514	5,197,514	—
(9) 貸出金	29,025,720		
貸倒引当金(*2)	△90,216		
	28,935,504	29,195,077	259,573
(10) 外国為替	36,936	36,936	—
(11) リース債権及びリース投資資産(*1)	650,859	666,194	15,335
資産計	53,260,805	53,558,226	297,420
(1) 預金	31,903,572	31,925,607	22,034
(2) 譲渡性預金	6,328,622	6,328,622	—
(3) コールマネー及び売渡手形	72,793	72,793	—
(4) 売現先勘定	1,603,191	1,603,191	—
(5) 債券貸借取引受入担保金	104,767	104,767	—
(6) 借入金	4,023,801	4,026,869	3,067
(7) 外国為替	457	457	—
(8) 短期社債	1,472,786	1,472,786	—
(9) 社債	1,378,328	1,412,322	33,994
(10) 信託勘定借	5,408,009	5,408,009	—
負債計	52,296,332	52,355,429	59,096
デリバティブ取引(*3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	38,369	38,369	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(61,576)	(61,576)	—
デリバティブ取引計	(23,206)	(23,206)	—

(*1) 現金預け金、買入金銭債権、リース債権及びリース投資資産に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金、(2) コールローン及び買入手形、(3) 買現先勘定、(4) 債券貸借取引支払保証金、及び(10) 外国為替
これらの取引のうち、期限のない取引については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、期限のある取引については、約定期間が短期間（1年以内）であるものが大宗を占めており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、取引金融機関又はブローカーから提示された価格のあるものについては、当該価格を時価としております。上記以外のものについては、原則として、内部格付、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、当該価格を時価としております。

(6) 特定取引資産

特定取引目的で保有している債券等の有価証券については、業界団体の公表する価格又は取引金融機関から提示された価格を時価としております。短期社債は、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、当該価格を時価としております。

(7) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、取引所の価格又はブローカーから提示された価格を時価としております。なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、「（金銭の信託関係）」に記載しております。

(8) 有価証券

株式については取引所の価格、債券は取引所の価格、業界団体の公表する価格又は取引金融機関、ブローカーから提示された価格を時価としております。投資信託については、公表されている基準価額を時価としております。

自行保証付私募債等については、内部格付、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、当該価格を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は「（有価証券関係）」に記載しております。

(9) 貸出金

貸出金については、貸出条件、内部格付及び期間等に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しておりますが、貸出金の特性や、実行後の貸出先の信用状態から時価が帳簿価額と近似していると認められる変動金利貸出については、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限る等の特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

(11) リース債権及びリース投資資産

リース債権及びリース投資資産については、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規契約を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

固定金利定期預金については、商品ごとに区分し、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、当該価格を時価としております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、原則として、預入期間が短期間(1年以内)のもの及び変動金利によるものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形、(4) 売現先勘定、(5) 債券貸借取引受入担保金、(7) 外国為替、(8) 短期社債、及び(10) 信託勘定借

これらの取引のうち、期限のない取引については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、期限のある取引については、約定期間が短期間(1年以内)であるものが太宗を占めており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものについては、短期間で市場金利を反映し、また、信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似しているとみなし、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものについては、将来のキャッシュ・フローを同様の借り入れにおいて想定される利率で割り引いて現在価値を算定し、当該価格を時価としております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(9) 社債

当社及び連結子会社の発行する社債のうち、市場価格のあるものについては、当該価格を時価としております。上記以外のものについては、将来キャッシュ・フローを同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定し、当該価格を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5) 買入金銭債権」及び「資産(8) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
買入金銭債権	14,562	10,508
有価証券	158,830	181,298
① 非上場株式(*3)	75,733	75,126
② 組合等出資金	63,724	74,773
③ その他(*3)	19,372	31,398
合 計	173,393	191,807

(*1) 上記金融商品については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2) 子会社株式及び関連会社株式等は、上記に含めておりません。

(*3) 前連結会計年度において、非上場株式について3百万円、その他について0百万円減損処理を行っております。当連結会計年度において、非上場株式について477百万円減損処理を行っております。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2018年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	28,715,928	477	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	152,951	—	—	—	—	—
買現先勘定	42,283	21,248	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	675,295	—	—	—	—	—
買入金銭債権(*1)	715,449	84,416	47,263	28,145	21,660	52,635
金銭の信託	—	100	—	1,257	—	—
有価証券	391,640	465,847	958,219	247,701	975,986	554,760
満期保有目的の債券	—	24,400	—	1,651	20,000	134,249
うち国債	—	—	—	60	20,000	95,000
社債	—	—	—	—	—	29,000
その他有価証券のうち 満期があるもの	391,640	441,447	958,219	246,050	955,986	420,510
うち国債	128,286	75,007	99	—	10,000	27,000
地方債	—	1,228	1,170	—	4,889	—
社債	37,355	129,899	151,062	110,743	89,493	48,741
貸出金(*2)	4,598,938	5,528,821	3,896,401	2,952,507	2,262,366	6,538,375
リース債権及び リース投資資産(*3)	164,339	245,491	117,564	42,594	70,465	23,548
合 計	35,456,827	6,346,402	5,019,450	3,272,206	3,330,478	7,169,320

(*1)買入金銭債権のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの55百万円は含めておりません。

(*2)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの53,571百万円、期間の定めのないもの2,353,715百万円は含めておりません。

(*3)リース債権及びリース投資資産のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの738百万円、残価保証額及び見積残存価額12,495百万円は含めておりません。

当連結会計年度(2019年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	15,860,623	10,863	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	50,124	—	—	—	—	—
買現先勘定	136,544	22,190	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	759,812	—	—	—	—	—
買入金銭債権(*1)	860,447	98,801	40,846	21,837	23,039	36,619
金銭の信託	100	—	1,293	—	—	—
有価証券	663,105	362,763	1,098,438	467,925	626,127	667,285
満期保有目的の債券	25,636	—	—	4,779	40,000	115,606
うち国債	—	—	—	60	40,000	75,000
社債	—	—	—	—	—	33,200
その他有価証券のうち 満期があるもの	637,468	362,763	1,098,438	463,145	586,127	551,678
うち国債	269,506	15,154	—	—	—	15,000
地方債	—	1,228	1,675	564	5,240	—
社債	18,152	109,488	157,385	185,850	61,602	44,971
貸出金(*2)	4,427,885	5,431,777	4,467,195	3,162,082	2,235,338	6,690,158
リース債権及び リース投資資産(*3)	163,976	236,967	115,046	66,938	43,513	13,139
合 計	22,922,620	6,163,363	5,722,820	3,718,783	2,928,018	7,407,202

(*1) 買入金銭債権のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの100百万円は含めておりません。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの77,454百万円、期間の定めのないもの2,530,900百万円は含めておりません。

(*3) リース債権及びリース投資資産のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの1,229百万円、残価保証額及び見積残存価額12,635百万円は含めておりません。

(注4)社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2018年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*1)	29,958,840	5,422,224	1,959,951	10,685	137	—
譲渡性預金	6,518,336	45,000	—	—	—	—
コールマネー及び売渡手形	146,931	—	—	—	—	—
売現先勘定	1,348,615	106,240	—	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	41,299	—	—	—	—	—
借入金(*2)	3,257,220	339,225	193,960	77,749	186,166	295,761
短期社債	1,064,645	—	—	—	—	—
社債(*3)	308,816	465,648	90,000	36,500	253,000	—
信託勘定借	11,070,725	—	—	—	—	—
合 計	53,715,430	6,378,337	2,243,911	124,935	439,303	295,761

(*1)預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。なお、預金には、当座預金を含めて開示しております。

(*2)借入金のうち、返済期限の定めのない永久劣後特約付借入金20,000百万円は含めておりません。

(*3)社債のうち、償還期限の定めのない永久劣後社債316,100百万円は含めておりません。

当連結会計年度(2019年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*1)	24,590,890	5,169,969	2,140,992	1,313	406	—
譲渡性預金	6,144,373	184,249	—	—	—	—
コールマネー及び売渡手形	72,793	—	—	—	—	—
売現先勘定	1,603,191	—	—	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	104,767	—	—	—	—	—
借入金	2,906,910	340,021	172,421	135,283	129,659	339,506
短期社債	1,476,650	—	—	—	—	—
社債(*2)	304,763	282,260	80,000	96,500	248,000	—
信託勘定借	5,408,009	—	—	—	—	—
合 計	42,612,349	5,976,500	2,393,414	233,097	378,065	339,506

(*1)預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。なお、預金には、当座預金を含めて開示しております。

(*2)社債のうち、償還期限の定めのない永久劣後社債366,100百万円は含めておりません。

(有価証券関係)

※ 1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及び短期社債、並びに「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等を含めて記載しております。

※ 2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)	△126	396

2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2018年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	119,163	138,997	19,834
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	29,000	29,535	535
	その他	116,775	118,328	1,553
	外国債券	35,746	37,177	1,430
	その他	81,028	81,150	122
	小計	264,938	286,861	21,923
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	外国債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		264,938	286,861	21,923

当連結会計年度(2019年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	118,785	139,413	20,628
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	33,200	33,777	577
	その他	105,701	106,290	589
	外国債券	32,958	33,421	462
	その他	72,742	72,869	127
	小計	257,686	279,481	21,795
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	4,719	4,678	△40
	外国債券	4,719	4,678	△40
	その他	—	—	—
	小計	4,719	4,678	△40
合計		262,405	284,160	21,755

3. その他有価証券

前連結会計年度(2018年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	1,451,899	562,966	888,933
	債券	476,390	473,400	2,990
	国債	110,841	110,659	182
	地方債	2,930	2,912	18
	短期社債	—	—	—
	社債	362,618	359,828	2,790
	その他	771,775	750,217	21,558
	外国株式	15,230	12,359	2,870
	外国債券	517,619	512,690	4,928
	その他	238,925	225,166	13,759
	小計	2,700,065	1,786,583	913,482
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	54,792	67,505	△12,713
	債券	341,781	342,488	△706
	国債	130,629	130,646	△16
	地方債	4,354	4,375	△20
	短期社債	—	—	—
	社債	206,797	207,466	△669
	その他	2,004,756	2,165,529	△160,773
	外国株式	1,235	1,274	△39
	外国債券	786,071	808,778	△22,706
	その他	1,217,448	1,355,476	△138,028
	小計	2,401,330	2,575,524	△174,193
合計		5,101,396	4,362,107	739,288

当連結会計年度(2019年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	1,307,731	518,013	789,718
	債券	549,521	545,928	3,592
	国債	128,921	128,559	362
	地方債	7,202	7,143	59
	短期社債	—	—	—
	社債	413,397	410,226	3,170
	その他	1,052,590	1,015,060	37,529
	外国株式	2,655	194	2,461
	外国債券	713,975	704,807	9,168
	その他	335,958	310,058	25,900
	小計	2,909,842	2,079,002	830,839
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	63,882	80,936	△17,054
	債券	341,062	341,475	△413
	国債	172,664	172,688	△24
	地方債	1,562	1,564	△1
	短期社債	—	—	—
	社債	166,835	167,223	△387
	その他	1,909,423	2,057,063	△147,640
	外国株式	3,461	3,926	△465
	外国債券	741,247	745,713	△4,466
	その他	1,164,714	1,307,423	△142,708
	小計	2,314,367	2,479,475	△165,108
合計		5,224,210	4,558,478	665,731

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当ありません。

５．当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	75,851	40,725	853
債券	556,186	734	636
国債	468,028	573	553
地方債	6,129	2	18
短期社債	—	—	—
社債	82,029	159	64
その他	5,121,133	60,580	100,706
外国株式	6,718	578	—
外国債券	3,740,837	22,300	28,272
その他	1,373,577	37,701	72,434
合計	5,753,172	102,040	102,197

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券を含んでおります。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	59,051	32,286	2,207
債券	308,004	1,688	1,007
国債	248,161	1,460	954
地方債	7,077	2	24
短期社債	—	—	—
社債	52,766	225	28
その他	4,068,159	30,959	48,003
外国株式	8,114	2	1,138
外国債券	3,278,617	17,131	21,191
その他	781,427	13,825	25,672
合計	4,435,215	64,934	51,217

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券を含んでおります。

６．保有目的を変更した有価証券

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当ありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、株式41百万円であります。

当連結会計年度における減損処理額は、株式3,001百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定において、有価証券の発行会社の区分が正常先に該当するものについては、時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合とし、今後の管理に注意を要する要注意先以下に該当するものについては、時価が取得原価に比べ30%以上下落した場合としております。なお、一部の有価証券については、上記に加え、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落し、かつ一定期間下落が継続している場合には、時価に回復可能性がないものとして減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託

前連結会計年度(2018年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(2019年3月31日)

該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度(2018年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(2019年3月31日)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度(2018年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	1,357	1,062	295	295	—

(注)「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

当連結会計年度(2019年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	1,393	1,040	353	353	—

(注)「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2018年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	740,289
その他有価証券	739,993
その他の金銭の信託	295
(△)繰延税金負債	224,273
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	516,015
(△)非支配株主持分相当額	359
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	1,007
その他有価証券評価差額金	516,663

- (注) 1. 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。
2. 組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額1,213百万円については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。
3. 保有目的を変更した有価証券に関して変更時に生じた評価差額の当連結会計年度末における未償却残高については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

当連結会計年度(2019年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	667,574
その他有価証券	667,220
その他の金銭の信託	353
(△)繰延税金負債	202,562
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	465,012
(△)非支配株主持分相当額	266
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	2,702
その他有価証券評価差額金	467,448

- (注) 1. 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。
2. 組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額1,589百万円については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。
3. 保有目的を変更した有価証券に関して変更時に生じた評価差額の当連結会計年度末における未償却残高については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2018年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物				
	売建	20,899,819	7,118,121	16,895	16,895
	買建	20,676,102	6,690,133	△15,416	△15,416
	金利オプション				
	売建	4,624,808	189,094	△1,321	△579
	買建	3,189,370	101,734	1,264	477
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	69,311,282	52,495,761	688,658	688,658
	受取変動・支払固定	64,890,775	49,857,111	△675,074	△675,074
	受取変動・支払変動	24,352,590	16,065,746	4,068	4,068
	金利オプション				
	売建	5,993,299	5,969,378	9,401	26,359
	買建	2,751,013	2,751,013	8,635	728
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合 計		—	—	37,111	46,117

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当連結会計年度(2019年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	44,621,033	16,573,349	△ 48,367	△ 48,367
	買建	44,455,416	16,528,250	47,846	47,846
	金利オプション				
	売建	5,228,027	278,836	△ 303	528
	買建	4,173,799	222,706	306	△ 566
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	61,744,126	46,363,011	1,070,742	1,070,742
	受取変動・支払固定	57,657,504	43,512,290	△ 1,063,552	△ 1,063,552
	受取変動・支払変動	20,877,371	16,746,641	2,295	2,295
	金利オプション				
	売建	7,529,147	7,519,158	△ 8,106	6,223
	買建	3,541,520	3,537,021	13,810	7,641
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合 計		—	—	14,671	22,789

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2018年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	3,233,710	2,766,086	6,203	6,203
	為替予約				
	売建	14,529,056	369,272	82,172	82,172
	買建	18,239,528	348,180	△100,230	△100,230
	通貨オプション				
	売建	1,179,704	555,407	△39,929	13,630
	買建	1,055,874	470,286	45,076	△4,855
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合 計		—	—	△6,707	△3,079

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当連結会計年度(2019年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	4,061,705	3,842,184	9,866	9,866
	為替予約				
	売建	12,654,686	706,425	△ 31,223	△ 31,223
	買建	15,911,526	286,942	50,008	50,008
	通貨オプション				
	売建	1,292,446	604,105	△ 40,734	16,433
	買建	1,036,045	433,558	39,396	△ 12,040
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合 計		—	—	27,312	33,044

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(2018年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	株式指数先物				
	売建	94,748	—	1,168	1,168
	買建	82,445	—	△1,027	△1,027
	株式指数オプション				
	売建	50,976	—	△553	△155
	買建	5,683	—	133	95
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	有価証券店頭指数等 スワップ				
	株価指数等変化率受取・ 短期変動金利支払	—	—	—	—
	短期変動金利受取・ 株価指数等変化率支払	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合 計		—	—	△278	81

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、大阪取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当連結会計年度(2019年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	株式指数先物				
	売建	61,140	—	△ 401	△ 401
	買建	40,433	—	318	318
	株式指数オプション				
	売建	56,344	—	△ 334	77
	買建	73,517	—	162	△ 212
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	有価証券店頭指数等 スワップ				
	株価指数等変化率受取・ 短期変動金利支払	—	—	—	—
	短期変動金利受取・ 株価指数等変化率支払	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合 計		—	—	△ 254	△ 217

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、大阪取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(2018年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	債券先物				
	売建	1,746,476	—	△14,140	△14,140
	買建	1,251,702	—	10,247	10,247
	債券先物オプション				
	売建	236,915	—	△1,409	△597
	買建	74,593	—	65	△14
店頭	債券先渡契約				
	売建	178,508	—	△1,120	△1,120
	買建	152,639	—	493	493
	債券店頭オプション				
	売建	12,837	—	△103	△61
	買建	17,889	—	178	75
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合 計		—	—	△5,790	△5,118

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、大阪取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、オプション価格計算モデル等により算定しております。

当連結会計年度(2019年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	債券先物				
	売建	1,785,463	—	△ 25,077	△ 25,077
	買建	1,951,521	—	22,782	22,782
	債券先物オプション				
	売建	223,845	—	△ 922	△ 92
	買建	160,416	—	742	388
店頭	債券先渡契約				
	売建	201,772	—	△ 1,339	△ 1,339
	買建	68,671	—	393	393
	債券店頭オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合 計		—	—	△ 3,420	△ 2,944

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、大阪取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度(2018年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(2019年3月31日)

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度(2018年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ				
	売建	81,400	56,600	1,416	1,416
	買建	92,024	67,224	△1,616	△1,616
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合 計		—	—	△199	△199

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

当連結会計年度(2019年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ				
	売建	67,343	49,843	1,015	1,015
	買建	64,155	46,655	△ 955	△ 955
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合 計		—	—	60	60

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2018年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ	貸出金、その他有 価証券(債券)、 預金、社債等の有 利息の金融資産・ 負債			
	受取固定・支払変動		2,923,400	1,487,704	△588
	受取変動・支払固定		1,239,085	1,172,805	△25,769
	金利先物				
	売建		—	—	—
	買建		—	—	—
	金利オプション				
	売建		—	—	—
	買建		—	—	—
	その他				
	売建		—	—	—
	買建		—	—	—
金利スワップ の特例処理	金利スワップ	借入金			
	受取固定・支払変動		—	—	(注) 3
	受取変動・支払固定		600	400	
合 計		—	—	—	△26,357

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(2019年3月31日)

ヘッジ会計 の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ	貸出金、その他有 価証券(債券)、 預金、社債等の有 利息の金融資産・ 負債			
	受取固定・支払変動		1,494,651	796,511	1,461
	受取変動・支払固定		1,469,681	1,392,602	△ 37,909
	金利先物				
	売建		—	—	—
	買建		—	—	—
	金利オプション				
	売建		—	—	—
	買建		—	—	—
	その他				
	売建		—	—	—
	買建		—	—	—
金利スワップ の特例処理	金利スワップ	借入金			
	受取固定・支払変動		—	—	(注) 3
	受取変動・支払固定		200	—	
合 計		—	—	—	△ 36,448

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業
種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、そ
の時価は「(金融商品関係)」の当該借入金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2018年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)
原則的処理 方法	通貨スワップ 為替予約	外貨建の貸出金、 有価証券等	2,495,792	837,237	△26,721
	売建		10,415	—	358
	買建		39,576	—	△172
	その他				
	売建		—	—	—
	買建		—	—	—
ヘッジ手段から 生じた為替換算 差額を為替換算 調整勘定に含め て処理する方法	為替予約	子会社・関連会社 に対する持分への 投資			
	売建		37,879	—	943
	買建		—	—	—
合 計		—	—	—	△25,592

(注) 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当連結会計年度(2019年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)
原則的処理 方法	通貨スワップ 為替予約	外貨建の貸出金、 有価証券等	1,557,814	955,752	△ 24,756
	売建		15,962	—	△ 45
	買建		17,877	—	63
	その他				
	売建		—	—	—
	買建		—	—	—
ヘッジ手段から 生じた為替換算 差額を為替換算 調整勘定に含め て処理する方法	為替予約	子会社・関連会社 に対する持分への 投資			
	売建		69,961	—	△391
	買建		—	—	—
合 計		—	—	—	△25,128

(注) 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(2018年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(2019年3月31日)

該当ありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(2018年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(2019年3月31日)

該当ありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社の連結子会社である三井住友信託銀行株式会社は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、嘱託職員については、内規に基づく退職一時金制度を設けております。また、確定拠出年金制度を設けているほか、従業員の退職に際して割増退職金を支払う場合があります。なお、年金資産の一部として、退職給付信託を設定しております。

その他の連結子会社は、退職一時金制度、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度、厚生年金基金制度を採用しております。また、一部の連結子会社は、総合設立型の年金制度を採用しております。

なお、一部の連結子会社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
退職給付債務の期首残高	467,409	467,350
勤務費用	14,719	14,371
利息費用	2,354	2,338
数理計算上の差異の発生額	755	688
退職給付の支払額	△17,888	△18,145
過去勤務費用の発生額	—	△176
その他	—	△1,393
退職給付債務の期末残高	467,350	465,033

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
年金資産の期首残高	572,379	616,410
期待運用収益	25,746	26,859
数理計算上の差異の発生額	27,773	△36,661
事業主からの拠出額	6,636	709
退職給付の支払額	△16,124	△16,350
その他	—	△1,011
年金資産の期末残高	616,410	589,955

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	454,831	452,486
年金資産	△616,410	△589,955
非積立型制度の退職給付債務	△161,579	△137,469
	12,518	12,546
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△149,060	△124,922
退職給付に係る負債	14,159	14,008
退職給付に係る資産	△163,219	△138,931
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△149,060	△124,922

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
勤務費用	14,719	14,371
利息費用	2,354	2,338
期待運用収益	△25,746	△26,859
数理計算上の差異の費用処理額	10,062	2,625
過去勤務費用の費用処理額	51	2
その他	1,085	628
確定給付制度に係る退職給付費用	2,526	△6,893

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
過去勤務費用	51	178
数理計算上の差異	37,080	△34,724
合計	37,131	△34,545

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
未認識過去勤務費用	13	△165
未認識数理計算上の差異	△6,819	27,833
合計	△6,806	27,667

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
債券	20%	27%
株式	60%	59%
現金及び預金	2%	2%
その他	18%	12%
合計	100%	100%

(注) 年金資産合計には、企業年金制度及び退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度60%、当連結会計年度58%含まれております。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

区分	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
割引率	主に0.5%	主に0.5%
長期期待運用収益率	4.4%	4.3%

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は前連結会計年度1,922百万円、当連結会計年度2,049百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

(1) 当社

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業経費	237百万円	288百万円

(2) 連結子会社である日興アセットマネジメント株式会社

該当ありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) 当社

当連結会計年度(2019年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2016年10月1日に10株を1株とする株式併合を行っておりますが、以下は、当該株式併合を反映した数値を記載しております。

①ストック・オプションの内容

	三井住友トラスト・ ホールディングス株式会社 第1回新株予約権	三井住友トラスト・ ホールディングス株式会社 第2回新株予約権
付与対象者の区分及び 人数(名)	当社の取締役及び執行役員 22 中央三井信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 19 中央三井アセット信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 7 住友信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 24 上記の合計 72	当社の取締役及び執行役員 22 三井住友信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 44 上記の合計 66
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 28,600株	普通株式 26,000株
付与日	2011年7月26日	2012年7月18日
権利確定条件	① 新株予約権者は、権利行使時において、割当日に有している当社の取締役若しくは執行役員又は子会社の取締役若しくは執行役員の各地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由に基づき地位を喪失した場合にはこの限りではない。 ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権全部を法定相続人の内1名(以下、「権利承継者」という。)が相続する場合に限り、権利承継者が新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。	同左
対象勤務期間	2011年7月26日から 2013年7月25日まで	2012年7月18日から 2014年7月17日まで
権利行使期間	2013年7月26日から 2021年7月25日まで	2014年7月18日から 2022年7月17日まで

	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第3回新株予約権	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役及び執行役員 22 三井住友信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 38 上記の合計 60	当社の取締役及び執行役員 23 三井住友信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 40 上記の合計 63
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 39,800株	普通株式 40,400株
付与日	2013年7月19日	2014年8月1日
権利確定条件	① 新株予約権者は、権利行使時において、割当日に有している当社の取締役若しくは執行役員又は子会社の取締役若しくは執行役員の各地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由に基づき地位を喪失した場合にはこの限りではない。 ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権全部を法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）が相続する場合に限り、権利承継者が新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。	① 新株予約権者は、当社及び三井住友信託銀行株式会社の取締役または執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。 ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権全部を法定相続人の内1名（以下「権利承継者」という。）が相続する場合に限り、権利承継者が新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
対象勤務期間	2013年7月19日から 2015年7月18日まで	定めない
権利行使期間	2015年7月19日から 2023年7月18日まで	2014年8月31日から 2044年7月31日まで

	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第5回新株予約権	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役及び執行役員 19 三井住友信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 44 上記の合計 63	当社の取締役及び執行役員 21 三井住友信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 42 上記の合計 63
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 32,700株	普通株式 51,000株
付与日	2015年7月31日	2016年7月29日
権利確定条件	① 新株予約権者は、当社及び三井住友信託銀行株式会社の取締役または執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。 ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権全部を法定相続人の内1名（以下「権利承継者」という。）が相続する場合に限り、権利承継者が新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。	同左
対象勤務期間	定めない	同左
権利行使期間	2015年8月31日から 2045年7月30日まで	2016年8月31日から 2046年7月28日まで

	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第7回新株予約権	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第8回新株予約権
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役、執行役及び執行役員 26 三井住友信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 41 上記の合計 67	当社の取締役、執行役及び執行役員 30 三井住友信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 40 上記の合計 70
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 61,300株	普通株式 69,000株
付与日	2017年7月28日	2018年9月3日
権利確定条件	① 新株予約権者は、当社及び三井住友信託銀行株式会社の取締役、執行役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。 ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権全部を法定相続人の内1名（以下「権利承継者」という。）が相続する場合に限り、権利承継者が新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。	同左
対象勤務期間	定めない	同左
権利行使期間	2017年8月31日から 2047年7月27日まで	2018年9月30日から 2048年9月2日まで

② スtock・オプションの規模及びその変動状況

(イ) スtock・オプションの数

	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第1回新株予約権	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第2回新株予約権	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第3回新株予約権	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第4回新株予約権
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	22,000	21,000	39,300	35,700
権利確定	—	—	—	—
権利行使	1,400	1,000	—	3,100
失効	—	—	—	—
未行使残	20,600	20,000	39,300	32,600

	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第5回新株予約権	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第6回新株予約権	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第7回新株予約権	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第8回新株予約権
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	69,000
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	69,000
未確定残	—	—	—	—
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	31,300	50,000	61,300	—
権利確定	—	—	—	69,000
権利行使	1,300	1,300	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	30,000	48,700	61,300	69,000

(ロ) 単価情報

	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第1回新株予約権	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第2回新株予約権	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第3回新株予約権	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第4回新株予約権
権利行使価格(円)	4,000	4,000	5,190	1
行使時平均株価(円)	4,449	4,432	—	4,341
付与日における 公正な評価単価(円)	620	340	1,460	4,240

	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第5回新株予約権	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第6回新株予約権	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第7回新株予約権	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第8回新株予約権
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	4,273	4,362	—	—
付与日における 公正な評価単価(円)	5,447	3,246	3,870	4,183

(2) 連結子会社である日興アセットマネジメント株式会社

当連結会計年度(2019年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの内容

	2009年度ストック・オプション(1)	2009年度ストック・オプション(2)
付与対象者の区分及び人数(名)	同社及び同社関係会社の 取締役・従業員 271	同社及び同社関係会社の 取締役・従業員 48
株式の種類別のストック・オプションの数	同社普通株式 19,724,100株	同社普通株式 1,702,800株
付与日	2010年2月8日	2010年8月20日
権利確定条件	2012年1月22日(以下、「権利行使可能初日」という。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、同社が株式公開していることを要する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	同左
権利行使期間	2012年1月22日から 2020年1月21日まで	同左

	2011年度ストック・オプション(1)	2016年度ストック・オプション(1)
付与対象者の区分及び人数(名)	同社及び同社関係会社の 取締役・従業員 186	同社及び同社関係会社の 取締役・従業員 16
株式の種類別のストック・オプションの数	同社普通株式 6,101,700株	同社普通株式 4,437,000株
付与日	2011年10月7日	2016年7月15日
権利確定条件	2013年10月7日(以下、「権利行使可能初日」という。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、同社が株式公開していることを要する。	2018年7月15日(以下、「権利行使可能初日」という。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1、3分の1、3分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、同社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	2013年10月7日から 2021年10月6日まで	2018年7月15日から 2026年7月31日まで

	2016年度ストック・オプション(2)	2017年度ストック・オプション(1)
付与対象者の区分及び人数(名)	同社及び同社関係会社の 取締役・従業員 31	同社及び同社関係会社の 取締役・従業員 36
株式の種類別のストック・オプションの数	同社普通株式 4,409,000株	同社普通株式 4,422,000株
付与日	2017年4月27日	2018年4月27日
権利確定条件	2019年4月27日(以下、「権利行使可能初日」という。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1、3分の1、3分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、同社が株式公開していることを要する。	2020年4月27日(以下、「権利行使可能初日」という。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1、3分の1、3分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、同社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	2019年4月27日から 2027年4月30日まで	2020年4月27日から 2028年4月30日まで

② スtock・オプションの規模及びその変動状況

(イ) スtock・オプションの数

	2009年度ストック・オプション(1)	2009年度ストック・オプション(2)
付与日	2010年2月8日	2010年8月20日
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	1,494,900	108,900
付与	—	—
失効	323,400	33,000
権利確定	—	—
未確定残	1,171,500	75,900
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

	2011年度ストック・オプション(1)	2016年度ストック・オプション(1)
付与日	2011年10月 7 日	2016年 7 月15日
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	2, 686, 200	3, 618, 000
付与	—	—
失効	630, 300	—
権利確定	—	—
未確定残	2, 055, 900	3, 618, 000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

	2016年度ストック・オプション(2)	2017年度ストック・オプション(1)
付与日	2017年 4 月27日	2018年 4 月27日
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	3, 877, 000	—
付与	—	4, 422, 000
失効	66, 000	66, 000
権利確定	—	—
未確定残	3, 811, 000	4, 356, 000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(ロ) 単価情報

	2009年度ストック・オプション(1)	2009年度ストック・オプション(2)
付与日	2010年2月8日	2010年8月20日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価(円) (注) 1	0	0

	2011年度ストック・オプション(1)	2016年度ストック・オプション(1)
付与日	2011年10月7日	2016年7月15日
権利行使価格(円)	737 (注) 3	558
付与日における公正な評価単価(円) (注) 1	0	0

	2016年度ストック・オプション(2)	2017年度ストック・オプション(1)
付与日	2017年4月27日	2018年4月27日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価(円) (注) 1	0	0

(注) 1. 公正な評価単価に代え、本源的価値(取引事例比準法による評価額と行使価格との差額)の見積りによっております。

2. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当連結会計年度末における本源的価値の合計額 2,128百万円
3. 株式公開価格が737円(割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するよう調整される。)を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された三井住友トラスト・ホールディングス株式会社第8回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ・モデル

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第8回新株予約権
株価変動性 (注) 1	19.3%
予想残存期間 (注) 2	1.63年
配当利回り (注) 3	2.96%
無リスク利率 (注) 4	△0.11%

(注) 1. 予想残存期間に対応する過去の連続した期間の各週最終取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率であります。

2. スtock・オプションの予想残存期間を合理的に見積もることが困難であるため、新株予約権者の予想在任期間によって見積もっております。
3. 2018年3月期の普通株式配当実績によります。
4. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実際の失効数のみ反映させる方式を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)2	15,974百万円	15,668百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額 (貸出金償却含む)	40,239百万円	38,542百万円
有価証券償却有税分	19,233百万円	19,387百万円
繰延ヘッジ損益	8,722百万円	14,560百万円
退職給付に係る連結調整額	235百万円	10,080百万円
株式交換に伴う評価差額	5,112百万円	4,833百万円
その他	53,000百万円	52,379百万円
繰延税金資産小計	142,517百万円	155,453百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	－百万円	△3,835百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	－百万円	△18,597百万円
評価性引当額(注)1	△36,862百万円	△22,433百万円
繰延税金資産合計	105,654百万円	133,019百万円
繰延税金負債		
退職給付関係	△11,421百万円	△18,047百万円
その他有価証券評価差額金	△230,198百万円	△208,745百万円
株式交換に伴う評価差額	△7,777百万円	△6,779百万円
その他	△14,179百万円	△12,554百万円
繰延税金負債合計	△263,577百万円	△246,127百万円
繰延税金資産(△は負債)の純額	△157,923百万円	△113,107百万円

(注) 1. 評価性引当額が14,429百万円減少しております。この減少の主な内容は、当社及び一部の国内連結子会社が、2019年4月1日より適用する連結納税制度を前提とした課税所得の見込みにより回収可能と判断し、評価性引当額14,686百万円を認識しなくなったことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の残高
当連結会計年度(2019年3月31日)

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	2,395	2,429	1,898	1,754	1,225	5,966	15,668
評価性引当額	△649	△765	△552	△437	△249	△1,181	△3,835
繰延税金資産	1,745	1,664	1,345	1,316	976	4,784	(b) 11,832

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金15,668百万円(法定実効税率を乗じた額)は、主として、持株会社である当社において受取配当等の益金不算入制度により生じたものであり、当該税務上の繰越欠損金のうち繰延税金資産を計上した11,832百万円は、2019年4月1日より適用する連結納税制度を前提とした課税所得の見込みに基づき、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
法定実効税率 (調整)	—	30.62%
評価性引当額の増減	—	△5.71%
のれん減損損失	—	1.46%
のれん償却費	—	1.20%
持分法による投資損益	—	△0.76%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	—	△0.54%
その他	—	△1.16%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	25.11%

(注) 前連結会計年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

資産運用機能の分割・統合

(1) 取引の概要

① 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称：三井住友信託銀行株式会社の運用事業

事業の内容：法人・機関投資家向けの資産運用サービスの提供

② 企業結合日

2018年10月1日

③ 企業結合の法的形式

三井住友信託銀行株式会社(当社の連結子会社)を吸収分割会社、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社(当社の連結子会社)を吸収分割承継会社とする吸収分割

④ 結合後企業の名称

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

⑤ その他取引の概要に関する事項

当社グループの成長事業と位置づける資産運用ビジネスの強化を目的として、法人・機関投資家向けサービスを提供し、高いノウハウ・品質を有する三井住友信託銀行株式会社の運用機能を分割し、確定拠出年金・ファンドラップ・インデックス投信等を中心に個人顧客向けに業容拡大を図ってきた三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に発展的に統合したものであります。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき共通支配下の取引として処理しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会やグループ経営会議が、経営資源の配分の決定や業績評価のために、定期的に経営成績等の報告を受ける対象となっているものであります。

個人トータルソリューション事業：個人のお客様に対するサービス業務

法人事業（法人トータルソリューション事業及び法人アセットマネジメント事業）

：法人のお客様に対するサービス業務

証券代行事業：証券代行サービス業務

不動産事業：不動産事業サービス業務

受託事業：年金及び資産管理・運用を行う業務

マーケット事業：マーケティング業務・マーケットメイク業務及び投資業務・財務マネージ業務

（報告セグメントの変更に関する事項）

当社グループは、個人・法人のお客様の様々なニーズに対する課題解決策（「トータルソリューション」）の提供を中心とするビジネスモデルを明確化する観点から、前連結会計年度より組織改定を行っておりますが、前連結会計年度においてビジネスモデル変革が着実に進展したことに伴い、当連結会計年度より、サービスを基礎とする構成単位である事業別に報告セグメントを変更しております。

なお、前連結会計年度のセグメント情報は、変更後のセグメントの区分方法に基づいております。

2. 報告セグメントごとの実質業務粗利益及び実質業務純益の金額の算定方法

報告セグメントの情報は内部管理報告を基礎とし、会計処理の方法は「連結財務諸表の作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。社内管理の取扱いに則り処理をしております。経営者が各セグメントの資産情報を資源配分や業績評価のために使用することはないことから、セグメント別資産情報は作成しておりません。

実質業務純益は実質業務粗利益から総経費を控除した金額です。実質業務粗利益及び総経費は、当社及び連結子会社の業務粗利益及び経費（除く臨時処理分）に持分法適用会社の損益（臨時要因を除いた持分割合考慮後の金額）等を反映した社内管理ベースの計数です。

なお、セグメント間の取引及びセグメント間に跨る収益については社内管理（市場実勢価格）基準により算定しております。

（報告セグメントごとの利益又は損失の算定方法の変更）

当連結会計年度より、報告セグメントの変更を行ったことを受け、セグメント間の取引及びセグメント間に跨る収益について、第三者間取引価格から社内管理（市場実勢価格）の取り扱いによる算定方法に変更しております。

なお、前連結会計年度のセグメント情報は、変更後の算定方法に基づいております。

3. 報告セグメントごとの利益又は損失の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	個人 トータル ソリューション	法人	証券代行	不動産	受託	マーケット	その他	合計
実質業務粗利益	193,723	183,449	35,985	53,813	169,773	54,426	14,578	705,751
総経費	△166,719	△66,787	△18,494	△24,011	△110,596	△15,051	△33,531	△435,192
実質業務純益	27,004	116,661	17,491	29,801	59,177	39,375	△18,953	270,558

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、実質業務粗利益を記載しております。
2. 実質業務粗利益には、資金運用収支、信託報酬、役務取引等収支、特定取引収支及びその他業務収支を含んでおります。
3. 総経費には、人件費及び物件費を含んでおります。
4. 「その他」には、資本調達・政策株式配当の収支、経営管理本部のコスト、内部取引相殺消去額等を含んでおります。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	個人 トータル ソリューション	法人	証券代行	不動産	受託	マーケット	その他	合計
実質業務粗利益	199,892	193,892	37,031	54,388	172,188	45,683	19,591	722,669
総経費	△168,949	△70,463	△18,613	△24,235	△109,123	△15,317	△33,732	△440,435
実質業務純益	30,943	123,428	18,417	30,152	63,065	30,365	△14,140	282,233

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、実質業務粗利益を記載しております。
2. 実質業務粗利益には、資金運用収支、信託報酬、役務取引等収支、特定取引収支及びその他業務収支を含んでおります。
3. 総経費には、人件費及び物件費を含んでおります。
4. 「その他」には、資本調達・政策株式配当の収支、経営管理本部のコスト、内部取引相殺消去額等を含んでおります。

4. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容
(差異調整に関する事項)

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	金額
実質業務純益	270,558
その他経常収益	109,583
その他経常費用	△109,738
その他調整	△37,742
経常利益	232,661

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	金額
実質業務純益	282,233
その他経常収益	70,108
その他経常費用	△61,099
その他調整	△34,831
経常利益	256,411

【関連情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. サービスごとの情報

「セグメント情報 3. 報告セグメントごとの利益又は損失の金額に関する情報」と類似しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

(単位：百万円)

日本	米州	欧州	アジア・ オセアニア	合計
1,097,505	105,248	58,362	89,831	1,350,946

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く。)及びその他の国内連結子会社の取引に係る経常収益は「日本」に分類しております。また、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社の取引に係る経常収益は、海外店及び各社の所在地を基礎とし、地理的な近接度等を考慮の上、「米州」「欧州」「アジア・オセアニア」に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社グループと当社グループの顧客との取引により発生する経常収益において、その多様な取引を膨大な相手先別に区分していないため、主要な顧客ごとの情報については記載しておりません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. サービスごとの情報

「セグメント情報 3. 報告セグメントごとの利益又は損失の金額に関する情報」と類似しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

(単位：百万円)

日本	米州	欧州	アジア・ オセアニア	合計
1,104,917	158,817	87,455	116,727	1,467,916

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く。)及びその他の国内連結子会社の取引に係る経常収益は「日本」に分類しております。また、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社の取引に係る経常収益は、海外店及び各社の所在地を基礎とし、地理的な近接度等を考慮の上、「米州」「欧州」「アジア・オセアニア」に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社グループと当社グループの顧客との取引により発生する経常収益において、その多様な取引を膨大な相手先別に区分していないため、主要な顧客ごとの情報については記載しておりません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

固定資産の減損損失は、報告セグメントに配分しておりません。

減損損失は7,876百万円であります。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

固定資産の減損損失は、報告セグメントに配分しておりません。

減損損失は15,786百万円であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

のれんの償却額及び未償却残高は、報告セグメントに配分しておりません。

のれんの償却額は9,469百万円、未償却残高は81,038百万円であります。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

のれんの償却額及び未償却残高は、報告セグメントに配分しておりません。

のれんの償却額は9,468百万円、未償却残高は60,092百万円であります。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当ありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

関連当事者情報について記載すべき重要なものではありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

関連当事者情報について記載すべき重要なものではありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	6,897円36銭	7,008円67銭
1株当たり当期純利益	403円91銭	458円91銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	403円75銭	458円64銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	2,872,325	2,730,356
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	247,658	76,895
うち新株予約権	百万円	799	1,062
うち非支配株主持分	百万円	246,858	75,832
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	2,624,667	2,653,461
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数	千株	380,531	378,596

(注) 2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	153,986	173,889
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る親会社株主に 帰属する当期純利益	百万円	153,986	173,889
普通株式の期中平均株式数	千株	381,230	378,915
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する 当期純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	160	218
うち新株予約権	千株	160	218
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後1株当たり当期純利益の算定に含めなか った潜在株式の概要		当社 第3回新株予約権（ストック・オプション） 当社普通株式 39,300株 連結子会社（日興アセット マネジメント株式会社） 新株予約権（ストック・オ プション） 同社普通株式 11,785,000株	当社 第3回新株予約権（ストック・オプション） 当社普通株式 39,300株 連結子会社（日興アセット マネジメント株式会社） 新株予約権（ストック・オ プション） 同社普通株式 15,088,300株

(重要な後発事象)

(優先出資証券の償還)

当社は、2019年5月15日に、当社の連結子会社であるCMTH Preferred Capital 7 (Cayman) Limitedの発行した優先出資証券について、全額を償還することを承認する決定を行い、同社を解散する方針を決定いたしました。

(1) 償還する優先出資証券の概要

①発行体	CMTH Preferred Capital 7 (Cayman) Limited
②償還する証券の種類	円建配当金非累積型永久優先出資証券
③償還総額	410億円
④償還予定日	2019年7月25日

(2) 解散する子会社の名称及び概要

①名称	CMTH Preferred Capital 7 (Cayman) Limited
②概要	同社の概要につきましては、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。

(現物配当による子会社の異動)

当社及び当社の連結子会社である三井住友信託銀行株式会社(以下、「三井住友信託銀行」という。)は、2019年5月15日に、三井住友信託銀行が保有する日興アセットマネジメント株式会社の株式を2019年7月1日付けで当社へ現物配当し、当社の直接出資子会社とする方針を決定いたしました。

(自己株式の取得及び消却)

当社は、2019年5月15日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、自己株式取得に係る事項を決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式消却に係る事項を決議いたしました。

(1) 自己株式の取得及び消却を行う理由

株主還元の実現ならびに資本効率の向上を目的とするもの

(2) 取得に係る事項の内容

①取得する株式の種類	当社普通株式
②取得する株式の総数	5,000千株(上限)
③株式の取得価額の総額	160億円(上限)
④取得期間	2019年5月16日～2019年8月30日
⑤取得方法	東京証券取引所における取引一任契約に基づく市場買付

(3) 消却に係る事項の内容

①消却する株式の種類	当社普通株式
②消却する株式の数	11,000千株及び上記(2)により取得した自己株式の全株式数
③消却予定日	2019年9月20日

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当社	第1回無担保社債 (劣後特約及び実質破綻時債務 免除特約付)	2014年 9月5日	30,000	30,000	0.85	なし	2024年 9月5日
	第2回無担保社債 (劣後特約及び実質破綻時債務 免除特約付)	2015年 6月5日	30,000	30,000	0.91	なし	2025年 6月5日
	第3回無担保社債 (劣後特約及び実質破綻時債務 免除特約付)	2016年 2月29日	30,000	30,000	0.66	なし	2026年 2月27日
	第4回無担保社債 (劣後特約及び実質破綻時債務 免除特約付)	2016年 12月19日	30,000	30,000	0.62	なし	2026年 12月18日
	第5回無担保社債 (劣後特約及び実質破綻時債務 免除特約付)	2016年 12月8日	10,000	10,000	0.62	なし	2026年 12月8日
	第6回無担保社債 (劣後特約及び実質破綻時債務 免除特約付)	2017年 6月8日	20,000	20,000	0.57	なし	2027年 6月8日
	第7回無担保社債 (劣後特約及び実質破綻時債務 免除特約付)	2017年 6月8日	20,000	20,000	0.42	なし	2027年 6月8日
	第8回無担保社債 (劣後特約及び実質破綻時債務 免除特約付)	2017年 12月25日	30,000	30,000	0.41	なし	2027年 12月27日
	第9回無担保社債 (劣後特約及び実質破綻時債務 免除特約付)	2017年 12月14日	10,000	10,000	0.41	なし	2027年 12月14日
	第10回無担保社債 (劣後特約及び実質破綻時債務 免除特約付)	2018年 6月14日	—	20,000	0.55	なし	2028年 6月14日
	第11回無担保社債 (劣後特約及び実質破綻時債務 免除特約付)	2018年 6月14日	—	30,000	0.38	なし	2028年 6月14日
	第1回任意償還条項付無担保永 久社債 (債務免除特約及び劣後特約 付・適格機関投資家限定)	2015年 9月8日	70,000	70,000	2.49	なし	期限の 定めなし
	第2回任意償還条項付無担保永 久社債 (債務免除特約及び劣後特約 付・適格機関投資家限定)	2015年 9月8日	50,000	50,000	2.87	なし	期限の 定めなし
	第3回任意償還条項付無担保永 久社債 (債務免除特約及び劣後特約付)	2016年 9月8日	70,000	70,000	1.51	なし	期限の 定めなし
	第4回任意償還条項付無担保永 久社債 (債務免除特約及び劣後特約付)	2016年 9月8日	30,000	30,000	1.73	なし	期限の 定めなし
	第5回任意償還条項付無担保永 久社債 (債務免除特約及び劣後特約付)	2017年 9月5日	70,000	70,000	1.28	なし	期限の 定めなし
	第6回任意償還条項付無担保永 久社債 (債務免除特約及び劣後特約付)	2018年 9月11日	—	50,000	1.39	なし	期限の 定めなし

会社名	銘柄	発行年月日	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
三井住友信託 銀行株式会社	短期社債 (注) 2	2017年 7月24日～ 2019年 3月28日	605,290	949,302 [949,302]	0.00～ 2.77	なし	2018年 4月2日～ 2019年 7月18日
	第2回無担保変動利付永久社債 (劣後特約付及び券面分割禁止 制限付) (注) 3	2002年 9月25日	16,831	16,668	0.97	なし	期限の 定めなし
	第6回期限前償還条項付無担保 社債 (永久劣後特約付及び分割制限 付少人数私募) (注) 3	2009年 5月15日	10,162	10,018	4.46	なし	期限の 定めなし
	第11回無担保社債 (劣後特約付) (注) 3	2010年 12月10日	29,856	29,906	1.64	なし	2021年 1月28日
	第6回無担保社債 (劣後特約付) (注) 4	2006年 4月27日	19,996	19,997	2.78	なし	2026年 4月27日
	第8回無担保社債 (劣後特約付) (注) 4	2007年 5月10日	9,996	9,996	2.49	なし	2027年 5月10日
	第11回無担保社債 (劣後特約付) (注) 4	2010年 7月23日	50,000	50,000	1.55	なし	2020年 7月23日
	第12回無担保社債 (劣後特約付) (注) 4	2010年 11月11日	40,000	40,000	1.37	なし	2020年 11月11日
	第13回無担保社債 (劣後特約付) (注) 4	2011年 6月15日	20,000	20,000	2.34	なし	2026年 6月15日
	第14回無担保社債 (劣後特約付) (注) 4	2011年 9月28日	23,000	23,000	2.15	なし	2026年 9月28日
	第15回無担保社債 (劣後特約付) (注) 4	2012年 3月22日	40,000	40,000	1.62	なし	2022年 3月22日
	第1回無担保社債 (劣後特約付)	2012年 9月20日	40,000	40,000	1.38	なし	2022年 9月20日
	円建劣後社債	2012年 9月5日	1,500	1,500	1.71	なし	2025年 3月31日
	第3回～第13回 普通社債 (注) 2	2013年 5月2日～ 2018年 7月19日	195,000	135,000 [70,000]	0.11～ 0.58	なし	2018年 5月2日～ 2024年 10月28日
	ユーロ建無担保社債 (注) 1	2018年 9月25日	—	62,495 (501,890千€)	0.19	なし	2020年 9月25日
	米ドル建無担保社債 (注) 1、2	2013年 9月17日～ 2017年 9月19日	424,869 (3,999,149千米\$)	221,881 (1,999,837千米\$) [221,881]	1.95～ 3.69	なし	2018年 9月14日～ 2019年 10月18日
	豪ドル建無担保社債 (注) 1、2	2014年 9月8日～ 2015年 9月17日	24,503 (299,990千豪\$)	7,862 (99,998千豪\$) [7,862]	2.74～ 3.36	なし	2018年 9月7日～ 2019年 9月17日

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社	短期社債 (注) 2	2017年 10月6日～ 2019年 3月29日	292,984	349,486 [349,486]	△0.00～ 0.02	なし	2018年 4月6日～ 2020年 3月25日
	第1回無担保社債 (社債間限定同順位特約付・適格機関投資家限定分付分割制限 少数人数私募) (注) 2	2016年 12月20日	5,000	5,000 [5,000]	0.17	なし	2019年 12月20日
	第1回～第5回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	2017年 10月31日～ 2018年 10月25日	20,000	45,000	0.12～ 0.49	なし	2020年 10月30日～ 2028年 10月25日
Nexus Asset Funding Corporation	短期社債 (注) 2	2018年 3月30日～ 2019年 3月29日	23,598	24,000 [24,000]	0.01～ 0.09	なし	2018年 4月27日～ 2019年 4月26日
三井住友トラスト・ローン&ファイナンス株式会社	短期社債 (注) 2	2017年 9月14日～ 2019年 3月20日	140,997	149,998 [149,998]	0.00～ 0.01	なし	2018年 4月12日～ 2020年 2月13日
合計	—	—	2,533,585	2,851,114	—	—	—

- (注) 1. 「当期首残高」及び「当期末残高」欄の()書きは、外貨建社債の金額であります。
2. 「当期末残高」欄の[]書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。
3. 旧中央三井信託銀行株式会社が発行した社債であります。
4. 旧住友信託銀行株式会社が発行した社債であります。
5. 連結決算日後5年内における償還予定額は以下のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額(百万円)	1,781,413	232,260	50,000	50,000	30,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	4,370,083	4,023,801	0.42	—
借入金 (注) 2	4,370,083	4,023,801	0.42	2018年1月～ 2039年3月
リース債務	9,557	9,538	5.56	2018年7月～ 2045年2月

(注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出（加重平均）しております。

2. 返済期限の定めのない永久劣後特約付借入金を含んでおります。

3. 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金（百万円）	2,906,910	177,327	162,694	114,660	57,760
リース債務（百万円）	1,108	922	728	542	400

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
経常収益(百万円)	338,576	726,660	1,077,253	1,467,916
税金等調整前 四半期(当期)純利益金額(百万円)	66,339	137,291	199,436	241,340
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益金額(百万円)	44,490	91,510	134,332	173,889
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	117.11	241.30	354.42	458.91

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1株当たり四半期純利益金額(円)	117.11	124.19	113.10	104.48

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※1 1,775	※1 2,110
有価証券	※1 53,000	※1 100,000
前払費用	57	183
未収還付法人税等	14,549	28,924
その他	※1 2,159	※1 2,457
流動資産合計	71,542	133,676
固定資産		
有形固定資産	0	0
工具、器具及び備品	0	0
無形固定資産	0	0
ソフトウェア	0	0
投資その他の資産	2,004,969	2,069,815
投資有価証券	652	652
関係会社株式	1,494,222	1,447,538
関係会社長期貸付金	510,000	610,000
繰延税金資産	—	11,530
その他	94	94
固定資産合計	2,004,970	2,069,816
資産合計	2,076,512	2,203,492
負債の部		
流動負債		
未払費用	※1 2,787	※1 2,803
未払法人税等	4	4
賞与引当金	135	174
役員賞与引当金	49	49
その他	※1 143	※1 129
流動負債合計	3,119	3,161
固定負債		
社債	※1, ※2 584,300	※1, ※2 641,600
長期借入金	※3 10,000	※3 10,000
その他	10	10
固定負債合計	594,310	651,610
負債合計	597,429	654,771

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	261,608	261,608
資本剰余金		
資本準備金	702,933	702,933
その他資本剰余金	338,540	338,540
資本剰余金合計	1,041,473	1,041,473
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	217,424	295,798
利益剰余金合計	217,424	295,798
自己株式	△42,224	△51,222
株主資本合計	1,478,282	1,547,658
新株予約権	799	1,062
純資産合計	1,479,082	1,548,721
負債純資産合計	2,076,512	2,203,492

② 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2017年 4 月 1 日 至 2018年 3 月31日)	当事業年度 (自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月31日)
営業収益		
関係会社受取配当金	※1 55,512	※1 121,832
関係会社受入手数料	※1 1,788	※1 1,317
営業収益合計	57,301	123,149
営業費用		
販売費及び一般管理費	※1,※2 3,071	※1,※2 3,341
営業費用合計	3,071	3,341
営業利益	54,230	119,808
営業外収益		
受取利息	※1 6,522	※1 7,628
有価証券利息	※1 0	※1 0
受取手数料	※1 147	※1 28
その他	※1 115	※1 52
営業外収益合計	6,785	7,709
営業外費用		
支払利息	76	76
社債利息	※1 10,498	※1 10,275
その他	※1 1,102	※1 974
営業外費用合計	11,678	11,327
経常利益	49,337	116,190
税引前当期純利益	49,337	116,190
法人税、住民税及び事業税	4	4
法人税等調整額	—	△11,530
法人税等合計	4	△11,526
当期純利益	49,333	127,717

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	261,608	702,933	338,539	1,041,473	217,690	217,690
当期変動額						
剰余金の配当					△49,599	△49,599
当期純利益					49,333	49,333
自己株式の取得						
自己株式の処分			0	0		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	0	0	△266	△266
当期末残高	261,608	702,933	338,540	1,041,473	217,424	217,424

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△34,061	1,486,710	577	1,487,288
当期変動額				
剰余金の配当		△49,599		△49,599
当期純利益		49,333		49,333
自己株式の取得	△8,184	△8,184		△8,184
自己株式の処分	22	22		22
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			222	222
当期変動額合計	△8,162	△8,427	222	△8,205
当期末残高	△42,224	1,478,282	799	1,479,082

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	261,608	702,933	338,540	1,041,473	217,424	217,424
当期変動額						
剰余金の配当					△49,343	△49,343
当期純利益					127,717	127,717
自己株式の取得						
自己株式の処分			△0	△0		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	△0	△0	78,374	78,374
当期末残高	261,608	702,933	338,540	1,041,473	295,798	295,798

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△42,224	1,478,282	799	1,479,082
当期変動額				
剰余金の配当		△49,343		△49,343
当期純利益		127,717		127,717
自己株式の取得	△9,033	△9,033		△9,033
自己株式の処分	35	35		35
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			262	262
当期変動額合計	△8,998	69,375	262	69,638
当期末残高	△51,222	1,547,658	1,062	1,548,721

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により行っております。

その他有価証券

時価を把握することが極めて困難と認められるもの：移動平均法による原価法により行っております。

預金と同様の性格を有するもの：移動平均法による原価法により行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品：5年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産の取得に係る控除対象外消費税等は、当事業年度の費用に計上しております。

(追加情報)

当社は、2019年4月1日より連結納税制度を適用することについて国税庁長官の承認を受けたため、当事業年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その1）」（実務対応報告第5号平成27年1月16日）及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その2）」（実務対応報告第7号平成27年1月16日）に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

(貸借対照表関係)

※ 1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2018年 3月31日)	当事業年度 (2019年 3月31日)
短期金銭債権	56,935百万円	104,568百万円
短期金銭債務	693百万円	422百万円
長期金銭債務	84,300百万円	41,600百万円

※ 2. 社債は、全額劣後特約付社債であります。

	前事業年度 (2018年 3月31日)	当事業年度 (2019年 3月31日)
劣後特約付社債	584,300百万円	641,600百万円
うち実質破綻時債務免除特約付 劣後社債	500,000百万円	600,000百万円

※ 3. 長期借入金は、全額劣後特約付借入金であります。

	前事業年度 (2018年 3月31日)	当事業年度 (2019年 3月31日)
劣後特約付借入金	10,000百万円	10,000百万円
うち実質破綻時債務免除特約付 劣後借入金	10,000百万円	10,000百万円

4. 保証債務

三井住友信託銀行株式会社の発行している普通社債に対し債務保証を行っておりますが、その金額は次のとおりであります。

前事業年度 (2018年 3月31日)	当事業年度 (2019年 3月31日)
53,120百万円	一百万円

(損益計算書関係)

※ 1. 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

	前事業年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月31日)	当事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日)
営業取引による取引高		
営業収益	57,301百万円	123,149百万円
営業費用	138百万円	143百万円
営業取引以外の取引による取引高		
営業外収益	6,671百万円	7,658百万円
営業外費用	4,258百万円	2,903百万円

※ 2. 販売費及び一般管理費のうち主要なものは次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。

	前事業年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月31日)	当事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日)
給料・手当	1,920百万円	2,338百万円
報酬・委託費	356百万円	306百万円

(有価証券関係)

時価のある子会社株式及び関連会社株式はありません。

なお、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	(単位：百万円)	
	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
子会社株式	1,494,222	1,413,453
関連会社株式	—	34,084
合計	1,494,222	1,447,538

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	13,304百万円	14,323百万円
その他	220百万円	223百万円
繰延税金資産小計	13,524百万円	14,547百万円
評価性引当額	△13,524百万円	△3,016百万円
繰延税金資産合計	一百万円	11,530百万円
繰延税金資産の純額	一百万円	11,530百万円

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号平成30年2月16日)を当事業年度から適用し、前事業年度の子会社株式に係る繰延税金資産及び評価性引当額の金額の一部を同基準第32項に従い同額減額しています。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
法定実効税率	30.86%	30.62%
(調整)		
受取配当金の益金不算入	△34.65%	△32.06%
評価性引当額等の増減	3.53%	△8.49%
その他	0.26%	0.01%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.01%	△9.92%

(重要な後発事象)

(自己株式の取得及び消却)

当社は、2019年5月15日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、自己株式取得に係る事項を決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式消却に係る事項を決議いたしました。

(1) 自己株式の取得及び消却を行う理由

株主還元の充実ならびに資本効率の向上を目的とするもの

(2) 取得に係る事項の内容

①取得する株式の種類	当社普通株式
②取得する株式の総数	5,000千株(上限)
③株式の取得価額の総額	160億円(上限)
④取得期間	2019年5月16日～2019年8月30日
⑤取得方法	東京証券取引所における取引一任契約に基づく市場買付

(3) 消却に係る事項の内容

①消却する株式の種類	当社普通株式
②消却する株式の数	11,000千株及び上記(2)により取得した自己株式の全株式数
③消却予定日	2019年9月20日

④ 【附属明細表】

当事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	減価償却 累計額
有形固定資産	工具、器具及び備品	0	－	－	0	0	4
無形固定資産	ソフトウェア	0	－	－	0	0	7

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当期末 残 高
賞与引当金	135	174	135	174
役員賞与引当金	49	49	49	49

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	—
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 公告掲載URL https://www.smth.jp/
株主に対する特典	該当ありません。

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)	有価証券報告書 及びその添付書類 並びに確認書	事業年度 (第7期)	自 2017年4月1日 至 2018年3月31日	2018年6月29日 関東財務局長に提出。
(2)	有価証券報告書の訂正 報告書及び確認書	事業年度 (第7期)	自 2017年4月1日 至 2018年3月31日	2018年8月29日 関東財務局長に提出。
(3)	内部統制報告書及びその添付書類			2018年6月29日 関東財務局長に提出。
(4)	四半期報告書 及び確認書	第8期 第1四半期	自 2018年4月1日 至 2018年6月30日	2018年8月10日 関東財務局長に提出。
		第8期 第2四半期	自 2018年7月1日 至 2018年9月30日	2018年11月28日 関東財務局長に提出。
		第8期 第3四半期	自 2018年10月1日 至 2018年12月31日	2019年2月13日 関東財務局長に提出。
(5)	臨時報告書	① 企業内容等の開示に関する内閣府令 第19条第2項第9号の2(株主総会での 決議)に基づくもの。		2018年6月29日 関東財務局長に提出。
		② 企業内容等の開示に関する内閣府令 第19条第2項第2号の2(新株予約権 証券の取得勧誘)に基づくもの。		2018年7月27日 関東財務局長に提出。
		③ 企業内容等の開示に関する内閣府令 第19条第2項第9号(代表執行役の異 動)に基づくもの。		2019年5月15日 関東財務局長に提出。
		④ 企業内容等の開示に関する内閣府令 第19条第2項第3号(特定子会社の異 動)に基づくもの。		2019年5月15日 関東財務局長に提出。
(6)	臨時報告書の 訂正報告書	2018年7月27日提出の臨時報告書に係る 訂正報告書		2018年9月4日 関東財務局長に提出。
(7)	発行登録書 及びその添付書類	社債の募集に係る発行登録書		2018年7月24日 関東財務局長に提出。
(8)	発行登録追補書類 及びその添付書類	① 2018年7月24日提出の発行登録書に 係る発行登録追補書類 ② 2018年7月24日提出の発行登録書に 係る発行登録追補書類 ③ 2018年7月24日提出の発行登録書に 係る発行登録追補書類		2018年9月5日 関東財務局長に提出。 2019年5月24日 関東財務局長に提出。 2019年5月24日 関東財務局長に提出。
(9)	訂正発行登録書	① 2018年7月24日提出の発行登録書に 係る訂正発行登録書 ② 2018年7月24日提出の発行登録書に 係る訂正発行登録書 ③ 2018年7月24日提出の発行登録書に 係る訂正発行登録書 ④ 2018年7月24日提出の発行登録書に 係る訂正発行登録書 ⑤ 2018年7月24日提出の発行登録書に 係る訂正発行登録書		2018年7月27日 関東財務局長に提出。 2018年8月29日 関東財務局長に提出。 2018年9月4日 関東財務局長に提出。 2019年5月15日 関東財務局長に提出。 2019年5月16日 関東財務局長に提出。

(10) 自己株券買付状況 報告書	報告期間	自	2018年 6 月 1 日	2018年 7 月13日
		至	2018年 6 月30日	関東財務局長に提出。
		自	2019年 5 月16日	2019年 6 月12日
		至	2019年 5 月31日	関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年6月27日

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森 俊 哉 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小 倉 加 奈 子 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤 澤 孝 印
業務執行社員

＜財務諸表監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社及び連結子会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

＜内部統制監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の2019年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社が2019年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2019年6月27日

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 俊 哉 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 倉 加 奈 子 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤 澤 孝 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年6月28日
【会社名】	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
【英訳名】	Sumitomo Mitsui Trust Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役執行役社長 大 久 保 哲 夫
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役執行役社長 大久保 哲夫は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2019年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社並びに連結子会社7社及び持分法適用関連会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社54社及び持分法適用関連会社29社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当連結会計年度の連結経常収益（連結会社間取引消去後）の概ね2/3に達している3事業拠点を「重要な事業拠点」としました。なお、総額で経常収益に含まれているリース事業に係る収益については、費用を控除した利息相当額を用いて事業拠点の選定を行いました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として預金、貸出金、有価証券及び信託報酬に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年6月28日
【会社名】	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
【英訳名】	Sumitomo Mitsui Trust Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役執行役社長 大 久 保 哲 夫
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役執行役社長 大久保 哲夫は、当社の第8期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

該当事項はありません。